

広陵町地域防災計画

一般対策編

令和5年3月改正

奈良県 広陵町

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第1 計画の趣旨	1
第2 計画の基本方針	1
第3 計画の運用	2
第4 計画の修正	2
第5 計画の構成	2
第6 広陵町地域防災活動推進条例との関係	3
第7 広陵町国土強靱化地域計画との関係	3
第8 奈良県緊急防災大綱との関係	4
第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	5
第1 町	5
第2 県	6
第3 県の機関	6
第4 指定地方行政機関	8
第5 自衛隊	11
第6 指定公共機関	12
第7 指定地方公共機関	13
第8 公共的団体・機関	15
第9 近隣自治体	17
第3節 広陵町の自然的・社会的条件	18
第1 位置	18
第2 面積	18
第3 地勢、地質	18
第4 気象	18
第4節 広陵町の過去の災害	19
第1 概要	19
第2 水害	19
第3 火災	20
第4 水害被害の想定	20
第2章 災害予防計画	21
住民の避難	21
第1節 避難行動計画	21
第1 避難について	21
第2 避難路の選定基準	21
第3 指定緊急避難場所の指定	22
第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備	23
第5 指定緊急避難場所の公表	23
第6 避難指示等の具体的な発令基準の設定及び体制の構築	23
第7 住民等への情報伝達手段の確保	24
第8 住民等への周知及び啓発	24
第9 町における計画	25
第10 防災上重要な施設における計画	25
第11 住民等自らが取り組むべきこと	26

第 12	自宅療養者等の避難	26
第 13	在宅難病患者等の避難	26
第 2 節	避難生活計画	27
第 1	指定避難所の指定	27
第 2	福祉避難所	28
第 3	多様な施設の利用	30
第 4	指定避難所の整備	30
第 5	指定避難所の情報の公表	31
第 6	指定避難所の運営	31
第 7	在宅被災者等への支援体制の整備	33
第 8	町における計画	33
第 9	避難所運営において具体的に定める事項	33
第 10	住民等自らが取り組むべきこと	34
第 3 節	帰宅困難者対応計画	35
第 1	帰宅困難者	35
第 2	普及啓発	35
第 3	帰宅困難者への支援対策	36
第 4 節	要配慮者の安全確保計画	37
第 1	基本的な考え方	37
第 2	地域防災計画への規定及び全体計画の策定	37
第 3	要支援者名簿の整備	38
第 4	要支援者名簿情報の利用及び提供	40
第 5	要支援者名簿情報を提供する場合における配慮	41
第 6	秘密保持義務	41
第 7	個別避難計画の作成	41
第 8	地域における支援体制のネットワークづくり	42
第 9	避難所における対策	42
第 10	情報伝達手段の整備	42
第 11	防災訓練、教育の実施	43
第 12	要配慮者等向け生活用品・食料等の準備	43
第 5 節	住宅応急対策準備計画	44
第 1	応急仮設住宅の供給体制の整備	44
第 2	応急仮設住宅の設置	44
第 3	公営住宅の空き家状況の把握	44
第 4	民間賃貸住宅の借上げ等に係る協力体制	44
住民等の防災活動の促進	45	
第 6 節	防災教育計画	45
第 1	防災教育推進の基本的な考え方	45
第 2	普及・啓発及び教育の方法	45
第 3	普及・啓発を要する事項	46
第 4	学校における防災教育	46
第 5	住民等に対する防災教育	49
第 6	職員に対する防災教育	50
第 7	防火管理者に対する防災教育	50
第 8	災害教訓の伝承	50
第 9	事業所の責務	51
第 7 節	防災訓練計画	52

第1	訓練の考え方	52
第2	総合的な防災訓練	52
第3	個別防災訓練	53
第4	住民等の訓練	53
第5	複合災害に対応した訓練の実施	53
第8節	自主防災組織の育成等に関する計画	54
第1	地域住民等の自主防災組織	54
第2	自主防災組織の規約・防災計画等	55
第3	育成強化対策	56
第4	事業所等の自主防災体制	56
第5	地区防災計画	57
第6	防災士の確保と育成	58
第9節	企業防災の促進に関する計画	60
第1	企業・事業所の役割	60
第2	町の役割	61
第3	商工会等の役割	61
第10節	消防団による地域防災体制の充実強化計画	62
第1	消防団の役割	62
第2	他の組織との関係	62
第3	消防団員数の確保	62
第11節	ボランティア活動支援環境整備計画	64
第1	災害時におけるボランティア活動支援体制の整備	64
第2	ボランティアの事前登録・育成	64
第3	活動体制の整備	65
災害に強いまちづくり		66
第12節	まちの防災構造の強化計画	66
第1	都市施設に求められる防災機能	66
第2	災害に備えた計画的なまちづくり	66
第3	災害に備えた取組	67
第4	防災空間の整備拡大	68
第5	防災公園の整備	68
第13節	災害に強い道づくり	69
第1	道路施設等の耐久性の強化	69
第2	連絡体制の整備	70
第3	危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保	70
第4	道路利用者等に対する防災知識の普及	70
第14節	緊急輸送道路の整備計画	71
第1	緊急輸送道路ネットワーク	71
第2	防災拠点	71
第3	緊急輸送道路の整備	72
第4	緊急通行車両等の事前届出	72
第15節	ライフライン施設の災害予防計画	73
第1	上水道	73
第2	下水道	73
第3	電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社奈良支社）	74
第4	電信電話施設	78

第5 都市ガス（ガス事業者）	84
第16節 危険物施設災害予防計画	86
第1 町、消防機関が実施する対策	86
第2 施設管理者が実施する対策	86
第3 ガス災害予防計画	87
第4 火薬類施設	87
第5 毒物・劇物保管施設災害予防計画	88
災害応急対策及び復旧への備え	89
第17節 防災体制の整備計画	89
第1 町の活動体制	89
第2 防災組織の整備	89
第3 防災救助施設等の整備	91
第4 防災関係情報の共有化	92
第5 大規模停電災害予防計画	92
第6 災害時における人的被害の公表による救助活動の効率化・円滑化	92
第18節 航空防災体制の整備計画	93
第1 県消防防災ヘリコプターの配備	93
第2 緊急ヘリポートの整備	93
第19節 通信体制の整備計画	94
第1 防災通信システムの整備	94
第2 電信電話施設	94
第3 放送施設	94
第4 その他の通信施設	94
第5 通信訓練	94
第6 非常通信体制の充実強化	94
第7 一斉配信システム	95
第8 Lアラート等	95
第9 孤立集落への通信	96
第20節 孤立地区対策	97
第1 住民・自主防災組織	97
第2 町	97
第21節 支援体制の整備	98
第1 相互応援体制整備計画	98
第2 支援体制の整備	98
第3 ボランティア等の活動体制	98
第22節 受援体制の整備	99
第1 防災関係機関の相互応援体制の整備	99
第2 応援協力体制の整備	99
第3 広域防災体制の確立	99
第4 ボランティア等の活動体制	99
第23節 保健医療計画	100
第1 保健医療救護体制の整備	100
第2 災害時における医療情報等の収集、伝達手段の確保	101
第3 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制の確保	101
第4 後方医療体制の整備	101
第5 医療ボランティアの活用	101

第6	医薬品等の確保	101
第7	病院防災マニュアルの作成	102
第8	災害医療に関する普及・啓発、教育研修、訓練の実施	102
第9	保健師等による健康管理・健康相談の実施	102
第10	在宅難病患者対策	102
第24節	防疫予防計画	103
第1	防疫実施組織の設置	103
第2	防疫・保健衛生用資機材等の整備	103
第3	職員の訓練	103
第25節	火葬場等の確保計画	103
第1	火葬場データベースの整備	103
第2	応援協力体制の確立	103
第26節	廃棄物処理計画	104
第1	災害廃棄物処理計画による体制整備	104
第2	災害時の相互協力体制の構築	104
第3	廃棄物処理施設等の整備等	104
第27節	食料、生活必需品の確保計画	105
第1	町・住民等の役割分担	105
第2	平常時の物資調達	105
第3	平常時の報告	106
第4	食料等の備蓄率の向上	106
第5	被災者への炊き出し施設	106
第28節	文化財災害予防計画	107
第1	基本計画	107
第2	文化財種別対策	107
第3	災害別対策（文化財災害予防対策）	108
風水害予防計画		110
第29節	水害への備え	110
第1	洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知	110
第2	水防訓練、避難訓練の実施	111
第3	河川災害予防計画	111
第4	農業用河川工作物対策	112
第30節	風害予防計画	113
第1	風害の予防対策	113
第2	台風・竜巻等に関する知識の普及・啓発	113
第3	農作物、林産物の予防対策	114
第4	電力施設の防災対策	114
第5	通信施設の防災対策	114
第31節	雪害予防計画	115
第1	方針	115
第2	実施区分	115
第3	凍結防止剤の確保	115
地盤災害予防計画		116
第32節	総合的な土砂災害予防対策	116
第1	土砂災害に関する施策	116

第 33 節	ため池災害予防計画	117
第 34 節	宅地等災害予防計画	118
第 1	宅地の安全性の向上	118
第 2	二次災害の軽減・防止対策	118
	火災関係予防計画	119
第 35 節	火災予防・救急・救助計画	119
第 1	出火防止・初期消火	119
第 2	消防力・消防水利等の整備	119
第 3	救急・救助体制の整備	120
第 36 節	林野火災予防計画	121
第 1	林野火災に強い地域づくり	121
第 2	活動体制の整備	122
	鉄道災害予防計画	124
第 37 節	鉄道災害予防計画	124
第 1	防災施設の維持管理計画	124
第 2	災害警備体制の確立	124
第 3 章	災害応急対策計画	125
	住民避難	125
第 1 節	避難行動計画	125
第 1	町等の実施する応急措置	125
第 2	避難指示等の発令	125
第 3	警戒区域の設定	130
第 4	応急公用負担等	132
第 5	当該応急措置の業務への従事	133
第 6	避難の誘導	134
第 7	避難行動要支援者の避難	134
第 8	福祉避難所	135
第 9	広域避難	135
第 2 節	避難生活計画	137
第 1	避難所の設置	137
第 2	県への報告	138
第 3	避難所の運営管理	138
第 4	在宅被災者等への支援	142
第 5	車中泊避難者への対応	142
第 6	自宅療養者等の情報共有	142
第 7	広域一時滞在	142
第 3 節	要配慮者の支援計画	143
第 1	要配慮者の避難支援	143
第 2	要配慮者への支援	143
第 3	情報伝達等の方法	144
第 4	災害情報等の周知	145
第 5	避難誘導	145
第 6	安否確認及び被災状況の報告	145
第 7	被災状況の取りまとめ	146
第 8	被災者に対する応急的処遇	146

第9	日常生活用品の供給.....	146
第4節	住宅応急対策計画.....	147
第1	趣旨.....	147
第2	応急仮設住宅の確保.....	147
第3	住宅の応急修理.....	147
第4	公営住宅の特例使用.....	148
第5	関係団体との連携による民間賃貸住宅等の紹介.....	148
	発災時の対応.....	149
第5節	活動体制計画.....	149
第1	防災組織計画.....	149
第2	活動体制.....	150
第3	災害警戒体制（災害対策本部を設置しない程度の災害）.....	151
第4	非常配備体制（災害対策本部を設置して対応する災害）.....	152
第5	各班の所掌事務.....	155
第6	災害警戒体制動員.....	160
第7	災害対策本部動員.....	162
第6節	災害情報の収集・整理・伝達計画.....	166
第1	気象情報の伝達計画.....	166
第2	情報の受理、伝達.....	171
第3	町の措置.....	172
第4	放送機関の措置.....	173
第5	N T T西日本の措置.....	173
第6	その他の措置.....	173
第7	早期災害情報収集の計画.....	173
第8	被害状況の調査・報告計画.....	174
第9	被災者の安否情報.....	179
第10	災害時における人的被害の公表による救助活動の効率化・円滑化.....	180
第7節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画.....	182
第1	県消防防災ヘリコプター派遣要請.....	182
第2	自衛隊へのヘリコプター派遣要請.....	183
第3	警察へのヘリコプター派遣要請.....	183
第4	町の受入準備.....	183
第5	離着陸不能の条件.....	184
第6	輸送ルートの確保.....	184
第8節	通信運用計画.....	185
第1	通信手段.....	185
第9節	広報計画.....	186
第1	防災関係機関の広報活動.....	186
第2	町の広報活動.....	186
第3	ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、電気通信業者）.....	186
第4	公共交通機関.....	187
第5	記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成.....	187
第6	災害情報窓口.....	187
第7	停電時の広報.....	187
第10節	支援体制の整備.....	188
第1	支援の種類.....	188
第2	町内への避難者受入.....	188

第 11 節	受援体制の整備	189
第 1	市町村の相互協力.....	189
第 2	各機関への派遣要請計画.....	189
第 3	災害時における事務の委託の手續の特例.....	197
第 4	I S U T の受け入れ体制の準備.....	197
第 12 節	公共土木施設被害の初動応急対策	198
第 1	被災直後の初期段階での県・国等との連携.....	198
第 2	県による住民等や町への情報提供.....	198
第 13 節	道路等の災害応急対策計画	199
第 1	道路、橋梁.....	199
第 2	交通安全施設.....	200
第 3	農道.....	201
第 14 節	ライフライン施設の災害応急対策計画	202
第 1	上水道.....	202
第 2	下水道.....	202
第 3	電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）.....	202
第 4	電信電話施設.....	207
第 5	ガス災害応急対策.....	212
第 15 節	危険物施設災害応急対策計画	216
第 1	施設の管理者が実施する対策.....	216
第 2	県及び消防機関が実施する対策.....	216
第 3	火薬類施設災害応急対策.....	217
第 4	毒物・劇物保管施設災害応急対策.....	218
第 5	放射性物質保管施設.....	218
救助・医療活動計画	219
第 16 節	救急、救助活動計画	219
第 1	救急活動.....	219
第 2	救助活動.....	219
第 3	各関係機関の相互協力.....	219
第 17 節	保健医療活動計画	221
第 1	保健医療活動.....	221
第 2	傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送.....	223
第 3	後方医療体制.....	224
第 4	医薬品等の供給.....	224
第 5	精神障がい者対策及びメンタルヘルス対策.....	224
第 6	保健所等による健康管理に関する活動.....	225
第 7	在宅難病患者に関する活動.....	226
第 8	精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動.....	226
第 9	医療関係機関・団体への協力要請.....	227
第 18 節	緊急輸送計画	229
第 1	計画の方針.....	229
第 2	緊急輸送の範囲.....	229
第 3	輸送力の確保.....	229
第 4	緊急輸送体制の確立.....	230
第 5	緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策.....	231
第 19 節	災害警備、交通規制計画	232

第1	災害警備	232
第2	交通規制及び緊急通行車両	232
物資供給計画		238
第20節	食料、生活必需品の供給計画	238
第1	住民等、町、県の役割分担	238
第2	物資の調達・供給状況の報告等	238
第3	物資供給	238
第4	食料（米穀）の供給	239
第5	被災者への炊き出し施設	239
第6	救援物資への対応	240
第21節	給水計画	241
第1	実施体制	241
第2	飲料水等の確保	242
第3	給水方法	242
第4	給水応援	242
保健・衛生計画		243
第22節	防疫、保健衛生計画	243
第1	防疫体制	243
第2	防疫・保健衛生用資機材の調達等	243
第3	ペットの災害対策	243
第23節	遺体の火葬等計画	245
第1	遺体の火葬等の実施	245
第2	大規模災害発生時の町・県等の連携	246
第24節	廃棄物の処理及び清掃計画	247
第1	がれき等の処理	247
第2	生活ごみの処理	248
第3	し尿処理	248
第4	廃棄物処理の特例（基本法第86条の5）	250
第5	廃棄物処理施設の復旧	250
支援受入計画		251
第25節	ボランティア活動支援計画	251
第1	災害ボランティア本部の設置	251
第2	ボランティア・NPOの受入体制	251
第3	情報収集・情報提供	251
第4	ボランティア団体・NPOの活動	251
第26節	海外からの支援受入計画	253
第1	基本方針	253
第2	救援物資の受入	253
第3	救援隊の受入	253
第27節	義援金の取扱いに関する計画	254
第1	日本赤十字社奈良県支部	254
第2	町	254
第3	県	254
第28節	災害救助法等による救助計画	255
第1	被害認定	255

第2	適用基準	255
第3	災害報告	255
第4	救助の実施機関	256
第5	救助の程度・方法及び期間	256
第6	災害救助法による救助の基準	256
第7	費用	257
第8	日本赤十字社による救助	257
教育施設等計画		258
第29節	文教対策計画	258
第1	児童・生徒の安全確保	258
第2	応急措置	259
第3	応急教育	260
第4	児童・生徒等に対する援助	261
第30節	文化財災害応急対策計画	262
第1	災害状況の把握	262
第2	被害状況の調査と応急措置	262
第3	復旧対策	262
第4	大規模災害における応急対策	263
風水害応急対策計画		265
第31節	風水害応急対策	265
第1	水防配備と水防活動	265
第2	水防警報とその措置	267
第3	輸送	269
第4	井堰、排水門・取水門扉、調整池、ため池等の操作	269
第5	決壊の通報並びに決壊後の措置	269
第6	避難のための立退	269
第32節	雪害応急対策	271
第1	気象情報の把握	271
第2	資機材等の配備	271
第3	維持管理上必要な措置	271
第4	他機関との調整	271
地盤災害応急対策計画		272
第33節	被災宅地の危険度判定	272
第34節	ため池災害応急対策	274
第1	計画方針	274
第2	町が実施する対策	274
第3	関係機関が実施する対策	274
原子力災害応急対策計画		275
第35節	原子力災害応急対策	275
第4章	災害復旧・復興計画	276
第1節	公共施設の災害復旧	276
第1	実施責任者	276
第2	災害復旧事業計画	276
第3	災害復旧予算措置	277

第4	激甚災害に係る財政援助措置	277
第2節	被災者の生活確保	278
第1	被害認定調査、り災証明書 ^の 交付及び被災者台帳 ^の 作成	278
第2	生活相談	278
第3	女性 ^の ための相談	278
第4	雇用対策	279
第5	職業 ^の あっせん	279
第6	職業訓練 ^の 促進	279
第7	雇用保険 ^の 失業給付に関する特別措置	279
第8	援助資金 ^の 貸付け等	280
第9	災害時 ^{における} 金融面 ^の 対策	282
第10	独立行政法人住宅金融支援機構 ^{への} あっせん等	283
第11	公営住宅 ^の 建設	283
第12	民間賃貸住宅 ^の 紹介	283
第13	支援 ^{のための} 環境整備	283
第3節	被災中小企業^のの振興	284
第1	中小企業支援対策	284
第2	金融支援	284
第3	雇用対策	284
第4節	農林業者^{への}の融資	286
第1	農業災害 ^{に対する} 融資制度	286
第2	林業災害 ^{に対する} 融資制度	286
第5節	義援金^のの配分	287
第1	町	287
第2	県	287
第3	日本赤十字社奈良県支部	287
第6節	激甚災害^のの指定に関する計画	289
第1	激甚災害 ^{に関する} 調査	289
第2	激甚災害指定 ^の の迅速化	289
第7節	災害復旧・復興計画	290
第1	災害復旧・復興計画 ^の の基本方針	290
第2	復旧・復興計画 ^の の策定	290
第3	復旧・復興対策体制 ^の の整備	291
第4	特定大規模災害 ^{からの} の復興	291

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の趣旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）以下「基本法」という。）第42条に基づく「広陵町地域防災計画」の一般対策編として、広陵町の地域における大規模な災害（地震災害を除く。地震災害については「震災対策編」参照）に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、町は、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、住民及び滞在者、その他のもの（以下「住民等」という。）の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共福祉の確保を図る。

第2 計画の基本方針

近年の気候変動による豪雨災害の多発や、紀伊半島大水害や東日本大震災等の経験・教訓を踏まえ、直下型地震、海溝型地震、水害、土砂災害、原発事故対応といった災害種ごとに、災害はいつでも起こりうるとの考え方にに基づき、計画を策定する。

各種の災害による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、人的な被害、経済的な被害の軽減に向け、様々な対策を組み合わせることで災害に備える。

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、「公助」として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。併せて、自分の命は自分で守るという意識のもと「自助」、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の住民等が連携して行う「共助」の「三助」を基本とする防災対策の考え方に沿って、日常的に減災活動を持続し、地域防災力の向上を図る。特に、気候変動の影響等により新たな災害環境となりつつある近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。また、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上に努める。さらに、住民等の多様な視点を反映した防災対策を講ずるといった観点から、女性、高齢者及び障がい者等の参画を拡大し、様々な人々の意見を反映できる防災体制を確立し、災害時においてもジェンダー平等を実現する。

こうした一連の方策を推進し、災害時に役に立つ実践的な防災計画とするため、重点課題を設定し、重点的に実施する施策等の方針を定め、防災課題と減災への取組認識を共有化することにより、関係機関等の連携を強化する。

1 計画の目的

本計画は、災害による死者をなくし、人命を守るため、個人や家族、地域、企業、団体及び防災関係機関等様々な主体が、減災のための日常的な行動や取組等を明確にし、総合的かつ計画的に災害対策を推進するための計画である。

計画の推進に当たり、本町において重点的に実施する施策を検討するための視点は以下のとおりとする。

- (1) 自助・共助を基本とした、住民等による主体的な自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
- (3) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (4) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- (5) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- (6) 関係法令の遵守
- (7) 主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他の災害時に配慮を要する要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
- (8) ジェンダー平等の実現に向けた防災体制の確立

2 計画の策定

町は、基本法第 42 条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するため、本地域防災計画を策定する。

第 3 計画の運用

各防災関係機関は、この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、必要に応じて個別の活動計画や地区防災計画を策定する等、その具体的な防災対策の推進に努める。

個別の活動計画は、分野ごとに緊急度の高いものから順次策定を進める。また、個別の活動計画策定後は、訓練を定期的実施し、個別の活動計画を検証し、必要に応じ修正を加えて、より実践的なマニュアルとする。

第 4 計画の修正

町は、この計画について毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。この場合、関係のある事項について計画修正案を県防災会議に提出する。

第 5 計画の構成

一般対策編の構成は、次の 4 章による。

1 第 1 章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務の大綱、本町の自然的・社会的条件等、計画の基本となる事項を示す。

2 第 2 章 災害予防計画

災害発生に備えて、日頃からの教育、訓練、防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

3 第 3 章 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速かつ的確な初動活動体制の構築に係る事項、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画

を示す。

4 第4章 災害復旧・復興計画

住民等の生活安定を図るための緊急対策、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧復興を図るための計画を示す。

第6 広陵町地域防災活動推進条例との関係

1 目的

広陵町地域防災活動推進条例は、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し基本理念を定め、住民等及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者」という。）の役割並びに町の責務を明らかにするとともに、住民等による地域における防災活動、施設管理者による災害等に備えた防災体制及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域における防災力の向上を図り、もって広陵町地域防災計画及び広陵町国民保護計画に基づき町が実施する防災対策と相まって、住民等が安全に安心して暮らせる災害等に強い町の実現に寄与することを目的とし、平成30年9月1日より施行している。

2 防災の日及び防災週間

奈良県は、県民等の防災に関する理解を深めるとともに、地域における防災活動の一層の推進を図るため、次に掲げる防災の日及び防災週間を設けた。

- (1) 奈良県地震防災の日 7月9日
- (2) 奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (3) 奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで
- (4) 奈良県水害防災週間 前項に掲げる日を含む知事が定める期間
- (5) 奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日
- (6) 奈良県土砂災害防災週間 前項に掲げる日を含む知事が定める期間

第7 広陵町国土強靱化地域計画との関係

1 計画の位置づけ

本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく国土強靱化計画として策定するものであり、本地域防災計画の指針となるものである。なお、計画期間は令和2年度から6年度までの5年間の計画とし、原則5年ごとに見直しを行う。

2 基本目標

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

- I 人を守る
- II 住民の生活を守る
- III 迅速な復旧・復興を可能とする

3 リスクシナリオの設定

「起きてはならない最悪の事態」の設定を行い、本町に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら設定した。

4 施策ごとの推進方針

当計画の着実な推進のため、具体的な事業をまとめ地域防災計画の実施計画としての意味も併せ持つものとする。

第8 奈良県緊急防災大綱との関係

この大綱は、奈良県内で同時多発かつ広域的な浸水害や土砂災害を引き起こす危険性がある豪雨が発生しても犠牲者が出ないよう、命を守るための取組・備えを県・市町村が一体となって着実に実施することを目的として、防災対策を取りまとめたもので、平成31年4月に公表している。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等はおおむね次の業務を処理する。

第1 町

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議に関する事務 ・ 気象予警報の伝達 ・ 防災知識の普及 ・ 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 ・ 防災訓練・避難訓練の実施 ・ 防災活動体制・通信体制の整備 ・ 過去の災害から得られた教訓を伝承 ・ 消防力・消防水利等の整備 ・ 救急・救助体制の整備 ・ 危険物施設等の災害予防 ・ 公共建築物・公共施設の強化 ・ 都市の防災構造の強化 ・ 上水道の確保体制の整備 ・ 避難計画の策定及び避難所等の整備 ・ ボランティア活動支援の環境の整備 ・ 要配慮者の安全確保体制の整備 ・ 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 ・ 防疫予防体制の整備 ・ 廃棄物処理体制の整備 ・ 火葬場等の確保体制の整備
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部に関する事務 ・ 災害対策要員の動員 ・ 早期災害情報・被害状況等の報告 ・ ヘリコプターの受入準備 ・ 災害広報 ・ 消防、救急・救助、水防等の応急措置 ・ 被災者の救出・救難・救助等 ・ ボランティアの活動支援 ・ 要配慮者の福祉的処遇 ・ 避難の指示 ・ 避難所の設置・運営 ・ 災害時における交通・輸送の確保 ・ 食料、飲料水、生活必需品の供給 ・ 危険物施設等の応急対策 ・ 防疫等応急保健衛生対策 ・ 遺体の捜査、火葬等 ・ 廃棄物の処理及び清掃 ・ 災害時における文教対策 ・ 復旧資材の確保 ・ 被災施設の応急対策 ・ 義援金の募集活動の支援 ・ 被災宅地危険度判定に関すること
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災施設の復旧 ・ 義援金の配分の支援 ・ その他法令及び地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

第2 県

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する組織の整備・改善 ・ 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 ・ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 ・ 災害危険箇所の災害防止対策 ・ 防災に関する施設・設備の整備、点検 ・ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 ・ 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 ・ 消防防災ヘリコプターの運用、点検 ・ 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 ・ 自主防災組織等の育成支援 ・ ボランティア活動の環境整備 ・ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 ・ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施 ・ その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集、伝達並びにそのための通信手段の確保 ・ 関係機関との連携・協力による活動体制及び市町村応援体制の確立 ・ 被害の拡大及び二次災害防止のための町への支援（リエゾン派遣） ・ 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 ・ 災害救助法の運用 ・ 消火・水防等の応急措置活動 ・ 被災者の救急・救助及び医療措置の実施 ・ 保健衛生、廃棄処理に関する措置 ・ 緊急輸送体制の確保 ・ 緊急物資の調達・供給 ・ 災害を受けた児童・生徒等の応急教育 ・ 施設、設備の応急復旧 ・ 県民への広報活動 ・ ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 ・ その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 ・ 民生の安定化策の実施 ・ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 ・ その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 ・ 義援金の受入・配分等に関する計画

第3 県の機関

1 奈良県警察本部

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 ・ 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 ・ 道路実態の把握と交通規制の策定 ・ 防災訓練の実施 ・ 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の実態把握 ・ 被災者の救出救護及び被害の拡大防止

	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索 ・危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 ・死体の調査等及び検視 ・緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 ・被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 ・広報活動 ・関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・交通情報の収集・伝達及び交通規制 ・交通信号施設等の復旧 ・防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

2 香芝警察署（広陵交番、馬見交番、箸尾駐在所）

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備・警戒 ・災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 ・道路実態の把握と交通規制の策定 ・防災訓練の実施 ・災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の実態把握 ・被災者の避難誘導、救出救護及び被害の拡大防止 ・行方不明者の捜索 ・危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 ・死体の調査等及び検視 ・緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 ・被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙、秩序維持 ・広報活動 ・関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・交通情報の収集・伝達及び交通規制 ・交通信号施設等の復旧 ・防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

3 高田土木事務所

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・所管公共土木施設の耐震化と整備 ・水防力の整備強化 ・災害危険区域の指定 ・地震被災建築物の応急危険度判定士体制の整備 ・公共建築物の耐震性能向上 ・火災拡大要因の除去 ・緊急輸送網の整備 ・都市の防災構造の強化
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・被災公共土木施設の応急対策 ・水防警報の発表・伝達並びに水防応急対策 ・応急仮設住宅の建設 ・被災建築物の応急危険度判定
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・被災公共土木施設の復旧 ・被災公共建築物の復旧

4 中和保健所

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期医療救護体制の整備 ・ 後方医療体制の整備 ・ 医薬品等の確保体制の整備 ・ 精神障がい者、在宅難病患者対策等の体制整備 ・ 防疫予防体制の整備 ・ 上水道の確保体制の整備 ・ 火葬場等の確保体制の整備
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、助産救護 ・ 医療ボランティア ・ 防疫等応急保健衛生対策 ・ 給水対策
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災医療、保健衛生施設の復旧

5 奈良県広域消防組合消防本部（広陵消防署）・広陵町消防団

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 ・ 災害予防に必要な装備・資機材の整備充実 ・ 防災訓練の実施 ・ 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における消防活動 ・ 災害に関する情報収集及び伝達 ・ 災害時における救出、救助活動
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第4 指定地方行政機関

1 近畿管区警察局

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近畿管区内広域緊急救助隊の合同警備訓練の実施 ・ 気象予警報の伝達 ・ 管区内閣警察に対する災害対策の指導・調整
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 ・ 他管区警察局との連携 ・ 関係機関との協力 ・ 情報の収集及び連絡 ・ 警察通信の運用

2 近畿総合通信局

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 ・ 非常通信協議会の指導育成 ・ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における通信手段の確保 ・ 災害対策用移動通信機器などの貸出し

3 近畿財務局奈良財務事務所

災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業費査定の立会 ・金融機関に対する緊急措置の指導要請 ・地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 ・地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 ・国有財産の無償貸し付け等に関すること
---------	--

4 近畿厚生局

災害応急対策	・救援等に係る情報の収集及び提供
--------	------------------

5 奈良労働局（ハローワーク大和高田）

災害予防	・工場、事業場における産業災害防止の指導監督
災害応急対策	・災害応急対策に要する労務の確保に関すること
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・職場のあっせん ・雇用保険料の納期の延長に関すること ・雇用給付金の支給等に関すること

6 近畿農政局（奈良県拠点）

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業用施設等に係る災害防止事業の指導並びに助成 ・農作物等の防災管理指導
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良機械の緊急貸し付け ・農業関係被害情報の収集報告 ・農作物等の病虫害の防除指導 ・食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・各種現地調査団の派遣 ・農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 ・被害農林漁業者等に対する災害に関する対策

7 近畿中国森林管理局（奈良森林管理事務所）

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 ・治山施設による災害予防
災害応急対策	・災害応急対策用復旧木材の供給
災害復旧・復興	・国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧

8 近畿経済産業局

災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 ・電力・ガスの供給の確保 ・災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品、復旧資材等の調達に関する情報の収集及び伝達 ・被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 ・電力・ガスの復旧支援

9 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 ・高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 ・鉱山の保安に関する業務の指導監督
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 ・電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 ・鉱山における危害の防止、施設の保全及び公害の防止についての保安の確保
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 ・被災鉱山への復旧対策支援

10 近畿地方整備局

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること ・応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること ・国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること ・指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理道路の災害時における道路交通規制及び道路交通の確保に関すること ・国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること ・災害対応の応援（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣）
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理の公共土木施設の復旧に関すること

11 近畿運輸局（奈良運輸支局）

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する交通施設及び設備の整備についての指導
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事業に関する情報の収集及び伝達 ・交通機関利用者への情報提供 ・旅客輸送確保に係る代替輸送等実施のための調整 ・貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 ・特に必要があると認める場合の輸送命令

12 大阪航空局八尾空港事務所

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機を利用した防災訓練の調整及び指導
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における航空機による捜索救難の調整指導及び関係者への情報伝達 ・災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整

13 近畿地方測量部

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の提供 ・地理情報システムの活用支援 ・防災地理情報の整備
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧測量等の実施及び支援

14 大阪管区気象台（奈良地方気象台）

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 ・災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域への支援情報の提供

15 大阪海上保安監部

災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・被災者の捜索救助活動 ・被災者等の搬送 ・救援物資の輸送
--------	---

16 近畿環境事務所

災害復旧・復興策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設等の被害状況、がれきなどの廃棄物の発生量の情報収集及び被害査定業務に関すること ・特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
----------	--

第5 自衛隊

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ○災害派遣の計画及び準備 <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 ・災害派遣計画の作成 ・災害派遣計画に基づく訓練の実施 ○防災訓練等への参加
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・避難の援助 ・遭難者の捜索救助 ・水防活動 ・消防活動 ・道路又は水路の啓開 ・応急医療・救護・防疫 ・人員及び物資の緊急輸送 ・炊飯及び給水 ・救援物資の無償貸与又は譲与 ・危険物の保安及び除去 等
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧対策の支援

第6 指定公共機関

1 日本郵便株式会社

災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救助用郵便物等の料金免除 ・被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除
--------	--

2 日本銀行（大阪支店）

災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ・資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 ・金融機関の業務運営の確保に係る措置 ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ・各種措置に関する広報
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ・資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 ・金融機関の業務運営の確保に係る措置 ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ・各種措置に関する広報

3 西日本電信電話株式会社（NTT西日本（奈良支店））

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備の保全と整備 ・気象情報の伝達
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備の応急対策 ・災害時における非常緊急通信の調整
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・被災電気通信設備の災害復旧

4 日本赤十字社奈良県支部

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の派遣準備 ・被災者に対する救援物資の備蓄 ・血液製剤の確保及び供給体制の整備
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療救護 ・避難所での生活環境の整備及びこころのケア ・防災ボランティアの派遣 ・血液製剤の確保及び供給 ・救援物資の配分
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受け入れ、配分の連絡調整

5 日本放送協会（奈良放送局）

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・放送施設の保全と整備 ・気象予警報等の放送
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等及び災害情報の放送 ・災害時における広報活動 ・放送施設の応急対策
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・被災放送施設の復旧

6 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業本部）

災害予防	・ガス供給施設の保全と防災管理
災害応急対策	・ガス供給施設の応急対策 ・災害時における供給対策
災害復旧・復興	・被災ガス供給施設の復旧

7 日本通運株式会社（奈良支店）

災害応急対策	・災害時における緊急陸上輸送の協力
災害復旧・復興	・復旧資材の輸送

8 関西電力株式会社（奈良支社）・関西電力送配電株式会社（奈良支社）

災害予防	・電力施設の保全
災害応急対策	・電力施設の応急対策 ・災害時における電力供給対策
災害復旧・復興	・被災電力施設の復旧

第7 指定地方公共機関

1 近畿日本鉄道株式会社

災害予防	・輸送施設等の保全と整備
災害応急対策	・災害時における交通輸送の確保 ・輸送施設等の災害応急対策
災害復旧・復興	・被災輸送施設等の復旧

2 奈良交通株式会社

災害予防	・輸送施設等の保全と整備
災害応急対策	・災害時における交通輸送の確保 ・輸送施設等の災害応急対策
災害復旧・復興	・被災輸送施設等の復旧

3 大和ガス株式会社

災害予防	・ガス供給施設の保全と整備
災害応急対策	・ガス供給施設の応急対策 ・災害時におけるガス供給対策
災害復旧・復興	・被災ガス供給施設の復旧

4 奈良テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・放送施設の保全と整備 ・気象予警報等の放送
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等及び災害情報の放送 ・災害時における広報活動 ・放送施設の応急対策
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・被災放送施設の復旧

5 株式会社朝日新聞社（奈良総局）、株式会社毎日新聞社（奈良支局）、株式会社讀賣新聞大阪本社（奈良支局）、株式会社産業経済新聞社（奈良支局）、株式会社日本経済新聞社（奈良支局）、株式会社中日新聞社（奈良支局）、株式会社奈良新聞社、一般社団法人共同通信社（奈良支局）、株式会社時事通信社（奈良支局）

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する防災知識の普及 ・住民等に対する予警報等の周知徹底
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する災害情報及び災害応急対策等の報道

6 一般社団法人奈良医師会

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施及び防災知識の普及 ・医療救護班（JMAT）の編成及び派遣体制の整備
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療の確保及び医療救護班（JMAT）の派遣
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の早期復旧 ・避難所の医療救護及び保健衛生の確保

7 一般社団法人奈良県病院協会

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施及び防災知識の普及 ・医療救護班の編成及び派遣体制の整備
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の早期復旧

8 一般社団法人奈良県薬剤師会

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施及び防災知識の普及
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所における服薬指導 ・医療品等集積所における医薬品の管理等

9 一般社団法人奈良県歯科医師会

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・歯形による身元確認等の研修 ・歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 ・身元確認班の派遣 ・口腔ケア物資の供給
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 ・歯科医療機関の早期復旧

10 公益社団法人奈良県看護協会

災害予防	・防災訓練の実施及び防災知識の普及
災害応急対策	・災害支援ナースの派遣要請及び派遣調整

11 一般社団法人LPガス協会

災害予防	・LPガスによる災害の防止
災害応急対策	・LPガスによる災害の応急対策
災害復旧・復興	・LPガスの災害復旧

12 公益社団法人奈良県トラック協会

災害応急対策	・緊急物資の輸送 ・緊急輸送車両の確保
--------	------------------------

13 KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、ソフトバンクモバイル株式会社

災害予防	・携帯電話の通信施設に関する防災対策
災害応急対策	・メール情報通信の確保と気象情報・安否情報等の伝達に関すること

第8 公共的団体・機関

1 農業協同組合

災害予防	・共同利用施設の整備
災害応急対策	・共同利用施設の災害応急対策 ・農林業生産資材及び農林家生活資材の確保あつせん ・県、市町村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 ・農産物・林産物の被害応急対策の指導
災害復旧・復興	・被災共同利用施設の復旧 ・被災組合員に対する融資又はあつせん

2 病院等

災害予防	・災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 ・避難訓練
災害応急対策	・災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護
災害復旧・復興	・病院機能の早期復旧

3 金融機関

災害復旧・復興	・被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 ・預貯金の中途解約、払出事務の簡便化等特例措置
---------	--

4 学校法人

災害予防	・避難施設の整備 ・避難訓練
災害応急対策	・災害時における応急教育対策
災害復旧・復興	・被災施設の復旧

5 商工会

災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・物価安定についての協力 ・救助用物資・復旧資材の確保・協力あっせん
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者への融資あっせん実施 ・災害時における中央資金源の導入

6 大字・自治会、自主防災組織

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の個別避難計画の作成
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急諸対策の協力

7 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 ・県災害ボランティア本部の設置・運営訓練 ・奈良県災害福祉支援ネットワークの運営
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害ボランティアセンターの運営支援 ・奈良県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣

8 社会福祉法人広陵町社会福祉協議会

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における要配慮者の把握等への協力 ・防災訓練、防災に関する知識の普及への協力
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・町が行う避難及び応急対策への協力 ・被災者の保護及び救護物資の支給 ・ボランティアセンターの設置・運営
災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する支援への協力

第9 近隣自治体

名称	担当部署	所在地	電話・FAX・Eメール	休日夜間 連絡先
橿原市	危機管理課	橿原市八木町 1丁目 1-18	0744-21-1104 (F) 0744-23-2511 kikikanri@city.kashihara.nara.jp	0744-22- 4001 (宿日直者)
香芝市	危機管理課	香芝市本町 1397	0745-76-2001 (F) 0745-78-3830 anzen@city.kashiba.lg.jp	0745-76- 2001 (当直室)
大和高田市	危機管理課	大和高田市大字 大中 100-1	0745-22-1101 (F) 0745-52-2801 soumu@info.city.yamatotakada .nara.jp	0745-22- 1110 (宿日直室)
葛城市	生活安全課	葛城市柿本 166	0745-69-3001 (F)0745-48-3200 City.katsuragi.lg.jp	0745-69- 3001 (宿日直室)
御所市	地域協働 安全課	御所市 1-3	0745-44-3269 (F)0745-62-5425 anzen@city.gose.lg.jp	0745-62- 3001 (宿日直室)
王寺町	防災統括室	北葛城郡王寺町 王 2-1-23	0745-73-2001 (F)0745-32-6447 ojisoumu@m4.kcn.ne.jp	0745-73- 2001 (宿日直室)
河合町	安心安全 推進課	北葛城郡河合町 池部 1-1-1	0745-57-0200 (F) 0745-56-4007 anshinanzen@town.kawai.lg.jp	0745-57- 0203 (保安員室)
上牧町	総務課	北葛城郡上牧町 大字上牧 3350	0745-76-1001 (F) 0745-76-1002 pegasust@aioros.ocn.ne.jp	0745-76- 1001 (宿日直室)
田原本町	防災課	磯城郡田原本町 890-1	0744-32-2901 (F) 0744-32-2977 bosai@town.tawaramoto.nara.jp	0744-34- 2059 (管理室)
三宅町	総務課	磯城郡三宅町大 字伴堂 689 番 地	0745-44-2001 (F) 0745-43-0922 soumu@town.miyake.nara.jp	0745-44- 2001 (宿直員)
川西町	総務課	川西町大字結崎 28-1	0745-44-2211 (F)0745-44-4734 ssoumu@town.nara-awanisi.lg.jp	0745-44- 2211 (宿直室)

第3節 広陵町の自然的・社会的条件

第1 位置

本町は、大和平野の中西部にあり、近畿圏の中核都市である大阪市へは、直線距離で約30kmの位置にある。

第2 面積

本町の面積は16.30km²で、東は田原本町、南は橿原市、大和高田市、西は香芝市、上牧町、北は河合町、三宅町に接している。

第3 地勢、地質

本町の地形は、奈良盆地西部の低地と、その西に続く馬見丘陵の一部からなっている。河川は、高田川、葛城川、曾我川の主要三河川が南北に縦断している。

本町の大部分は、盆地底が占め、海拔40～60mの平坦な沖積地からなっている。

また、馬見丘陵の地質は、第三紀の終わりの鮮新統から第四紀更新世の更新統にわたる「鮮新更新統」の堆積層と考えられ、海拔70～80mの丘陵をなしている。なお、土質は大きい礫なくアルコース質の砂土の所が多く、この土質は開墾した畑作に影響を与えている。

第4 気象

本町の気候は、奈良盆地特有の気候を示しており、奈良盆地の位置が海岸より離れ山地に囲まれているため、「内陸性気候」を呈し、気候は一般的に温和であるが、海洋性気候の地方よりも気温はやや寒暑の差が大きく、降雨量も割合少ない。しかしながら、地球温暖化の影響が顕著に表れ、時として大雨となることもある。

第4節 広陵町の過去の災害

第1 概要

災害の種類は、その発生原因により豪雨、台風、地震、大規模火災等に大別できる。奈良県に災害をもたらす気象の代表的なものとして6～7月の梅雨、秋の台風及び冬の豪雪がある。ここでは、過去において本町が被った災害履歴について整理する。

■災害履歴

天保 14年	5月 21日	葛城川奥坪決壊	昭和 21年	12月 21日	南海地震
安政 5年	5月	曾我川柳井戸決壊	〃 25年	9月 3日	ジェーン台風
明治 元年	5月 31日	曾我川幸前決壊	〃 27年	7月 18日	吉野地震
〃 13年	7月 1日	曾我川広瀬、 百済にて決壊	〃 29年	6月 30日	葛城川左岸決壊
〃 24年	10月 28日	濃尾地震	〃 29年	7月 6日	葛城川右岸決壊
〃 32年	10月 6日	台風による水害	〃 34年	9月 26日	伊勢湾台風
〃 36年	7月 9日	曾我川決壊	〃 36年	9月 16日	第二室戸台風
大正 元年	9月 23日	台風による水害	〃 57年	8月 1日	豪雨による水害
〃 6年	9月 30日	台風による水害	平成 7年	1月 17日	兵庫県南部地震
〃 10年	9月 25日	台風による水害	〃 10年	9月 22日	台風7号
昭和 9年	9月 21日	室戸台風	〃 11年	6月 23日	大雨で道路冠水
〃 11年	2月 21日	河内大和地震	〃 11年	8月 16日	大雨
〃 19年	12月 7日	東南海地震	〃 19年	7月 17日	台風4号
〃 20年	1月 13日	三河地震	〃 29年	10月 22日	大雨による水害

第2 水害

近年、本町で起きた大きな水害では、昭和57年8月の台風10号による大和川洪水警報に係るものが揚げられる。

直近では、平成29年10月の50年に一度の大雨によるものが揚げられる。この水害の特徴としては、広瀬川・古寺川・馬見川に設置されている逆流防止樋門が閉じられたことによるもので、広範囲な地域にわたり河川がはん濫し、道路の冠水と田畑の浸水被害が発生した。特に、広瀬川周辺の一部地区では全域が浸水し、床上6件床下7件の浸水被害が発生した。なお、このときは本町のみならず、近隣市町においても浸水地域が広範囲に及んでいる。

この水害は、高田川・葛城川・曾我川の支流において発生したものであり、このときの浸水箇所は、そのほとんどが前水害の浸水箇所と重なる場所、若しくは浸水箇所周辺で起こっているものである。

第3 火災

本町は、これまで大きな火災の発生はなく今日に至っている。しかし、近年の住宅様式等の高度化・多様化により可燃性が高い材質等が増えており、ひとたび火災が発生すると延焼拡大の可能性が増加している。また、町の東部には、概在集落が散在し、古い家屋等を含め密集した宅地構造となっている。こうした地区の特性を考慮した防災対策が求められる。

第4 水害被害の想定

過去における災害履歴から、本町の水害は葛城川と広瀬川の合流地点周辺を中心に、葛城川支流や高田川支流等において被害をもたらしていることがわかる。

本町では昭和57年8月の豪雨発生以降、町内各所において水害防止のための各種事業を関係機関とともに進めてきている。

近年において、雨水貯留浸透施設を整備することで雨水を徐々に河川に流し込ませ河川のはん濫を防止する等の事業に力を入れている。

以上のように各種事業を実施しても、町内の低地を解消することは困難であり、ひとたび集中豪雨が起きた場合には、これらの地域において、今後も局所的に水害が発生することが予想される。

第2章 災害予防計画

住民の避難

第1節 避難行動計画

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要であり、自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民等に十分に理解する必要がある。そのため、町は、県やその他防災関係機関と連携し、住民等へ「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努め、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

本節では、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味する「避難」に関し、避難指示等の具体性と迅速性の確保をするために、避難行動計画を定める。

第1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活を送る行動」の2つに分類する。

本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するもので、必ずしも指定避難所や指定緊急避難所へ行くことだけを指すものではない。

町は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。また、住民等は災害に備え、どのような情報を元にどのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努めるものとする。

第2 避難路の選定基準

町は、次の事項に留意して避難路を選定し、日ごろへの周知徹底に努める。

1 避難する場所に通ずる道路

避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。

2 危険のない道路

避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。

3 事故の少ない道路

避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

4 施設自体の安全性

避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第3 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、災害時又は危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全確保を目的として、住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置づけするもの。

1 指定基準

町長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適する施設又は場所を、災害の種別ごとに指定する。なお、指定の際には災害の種類ごとにより避難に適した施設又は場所を指定緊急場所に指定する。

(1) 災害の種類

- ア 洪水
- イ 崖崩れ
- ウ 大規模な火災
- エ 内水氾濫・外水氾濫による浸水

(2) 指定基準

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において住民等に開放されること。
- イ 住民等の受入の用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険がおよぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な段階その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- ウ 災害が発生した場合において、安全区域にあるものであること。ただし、エ、オに適合する施設については、この限りでないが、エ、オに適合した施設であっても、町は、洪水浸水想定区域内にある建物は、原則として指定しないこととする。
- エ 災害により生じる水圧、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- オ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに住民等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ住民等受入用部分までの避難上有効な段階その他の経路があること。

2 指定に当たっての注意事項

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（民間施設）の同意を得なければならない。

3 県への通知

町長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに公示しなければならない。

4 指定の取消

町長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を知事に通知するとともに公示しなければならない。

5 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、日頃から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

町は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- 1 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- 2 高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- 3 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- 4 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- 5 避難場所の開錠・開設を自主防災組織等で担うなどの円滑な避難のための地域のコミュニティを活かした避難活動の促進
- 6 誘導標識の設置の際は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

第5 指定緊急避難場所の公表

町は、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民等に公表するようにする。

第6 避難指示等の具体的な発令基準の設定及び体制の構築

町は、発災時又は発災するおそれが高まったときに迅速かつ確かな警戒レベル3～5（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が行えるよう、河川の水位や気象情報を使用した具体的な発令基準及びタイムラインを策定する。

避難情報（警戒レベル）を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。策定にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）、②（発令基準・防災体制編）（平成29年1月内閣府（防災担当））」「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府（防災担当））」を参考にする。また、町は躊躇なく警戒レベル3以上を発令できるよう、日頃から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に務める。

具体的な発令基準については、県並びに気象庁等が発表する河川の水位情報や気象情報を入手して策定する。なお、発令基準及びタイムラインについては、常に情報を収集し適時更新し、同時に災害警戒体制を見直しする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、

避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府（防災担当））」等を参考にする。

第7 住民等への情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できないおそれがあることから、町は、確実に住民等に情報が伝達できるよう、以下に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

- 1 防災行政無線の屋外スピーカーや地域有線放送との連動
- 2 広報車や消防団による呼びかけ
- 3 町ホームページ・LINE・FB・ヤフー防災速報アプリ等のSNS
- 4 緊急速報メール（エリアメール含む）
- 5 電話、ファクシミリ、登録制メール
- 6 テレビ放送（ケーブルテレビ含む）
- 7 ラジオ放送（コミュニティFM含む）
- 8 地域住民による直接的な声かけ

第8 住民等への周知及び啓発

1 災害に関するリスク等の開示

町は、円滑な避難が行われるよう住民等に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等の発令基準などを周知する。あわせて、町及び県は、住民等が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。また建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努めるものとする。

2 ハザードマップの内容の理解促進

町は、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民等に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

3 迅速かつ適切な避難行動等の促進

町は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民等に対し啓発するようにする。また、ひとりで2階に上がれな

い、玄関を出られない要配慮者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、自主防災組織と連携して取り組むものとする。さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、町は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。また、町は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民等に周知する。

4 生活再建に向けた事前の備え

町及び県は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

第9 町における計画

町は、地域防災計画の中で、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- 1 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する基準及び伝達方法
- 2 避難情報の発令区域、タイミング
- 3 水害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生
- 4 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 5 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 6 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- 7 避難準備及び携帯品の制限等
- 8 その他必要な事項

第10 防災上重要な施設における計画

学校、病院、社会福祉施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期する。特に、浸水想定区域内に所在する施設は、避難確保計画の策定が義務づけられており（水防法第15条の3）、該当施設の管理者や町は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

1 学校

学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路

- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2 病院

病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画策定と避難訓練を行う。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

第 11 住民等自らが取り組むべきこと

住民等は、自主防災組織を結成し、住民等主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声をかけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。

町は、住民等の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。また、住民等は、災害に備え、どのような情報を元にどのようなタイミングでどこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努めるものとする。

第 12 自宅療養者等の避難

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、日頃から保健所と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努め、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第 13 在宅難病患者等の避難

町は、在宅医療等を受けている難病患者等の被災に備えて、日頃から奈良県などと調整して対象者の把握を行い、ハザードマップ等に基づき、在宅難病患者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、県、保健所、訪問看護ステーション、医師などと連携のもと、在宅難病患者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、住民等の協力も得て、避難誘導および避難支援などが行えるように努める。

第2節 避難生活計画

町は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域の自主防災組織及び防災士ネットワークと協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、住宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

第1 指定避難所の指定

1 指定避難所指定基準

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、町ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

町は次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(1) 規模条件

避難のための立ち退きを行った住民等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

(2) 構造条件

速やかに、被災者等を受け入れられるよう、多数の被災者等の出入りに適した出入口等を有し、多数の被災者等の受入に必要となるトイレ、水道等の設備が整備され、又生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有している施設とする。

(3) 立地条件

浸水想定区域内にある建物は、原則として指定しないこととする。

(4) 交通条件

車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にある施設を指定する。

(5) 要配慮者避難

要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について、基準に適合するものであること。

2 指定にあたっての注意事項

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

3 県への通知

町長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに公示しなければならない。

4 指定の取消

町長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を知事に通知するとともに公示しなければならない。

5 住民等への周知

町長は、広報誌、掲示板、ホームページ、ハザードマップ等により、指定避難所の場所を周知する。

6 その他の留意事項

- (1) 指定避難所施設担当者は、避難支援を受けて指定避難所まで避難した要配慮者の引継ぎの方法等を検討しておくようにする。
- (2) 指定避難所施設担当者は、要配慮者を災害の危険が去った後速やかに、福祉避難所等の適切な避難施設への円滑な移送等を実施する。
- (3) 町は、あらかじめ要配慮者の移送先及び当該移送先までの移送方法等を、本人や移送先となる関係行政機関、運送事業者等と調整をしておくようにする。
- (4) 要配慮者の移送先への移送等実施は、事前に運送事業者と要配慮者の移送に関する協定等を結び、その協定に基づき被災者等の移送を行う。
- (5) 「輸送関係者に対する従事命令」（救助法第7条第1項）及び「被災者の運送の要請等に関する規定」（基本法第86条の14）を活用する。
- (6) 指定避難所が指定管理施設となる場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように務める。
- (7) 要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時において指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

第2 福祉避難所

福祉避難所とは、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障がい者用のトイレがないこと等、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。

町は、指定避難所、福祉施設、学校校舎等の施設を対象に、高齢者等の要配慮者で、一般の避難所での生活に支障をきたす等、何らかの特別の配慮が必要な対象者に対し、次の事項に留意して福祉避難所を指定する。

町は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを福祉避難所として指定するものとする。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

1 福祉避難所に関する指定基準

主として要配慮者を滞在させることを想定し、施設のバリアフリー化に加え、避難所生活に関する相談等の支援体制を整え、要配慮者を受け入れるために必要な一定の措置を講ずることが可能な施設を指定する。また、発災時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保できる施設を指定する。

2 災害救助法による福祉避難所の適用

災害救助法が適用された場合、町又県は、その委任を受けた福祉避難所が以下の基準を満たす場合には、消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

- (1) 設置した場合、おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置
- (2) 要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を確保する

3 要配慮者の状況を考慮した施設指定

避難生活に必要な空間を確保できる等、要配慮者の特性を踏まえた施設を指定し、「広陵町避難行動要支援者避難支援プラン」個別避難計画を作成し、要配慮者個々の特徴に応じて避難所を指定する。

町は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設等を福祉避難所として、平常時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にするなど、施設との協定を進め、福祉避難所の指定をする。また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、ミルク等）の備蓄を行う。

第3 多様な施設の利用

1 県有施設の利用

町は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

2 民間施設の利用

町は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院や地域の公民館・集会所等の利用についても検討する。

3 隣接市町等における受入体制の検討

町は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

4 その他の施設の利用

町は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

第4 指定避難所の整備

町は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、以下の事項に基づき施設・設備の整備に努める。

1 指定避難所に指定されている施設等の整備

(1) 要配慮者等に配慮したトイレ

町は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレの洋式化、バリアフリー化等の整備を図るものとする。

(2) 耐震性の強化

指定避難所施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。

(3) 家庭動物のための避難スペースの確保

町は、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保、家庭動物と人が同じスペースで過ごせる同伴避難所の設置等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

2 設備の充実による避難施設としての機能強化

(1) 非常用電源（外部給電可能電動車、再生可能エネルギーの活用を含む）、自家発電機

(2) 衛星携帯電話等複数の通信手段

(3) 換気や空調、照明設備

(4) 食料、飲料水、生活用品

- (5) マスクや手指消毒液
- (6) 冷・暖房器具
- (7) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- (8) 簡易トイレ、洋式トイレ
- (9) 段ボールベッド、パーティション、避難者用テント
- (10) シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備
- (11) 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄 等

3 要配慮者や女性等を考慮した避難施設・設備の整備

- (1) 紙おむつ等の介護用品
- (2) 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- (3) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- (4) 生理用品
- (5) ミルク、おむつ等の乳幼児用品

4 指定避難所の鍵の分散管理

町は、鍵の分散によるリスク回避のため、現場にて地域の自主防災組織が解錠できるよう、安全な方法で出入口等にて保管する。

第5 指定避難所の情報の公表

町は、指定避難所の安全性や整備状況を把握し、最新の情報を住民等に公表する。また町は、指定避難所状況を的確に把握するため、確認項目を列挙したリストを作成し点検する。

第6 指定避難所の運営

町は、自主防災組織等と協力して、指定避難所運営に関する以下の対策を講ずる。

1 避難所運営マニュアルの作成

町は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、「奈良県避難所運営マニュアル」に基づき、町内各地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを自主防災組織と協働して作成に努める。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。また町は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。

【マニュアルの主な記載内容】

1. 避難所運営の基本方針
2. マニュアルの目的・構成及び使い方
3. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
4. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
5. 要配慮者への対応
6. 女性への配慮
7. 避難所の家庭動物対応
8. 大規模災害時の避難所の状況想定
9. 関係機関の役割
10. 様式

2 避難所としての学校施設利用計画の策定

町は、指定避難所である学校施設について、地域住民等の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう努める。

3 住民等による指定避難所の運営体制の周知

町は、住民等に対し、避難者等による指定避難所の自主運営の考え方を周知し、災害時の円滑な指定避難所自主運営体制の確立に努める。また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、防災士ネットワーク、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

4 指定避難所開設・運営訓練の実施

町は、自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民等の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

町は、住民等が主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。

町は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

6 普及啓発

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

7 平常時の感染対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防対策のため、あらかじめ指定避難所のレイアウトや動線及び感染予防対策についてマニュアルを作成し、日頃から住民等に訓練を通して周知しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

第7 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるような支援体制を整備する。

第8 町における計画

町は、地域防災計画の中であらかじめ次の事項を具体的に定めるものとする。

- 1 避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法
- 2 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- 3 児童・生徒への応急教育、保育施設の実施
- 4 その他必要事項

第9 避難所運営において具体的に定める事項

1 避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法

町は、中長期の開設が想定されるとき避難所の運営については、広陵町指定避難所運営マニュアル（2021年6月作成）に準じて行えるよう、大字・自治会や自主防災組織を活用し、区長・自治会長や防災士ネットワークを中心に各種役員及び構成員とボランティアに協力を求める。

町は、大字・自治会や自主防災組織との連絡調整や介護施設・医療施設との連絡調整、支援物資の調達配給、ボランティアの受入、情報収集と発信、避難所運営等広域的な活動を行う。

(1) 班体制

広陵町指定避難所運営マニュアルの中長期を想定した避難所運営に伴う体制に準じて、各避難所の実情に応じて構成する。

(2) 避難者名簿の作成

ア 避難者名簿は、自主防災組織（大字・自治会）ごとに作成する。

イ 避難者名簿は、町及び各避難所運営本部が管理する。

ウ 避難者名簿作成時には、緊急を要する要望も同時に調査する。（病院・養護施設等への収容希望や薬品希望等）

エ 町は、あらかじめ避難者に記入してもらった記入用紙を作成する。（**広陵町指定避難所運営マニュアル書式を準用**）

オ 避難者名簿記入項目は、**広陵町指定避難所運営マニュアルの書式に準ずる**。

2 避難住民への給水、給食、日用必需品等の支給方法

町は、避難住民等のニーズを的確に把握し、**必要な物資**、受給必要量、配分等に係る連絡調整を実施する。特に食品、給水、医療等、当初から必要な物資、役務は迅速に状況等を連絡し、先行的な確保に努める。

3 児童・生徒への臨時教育、保育施設の実施

町教育委員会は、文教施設の被災又は避難所として利用されている場合で、通常の教育及び保育が出来ない場合における応急教育等の実施について、町及び県と協議する。なお、校区外に避難した児童・生徒への授業授業実施状況・予定等の連絡を行う。

4 その他必要事項

(1) 衛生環境

町は、避難住民等の健康管理、避難所の衛生維持に注意し、避難先都道府県、県、避難先市町村又は関係機関・団体等が実施する衛生業務について、避難住民等に係る情報提供、受援に係る連絡調整及び要請等を行う。

(2) 施設の設置、維持管理

町は、避難所、臨時医療施設等の設置、維持管理等について、避難先都道府県、避難先市町村又は関係機関・団体等に対し、情報の提供、連絡調整及び必要な要請等を行う。また町は、必要に応じ、避難先市町村の協力を得て、町役場仮庁舎等を設置・維持するとともに、その他の町有施設は、必要に応じ代替施設の確保等必要な対応を実施する。

(3) 広報、広聴活動

町は、避難所等に対する職員派遣、広報資料の作成、掲示、配付等により、避難住民等に対して、生活関連情報、安否情報等の各種情報を提供する。また、広報、広聴活動について避難先都道府県又は避難先市町村等と連絡調整及び要請等を行う。

(4) 文化財の保護

町は、搬出した町指定文化財等について、避難先都道府県、県又は避難先市町村の協力を得て、適切な保管、管理に当たる。

第10 住民等自らが取り組むべきこと

住民等は、いつ災害が起きても対応できるように、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

町は、住民等の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

第3節 帰宅困難者対応計画

第1 帰宅困難者

町は、災害発生時の通勤や通学、出張、買物、旅行等の理由等で、外出時に交通機関の途絶等により自力で帰宅が困難となる人々を帰宅困難者として受け入れる一時退避場所や一時滞在施設の確保に努める。

第2 普及啓発

大規模水害や台風等の発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。

このため、町は、県や関西広域連合、隣接市町村等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るために、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。また町は、災害発生時に徒歩での帰宅を強いられる場合を想定し、周辺地域の防災情報や避難施設の位置確認を行う等、個々の危機管理意識を啓発する。

1 住民等への普及啓発

町は、住民等に対し、大規模水害や台風等の発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーション（関西広域連合がコンビニエンスストア、外食事業者等と締結した「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」）について啓発を行う。また、台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、町は、交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。

2 企業等への普及啓発

町は、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。また町は、事業所、学校等における水、食料、毛布等の備蓄の推進を啓発する。

3 集客施設や公共交通機関への普及啓発

町は、集客施設や公共交通機関に対して、大規模水害や台風等の発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

第3 帰宅困難者への支援対策

1 徒歩帰宅者への支援

大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートに沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合帰宅困難者NAVI（ナビ）」の活用について周知を図る。

2 一時退避場所や一時滞在施設の確保

発生した滞留者を一時的に避難させるため、町は、オープンスペースや公園等の「一時退避場所」の確保に努める。また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合の帰宅困難者を受け入れるため、町は、所有・管理する施設を一時滞在施設として確保に努めるとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

3 情報提供の体制づくり

町は、開設した避難場所や一時退避場所や一時滞在施設等に関する情報や、交通機関の運行状況や復旧予定に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやSNS、緊急速報メール等の活用や、関西広域連合、隣接府県・市町村、交通事業者をはじめとする民間企業、民間団体、NPO等の関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段に限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

第4節 要配慮者の安全確保計画

要配慮者とは、一般的に、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、内部障がい者、難病患者、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」（この節において「要支援者」という。）とされ、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）の作成が義務づけられている。なお、日頃支援が必要でなくとも、被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。

町は、「災害時要援護者避難支援のための手引き」等をもとに、住民及び自主防災組織と協力して、要支援者の支援体制を整備する。

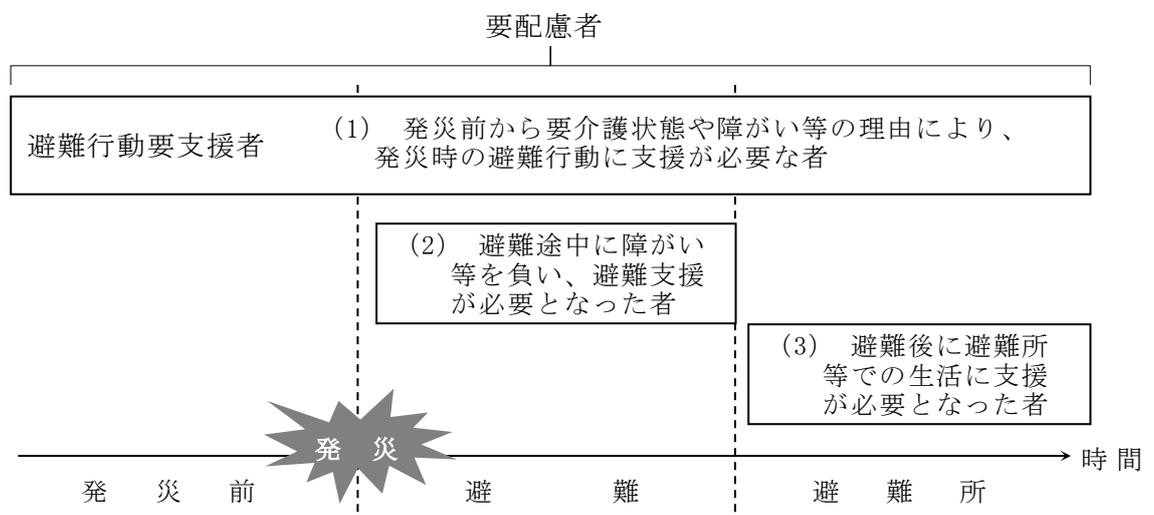
第1 基本的な考え方

災害発生時において、「自分の命は自分で守る」という自助の意識が大切であるが、要支援者は、情報の収集や避難行動を自ら行うことが困難な状況にあり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の取組が不可欠である。

こうしたことから、町と地域は、日頃から要支援者の情報を把握し、災害時に迅速かつ効果的な避難活動に向けた対策を協働して講ずる。

要配慮者は、発災前から避難後の生活までの段階に区分し、時間軸に沿って整理すると、下図の（1）～（3）ように分類される。

図表 避難行動と避難生活における要配慮者への支援（概念の整理）



資料：避難行動要支援者の避難支援に関する検討会報告書（平成25年3月）をもとに作成

第2 地域防災計画への規定及び全体計画の策定

町は、要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理し、そのうち、下記の重要事項を地域防災計画に定めなければならない。また、町は、作成した要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、要支援者を適切に誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

- 1 要支援者名簿の作成
- 2 避難支援等関係者となる者
- 3 要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 4 要支援者名簿・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 5 要支援者名簿・個別避難計画の更新に関する事項
- 6 要支援者名簿・個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- 7 要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 8 避難支援等関係者の安全確保
- 9 個別避難計画作成の優先度の高い要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

第3 要支援者名簿の整備

1 要支援者名簿の作成

町は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、基本法で義務づけられた要支援者名簿を整備するため、福祉部局は防災部局と連携して、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。また、要支援者名簿には次の事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げたものの他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

なお、名簿情報の収集・更新等の詳細は、「広陵町避難行動要支援者避難支援制度実施要綱（令和2年2月制定）」及び「広陵町避難行動要支援者避難支援プラン（平成22年6月制定）」に定める。

2 要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が、自宅にある者（病院、施設等長期間在留していない者）のうち、以下の要件に該当する住民を対象範囲とする。なお、毎年名簿の更新を行う。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障がい者手帳1・2級（総合等）を所持する身体障がい者（心臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- (3) 療育手帳A・Bを所持する知的障がい者
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- (5) 町の生活支援を受けている難病患者
- (6) 他の要配慮者うち、町長が特に必要と認め要支援者名簿へ登録を希望する者

3 避難支援等関係者となる者

日頃から、要支援者名簿を活用して声がけ等を通じて要支援者の見守り活動を行うことや、災害発生時等に要支援者の安否確認や情報提供、避難誘導等の実施に携わる関係者、関係機関をいう。

- (1) 消防機関
- (2) 県警察
- (3) 民生・児童委員
- (4) 町社会福祉協議会
- (5) 自主防災会
- (6) 区・自治会

4 要支援者名簿・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (1) 町は、町が保有する障がい者等の福祉情報を整理し、基本となるリストを整理する。
- (2) 自主防災組織は、災害時に要配慮者の安否確認、救出、救護を迅速に行い支援をするために、要配慮者の情報収集を行う。
- (3) 自主防災組織は、要配慮者支援について周知し、該当する住民が自発的に手を上げるよう呼びかける。
- (4) 支援を希望する者は、避難行動要支援者名簿登録申請書兼名簿情報提供同意書に本人（又は家族）が記入し、区・自治会又は自主防災組織を通じて町へ提出する。
- (5) 町は、登録者本人の同意を得て、支援関係者に避難の為の情報を提供し、本人や家族及び避難支援者を交えて、個別避難計画を策定する。
- (6) 町は、日頃の要援護状態にかかわらず、災害情報の収集や避難に不安を感じている者が要支援者登録されるよう、住民等に要支援者名簿の周知に努める。
- (7) 難病患者に係る情報等、町で把握できていない情報については、県その他関係機関に情報提供を求める。情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって通知する。

5 要支援者名簿・個別避難計画の更新に関する事項

要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の収集・更新にあたっては、民生・児童委員・自治会役員・自主防災会などの地域住民等の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティーの活性化を図る等、要支援者が安心して地域住民等に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。

6 要支援者名簿・個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、要支援者名簿の保管に当たって、町において厳重に管理し、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずる。また、支援関係者に提供される情報は、要支援者本人の同意を必須とし、プライバシー保護に配慮した具体実施方法を定める。

7 要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人命や身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき、避難のための立退きを指示することができる。

この場合に、町は要支援者が避難のための立ち退きが行うことができるよう、様々な情報伝達手段を講じて対処する。

- (1) 正確な情報をわかりやすく伝えていくこととし、FAXやメールの一斉送信やポスティング等、文字情報を優先的に活用する。
- (2) 視覚障がい者は、文字情報での伝達が困難なことから、町の取組として個別受信方策を検討する。
- (3) 様々な伝達方法を組み合わせた情報伝達手段を確保する。情報内容が混乱しないよう本計画に定める事項に従い、情報伝達系統等を定める。
- (4) 要支援者の円滑な避難行動に向け、支援団体や自主防災組織等の避難支援等関係者を經由した情報伝達手段（いわゆる「地域住民の声掛け」）を確立する。

8 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人及びその家族等の生命並びに身体の安全を守ることが大前提である。

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮して、支援に当たることを徹底する。

第4 要支援者名簿情報の利用及び提供

1 名簿情報の内部での利用

町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

2 名簿情報の本人同意

町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、本計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供できるよう、要支援者名簿搭載者に対し同意を求める。

3 避難支援等関係者への名簿提供

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

第5 要支援者名簿情報を提供する場合における配慮

1 要支援者名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置

町長は、第3の2及び3の規定により、名簿情報を提供するとき、本計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

2 第三者の権利利益を保護するために必要な措置

町長は、その他の名簿情報に係る要支援者及び第三者の権利利益を保護するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6 秘密保持義務

以下の者は、正当な理由がなく、名簿情報に係る要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 1 名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）
- 2 名簿情報の提供を受けた法人職員
- 3 その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者
- 4 過去に2及び3に該当した者

第7 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿の作成に合わせて、日頃から災害の危険性等の地域の特性や事情、要支援者の一人ひとりの状況を踏まえつつ、優先度の高い要支援者から、個別避難計画の作成を進めることが必要である。

町は、防災部局と福祉部局など関係部局の連携の下、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る要支援者ごとに作成の同意を得て、要支援者本人と、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。また、個別避難計画については、要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。そして、個別避難計画は、要支援者本人、その家族、避難所及び町役場の必要最小限の関係部署のほか、避難支援等関係者に配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める。なお、個別避難計画内容に変更が生じた場合は速やかに更新する。

また、多様な主体の協力を得ながら、要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。なお、町は、個別避難計画が作成されていない要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、日頃から避難支援等関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の備えなど、必要な配慮をするものとする。なお、個別避難計画作成の優先度の高い要支援者の範囲については、次に示すものが考えられる。

- (1) 要支援者名簿登録者の身障に係る避難困難度によるランク
- (2) 居住地のハザードによるランク

第8 地域における支援体制のネットワークづくり

町は、事前に把握した要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

第9 避難所における対策

1 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障がい者用のトイレがないこと等、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、福祉避難所については、要配慮者が円滑に利用できるようバリアフリー化された施設など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してこないことがないよう、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、町は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。

設置基準などは、「第2節 避難生活計画 第2 福祉避難所」の項に記載する。

※ 福祉避難所

既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障をきたす人のケアや、要配慮者に配慮した設備等がある避難所である。なお、福祉避難所は、各避難所での避難生活及び保護が困難な要配慮者の受入を行う二次避難所として開設する。

2 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、自動翻訳機等の活用等を避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、町は、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

第10 情報伝達手段の整備

1 様々な情報伝達手段の整備

過去の災害においては、特に要配慮者には災害時に情報が伝達されにくかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスや遠隔手話通訳サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について点字、

録音、文字情報等の工夫を図る。また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知し、日頃から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保できるよう推進する。

2 外国人に対する情報提供

外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、町は、日頃から多言語や「やさしい日本語」による、防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時取るべき行動などの防災啓発に努める。外国人は、災害時に情報弱者になりやすいため、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を確保し、災害に関する情報や表示については「ピクトグラム(図記号)」の活用も検討する。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保や養成に努め、NPOや民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

第11 防災訓練、教育の実施

住民等に対し、要配慮者の支援に関する知識や情報を周知するために、住民等、自主防災組織、警察・消防・医療機関・障がい者団体や関係団体等と要配慮者が参加した避難訓練や防災訓練を行うよう推進する。また、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障がいの特性に応じた支援方法を住民等が習得できるよう推進する。さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に住民等や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。また、多様な主体の協力を得ながら、要配慮者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

町は、個別避難計画が作成されていない要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、日頃から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

第12 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

町において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の備蓄を検討する。また、特に外国人などで、宗教上の理由などで食べられないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等と協定を結ぶなどして調達体制の整備を図り、要配慮者をはじめとする全ての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。また、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にもできるだけ自分で備蓄するように求める。

第5節 住宅応急対策準備計画

町は、一般社団法人プレハブ建築協会や、災害時の被災建物に関する応援活動等に係る防災協定を締結した日本建築家協会、及び快適で魅力的な災害に強い住環境等創出に資する公民連携に関する包括連携協定を締結した大和ハウス工業株式会社奈良支社との連携で、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

第1 応急仮設住宅の供給体制の整備

町は県と連携し、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しの上把握し、一般社団法人プレハブ建築協会や、災害時の被災建物に関する応援活動等に係る防災協定を締結した日本建築家協会、及び快適で魅力的な災害に強い住環境等創出に資する公民連携に関する包括連携協定を締結した大和ハウス工業株式会社奈良支社と連携しつつ、災害時における応急仮設住宅の円滑な設置に向けた体制の整備に努める。また町は、被災状況等に応じて県の対策に従い、市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等の検討を行う。さらに、町は広域的な観点にたった実質的な供給体制が構築できるよう、県及び関係機関との検討・調整に努める。

第2 応急仮設住宅の設置

町は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

第3 公営住宅の空き家状況の把握

町は、県と協力し、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、県の協力などを得て本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努めるとともに、県と連携して、金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第4 民間賃貸住宅の借上げ等に係る協力体制

町は、大規模災害時において、応急仮設住宅の供給が不足する場合等必要な時は、応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅の情報収集に努める。

住民等の防災活動の促進

第6節 防災教育計画

町は、災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図る。また住民等一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

第1 防災教育推進の基本的な考え方

町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員及び学校に対する防災教育、研修、訓練を行う。また、住民等に対する防災意識の高揚を図るため、以下の事項に配慮して防災知識の普及に努める。

1 複合災害時に対する住民等の災害予防及び災害応急措置等

東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時に対する住民等の災害予防及び災害応急措置等について知識の普及・啓発に努める。

2 要配慮者に対する知識の普及・啓発

要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者等要配慮者を支援する体制が確立されるよう知識の普及・啓発に努める。

3 男女双方の視点に配慮した活動

被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮して災害時に活動するよう防災思想・知識の普及・啓発に努める。

4 地域コミュニティ防災教育

社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第2 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 町広報紙、町ホームページの活用
- 3 新聞、テレビ、ラジオ、有線放送施設、インターネットの活用
- 4 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 5 映画、スライド、ビデオ、パネル等の活用
- 6 広報車両の利用
- 7 学校教育、社会教育を通しての普及
- 8 研修、出前講座、講演会等の開催
- 9 その他

第3 普及・啓発を要する事項

防災思想・知識の普及・啓発の推進を要する事項を以下に掲げる。

1 災害に関する一般的知識

2 自助（備蓄）の心得

3 災害の予防措置

- (1) 防災の心得
- (2) 火災予防の心得
- (3) 台風襲来時の家庭の保全方法
- (4) 農作物の災害予防事前措置
- (5) 車両等の避難措置
- (6) 地域における自主防災活動の心得
- (7) その他

4 災害の応急措置

- (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
- (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
- (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- (4) 災害時の心得
 - ア 家庭備蓄対策
 - イ (家庭内、組織内の) 連絡体制
 - ウ 気象情報の種別と対策
 - エ 避難時の心得
 - オ 被災世帯の心得
 - カ 地域共助による救出及び支援等

5 災害復旧措置

- (1) 被災農作物に対する応急措置
- (2) その他

6 その他必要な事項

第4 学校における防災教育

1 趣旨

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童・生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等学校の教育活動全体をととした防災教育に努める。

本町における防災教育の視点は、次にのとおりである。

【学校における防災教育の視点】

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深める。
- (2) 災害時に、的確な思考と判断力を養い、適切な意志決定と自らの安全を確保するための行動を選択ができるようにする。
- (3) 災害発生に伴う危険を理解・予測し、日常的な備えができるようにする。
- (4) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識する。
- (5) 学校、家庭及び地域社会の防災活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童・生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

- (1) 幼稚園等の段階における目標
安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できるように指導する。
- (2) 小学校の段階における目標
日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができるように指導する。
- (3) 中学校の段階における目標
日頃の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できるように指導する。
- (4) 高等学校の段階における目標
安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できるように指導する。なお、障がいのある児童・生徒等については、各校種毎の目標の他に、障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようように指導する。

2 防災教育の内容

気候変動の影響も踏まえつつ、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について、教育を行う。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (4) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (5) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (6) ハザードマップ等災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (7) 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力
- (8) 災害時における心のケア

3 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点各教科、道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）など指導内容や指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理する等全教職員の共通理解を図って、防災教育に関する指導計画を作成する。

防災教育に関する指導計画は、次に掲げる内容について配慮して作成する。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

- (1) 防災教育は、地震等共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の状況等に応じて必要な指導内容を検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づける等、教育活動全体を通じて適切に実施する。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく事象が発生したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせた指導内容とする。
- (4) 避難訓練の計画の立案に当たっては、学校等の立地条件や校舎等の構造等に十分考慮し、火災、地震、水害等、多様な災害を想定する。
- (5) 実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。
- (6) 実施する際には、休憩時間、清掃時間等災害の発生時間に変化を持たせ、児童・生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。
- (7) 自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についても指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。
- (8) 避難訓練の実施に際しては、町災害対策所管課、広陵消防署並びに香芝警察署と連携して、計画実施に努める。
- (9) 防災教育の授業の実施に当たっては、児童、生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国、県、他の自治体及び防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、ICTを活用する等指導方法の多様化にも努める。
- (10) 児童、生徒等が、体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日頃から地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
- (11) 障がいのある児童・生徒等について
 - ア 障がいのある児童・生徒等は、個々の障がいの状況等に応じた指導内容や導入方法を工夫する。
 - イ 特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障がいのある児童・生徒等が在籍している学校は、特別支援学校等の助言等を活用する。

ウ 特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。

- (12) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織等との情報交換及び協議を行う。
- (13) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童、生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練等）に参加するように促したり、日頃から「開かれた学校づくり」に努める。
- (14) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討に向け、保護者や地域住民等による評価体制を整備する。

4 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、県とともに、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童・生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 住民等に対する防災教育

町は、災害から、住民等の生命、身体、財産を守るために、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身に付けておく必要がある。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは県や町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、町は防災知識の普及・啓発活動を積極的に行うことで住民等の防災意識の高揚を図り、住民等の自助力の強化や災害に対する備えを進める。

1 普及の内容

普及する知識は住民等の自助の促進に役立つものであることに留意する。

- (1) 町内の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）
- (2) 過去の主な災害事例及びその教訓
- (3) 気象知識
- (4) 頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性
- (5) 自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること
- (6) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方
- (7) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、

正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

- (8) 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (9) 最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）
- (10) 非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (11) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (12) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (13) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）についてあらかじめ決めておくこと
- (14) ライフラインの途絶時の対策
- (15) 水害保険等の保険・共済等の加入など生活再建に向けた事前の備え
- (16) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2 普及の方法

町と防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会等を利用して防災知識の普及・啓発に努める。

- (1) 広報媒体の利用（テレビ、ラジオ、新聞、県・町広報紙、インターネット 等）
- (2) 講演会・講習会等の開催
- (3) パンフレット等の作成
- (4) 視聴覚教材の貸出
- (5) 災害リスクの現地表示
- (6) 避難訓練（特に水害等のリスクがある学校） 等

第6 職員に対する防災教育

町と防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

第7 防火管理者に対する防災教育

町と防災関係機関は、防火管理者に対し防災教育を実施して防災知識の普及・啓発を図る。また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養う等、自主防災体制の整備を図る。

第8 災害教訓の伝承

町は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第9 事業所の責務

町は、施設利用者や従業員への安全確保、経済活動の維持、地域住民等への貢献度等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動を推進するための教育活動を推奨する。

このため、町は、事業所が災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画（BCP）の策定、建造物の耐震化の促進、防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育を行うよう呼びかける。また、災害時には、防災対策を促すため、以下の事項を町内各事業所に奨励する。

- 1 施設利用者及び従業員への災害情報の提供
- 2 施設利用者及び従業員の避難誘導
- 3 初期消火活動等の応急対策
- 4 ボランティア活動への支援等
- 5 地域への貢献を考慮した体制づくり

第7節 防災訓練計画

災害発生時において、住民等、町及び防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、人命を守るために重要な行動であり、町は、住民等参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等を実施する。

第1 訓練の考え方

防災訓練は、大規模災害を想定し、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定する。また、参加者自身の判断が求められる内容を盛り込む等、実践的な訓練の実施に努める。

防災訓練は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめる。

訓練の結果、明らかになった課題等をもとに、必要に応じた改善を行うといったサイクルマネジメント方式の防災訓練を継続して実施する。

第2 総合的な防災訓練

1 防災総合訓練

町は、災害対応業務に習熟するための訓練及び各防災関係機関と連携し、住民等、町、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者及びボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

地域住民等と事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民等の防災意識向上の取組に務める。

2 各地域での防災訓練

町は、防災士ネットワークと協働して、小学校区毎で自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練を、実施又は支援する。訓練を通じて、地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

「住民参加型」訓練は、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

- (1) 安全な避難ルートの確認等の避難訓練（避難行動要支援者の避難支援訓練を含む）
- (2) 避難所開設・運営訓練（要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮）
- (3) 安否確認訓練（例：日頃から各地区において全世帯の安否確認方法を決めておき、全世帯の安否を確認した上で町に報告する 等）
- (4) 情報収集・伝達訓練（例：避難指示等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する 等）
- (5) 避難指示等の避難情報の持つ意味等に防災知識を得るための研修会等

第3 個別防災訓練

町及び防災関係機関等は、単独又は連携して、下記の防災訓練を実施する。

- 1 非常参集訓練
- 2 水防訓練

町は、水防法4条の規定による指定水防管理団体であり、水防法第32条の2により、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

また町は、洪水ハザードマップ等を活用した水防訓練を実施する。

(資料編「洪水ハザードマップ」参照)

- 3 非常通信訓練

(本章第19節「通信体制の整備計画」第5「通信訓練」第6「非常通信体制の充実強化」参照)

- 4 図上の訓練

町は、町災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における防災力の向上を図るための住民等を対象とした水防図上訓練の実施について検討する。

第4 住民等の訓練

- 1 町

町は、災害時に住民組織が適切に行動できるよう、自主防災組織を中心とした救出救護、消火、避難等の訓練を適宜実施する。その際、自力避難が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者の救助を考慮する。

- 2 その他機関等の訓練

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、百貨店、スーパー、宿泊施設等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練等を定期的実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等を促す。

また、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行うよう努める。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

町及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努める。また、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

町は、自主防災組織が行う防災活動を促進するため、自主防災組織を構成する住民に対し、教育訓練等による知識修得の機会を企画し、「共助」の基盤形成に努める。また、自主防災組織の構成は、女性の参画に配慮するとともに、各種防災活動において女性の資質を活用した女性防災リーダーの育成に努める。

第1 地域住民等の自主防災組織

1 実施機関等

(1) 町長

町長は、基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実に図り、町における地域防災活動の推進に努める。

(2) 住民等

住民等は、予防活動として、災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主防災組織等の活動へ積極的に参加し、地域防災力向上に努める。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の事項を実施する。

その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、以下に掲げる地域の様々な団体との連携に努めるとともに、女性の参加を促進する。

- 青年団
- 婦人会
- 自主防犯団体
- 民生・児童委員
- 社会福祉協議会
- 住民活動団体（NPO）
- PTA等地域で活動する公共的団体
- 学校
- 医療機関、福祉施設
- 企業（事業所）
- 防災士ネットワーク

(1) 平常時の活動内容

ア 地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発

例：防災新聞による避難指示等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承 等

イ 地域における危険箇所の把握

例：町が提供する防災マップでの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検 等

- ウ 地域における消防水利の確認
例：消火栓の位置確認と、井戸・ため池・水路等の把握と現状確認 等
 - エ 家庭における防火・防災上等の措置及びその啓発
例：家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知 等
 - オ 地域における情報収集・伝達体制の確認
例：有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難指示等の避難情報の伝達訓練 等
 - カ 要配慮者の把握
例：要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成 等
 - キ 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検 等
 - ク 防災資機材の整備、配置、管理
例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等
 - ケ 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加
例：初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における炊きだし訓練 等
 - コ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
例：消防署・消防団・民間企業・行政機関等のOBの活用、女性の積極的な登用、行政等が開催するリーダー養成研修への参加、防災士の資格取得促進等
 - サ 地域全体の防災意識向上の促進
例：PTAや民生・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催 等
- (2) 災害発生時の活動内容
- ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止
 - イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
 - ウ 地域住民等の安否確認
 - エ 正しい情報の収集、伝達
 - オ 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
 - カ 避難所の運営、避難生活の指導
 - キ 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
 - ク 災害ボランティア受入の調整、被害がより大きい近隣地域への応援等

第2 自主防災組織の規約・防災計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、町や防災関係機関と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めるよう努める。また、自主防災組織内の編成は、あらかじめ任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）を設定するよう促す。

第3 育成強化対策

町は、奈良県広域消防組合消防本部と連携し、自主防災組織の育成を促進するとともに、指導を行い活動の活性化を図る。

1 町・奈良県広域消防組合消防本部の育成強化対策

町は、消防署と連携し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。

- (1) 啓発資料の作成
- (2) 講演会、講習会、研修会等の実施
- (3) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
- (4) 情報の提供
- (5) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (6) 防災訓練の指導、支援等
- (7) 自主防災組織連絡協議会への後方支援（相互に情報交換できるしくみづくり）

2 自主防災組織の育成強化対策

- (1) 実施責任者
- (2) 自主防災組織の育成方針及び方法
- (3) 自主防災組織への指導、支援
- (4) その他必要な事項

第4 事業所等の自主防災体制

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守り、地域への災害の拡大を防止するとともに、事業活動を維持するために、次のような防災対策を講ずる。

- 1 建築物の耐震化、屋内の耐震対策（オフィス家具等の転倒防止）
- 2 物資の備蓄（救助用資機材、食料品関係等）
- 3 通信の確保（一般のNTT回線以外の通信手段）
- 4 企業情報の確保（サーバ等転倒防止、定期的なバックアップの実施）
- 5 自主的な防災組織の編制
- 6 防災計画、防災マニュアル（初期・安否確認）、事業継続計画※（BCP）等の策定
- 7 従業員への防災計画、防災マニュアル等の研修
- 8 従業員による大規模災害を想定した防災訓練の実施
- 9 従業員の帰宅困難対策
- 10 地域の自主防災組織との連携（事業所等のもつ資源や特性を活かし、組織力を活用した地域活動への参加等）

※事業継続計画＝大規模な災害・事故・システム障害が発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画

第5 地区防災計画

1 目的

地区防災計画は、コミュニティレベルでの防災活動を推進し、町による防災活動と地域住民等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図るものである。

町の防災活動と地域住民等による防災活動が、効果的に連携したものとするために、本計画において、その考え方を定める。

2 地区防災計画に基づく防災活動の主体及び防災活動の対象範囲

地区防災計画に基づいて防災活動を行う防災活動の主体やその対象範囲については、各地区の特性に応じて、小学校区単位での作成を前提とする。また、必要に応じ町内の事業者、小、中学校等多数の人が利用する施設管理組織等を想定する。なお、地区防災計画に基づく防災活動が地域住民等によって主体的かつ継続的に実施されることが重要なことから、以下の事項に留意して地区防災計画を策定する。

- (1) 地域住民等が計画作成当初の段階からの参加
- (2) 地域住民等の参加意識の醸成
- (3) 地域住民等と十分な連携のもと、町防災計画と地区防災計画の整合
- (4) 地域住民等の意見を広く取り入れ、主体的かつ継続的な地域防災力の向上に向けた取組

3 地区防災計画の見直し

地区防災計画の見直しは、当該地区防災計画に係る地域住民等が主体的に継続的な見直しを行う。町防災会議においては、当該見直しの内容が実体を伴った実効性のあるものになっているか等の観点から、十分考慮の上、適切な対応を行う。

町は、町地域防災計画見直し等による検討を加える際に、地区の特性、地区防災計画の運用状況等を踏まえ、地区防災計画の見直しを行うことについて、地域住民等に働き掛けを行う。

4 地区防災計画に基づく防災活動に対する支援

町は、地区防災計画に基づく当該地域住民等による防災活動が、地域住民等の主体性を損なうことなく、実効性のあるものとなるよう適切な支援に努める。

5 地区防災計画に関する計画提案

- (1) 計画提案の手續(基本法第42条の2第1項・第2項、基本法施行規則第1条関係)

ア 計画提案

地域住民等は、共同して、町防災会議に対し、町地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案する。

計画提案の手續は以下のような場合が考えられる。なお、当該自主防災組織等のメンバーは、計画に基づき、実際に防災活動を実施できる体制にあることが必要である。

- (ア) 実際に防災活動を行う地域住民等が共同して計画提案を行う場合
- (イ) 自主防災組織との役員等が、共同して当該地区の計画提案を行う場合

イ 計画提案を行うことができる者であることを証する書類の提出

共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、地区防災計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて、町防災会議に提出しなければならない。（基本法施行規則第1条）なお、「計画提案を行うことができる者であることを証する書類」とは、地域住民等であることを証する書類であり、具体的には、居住者であれば住民票等、事業者であれば法人の登記事項証明書等とする。

(2) 計画提案がなされた場合の町防災会議の判断基準（基本法第42条の2第3項）

計画提案がなされた場合、町防災会議においては、当該計画提案を踏まえて、町地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるか否かを判断する。

計画提案においては、地域住民等が提案主体となるが、計画策定の趣旨・目的は本節 第5の1目的に示すとおりである。

町防災会議は、この目的を踏まえて、当該計画提案で示された地域住民等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重し、当該地区に係る地区防災計画を定める。

ただし、原則として、極めて対象範囲が限定された防災計画や、防災活動の内容が地域防災計画の内容にそぐわない計画等については、町地域防災計画に定めるに必要がないと判断する。また町は、地域住民等による計画提案に係る地区防災計画素案作成等の支援に努める。

6 地域防災力の充実強化

(1) 町は、地域防災計画が定めた地区について、地域住民等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定める。（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第2項）

(2) 地区防災計画が定められた地区の地域住民等は、町に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する具体的な事業に関する計画の内容の決定又は変更を提案することができる。（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第3項）

7 個別避難計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第6 防災士の確保と育成

河川はん濫等の大規模な災害が発生した場合には、迅速な避難行動と防災活動が求められる。このため町は、自主防災組織のリーダー等となる住民を対象に、防災に対する意識、知識、技能をもった「防災士」等の確保と育成を進め、地域防災力の向上に努める。

1 防災士登録制度の推進

町は、防災士資格取得者のネットワーク化を図り、自主防災組織のリーダーとしての役割を担う人材の育成に努める。

2 資格取得の奨励

町は、防災士資格の取得を奨励するとともに、資格取得講座等の情報を住民等に提供する等、自主防災活動の担い手育成に努める。

第9節 企業防災の促進に関する計画

企業・事業所（以下「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また町は、商工団体等と協力し、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業の継続計画（BCP）の策定を支援する。

第1 企業・事業所の役割

1 災害時に果たす役割

事業所等は、災害時に果たすべき役割として以下の事項を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする事業者等（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

- (1) 従業員や事業所利用者の生命の安全確保
- (2) 二次災害の防止
- (3) 事業所業務の継続
- (4) 地域貢献・地域との共生

2 平常時の対策

事業者等は、災害への備えとして以下の事項を踏まえ、日頃から防災体制を構築し、企業防災力の向上に努める。

- (1) 勤務時間外の連絡体制の整備
- (2) 非常時体制の整備、建物の耐震化
- (3) 機械設備等の転倒・落下防止対策
- (4) 二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）
- (5) 事業所からの避難経路の確保
- (6) 周知や避難訓練等の防災訓練の実施
- (7) 災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄
- (8) 従業員の防災意識の高揚
- (9) 企業防災力の向上

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。また事業者等は、これらの事項を踏まえ、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努める。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に当たっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合に当たっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等から企業を守るための経営戦略として、この方法、手段等をあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替等の対策を実施する。

【事業継続力強化計画】

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

事業継続計画（BCP）等を策定した事業所等は、定期的に訓練等も実施し、内容の評価検証と見直しを行う。なお、防災対策の実施にあたっては、事業継続計画（BCP）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

第2 町の役割

町は、県と協力して地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行う等、危機管理体制の整備が図られるよう普及・啓発活動等を行う。また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第3 商工会等の役割

商工会は、事業継続計画（BCP）策定促進のための情報提供や相談体制の整備等により、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性を啓発する。

また、会員・組合員等に対し、行政等と連携をとり、支援策等情報の周知に努める。

さらに、商工会等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第10節 消防団による地域防災体制の充実強化計画

消防団は、住民等を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

第1 消防団の役割

消防団は、住民等を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティ力により地域防災力を強化し、地域の被害軽減と住民等の安全確保に努める。

第2 他の組織との関係

1 常備消防との関係

消防団は、地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及・啓発、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実動・図上訓練

2 自主防組織との関係

消防団は、自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同練習等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図るための積極的な協力

3 事業所との関係

消防団は、団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組、事業所の防災活動との連携を図るための取組を強化する。

- (1) 消防団の取組に対し、特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を定める事業所に対する表彰制度の創設・充実
- (2) 事業所の自衛消防組織と消防団との連携の促進

4 地域コミュニティとの関係

消防団は、将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第3 消防団員数の確保

1 総団員数の確保

消防団は、要員動員力等の特性を發揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

消防団は、就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3 女性団員の確保

消防団は、日常的な活動を含め、女性の感性や生活の視点をういた消防団活動を推進し、幅広い住民ニーズに沿った活動体制整備に努める。特に、地域社会の高齢化等を考慮し、女性団員の入団を促し、見回り等においても、声かけ巡回や女性広報等、

高齢者にも受け入れられやすい消防団体制について検討する。

4 女性団員及び若年層の入団促進と団員数の確保

消防団員の組織の活性化のため、女性消防団員及び学生消防団活動認証制度等を活用した若年層からの入団を促進する。このため、入団者の職業等を考慮した上で、入隊して活動しやすい消防団活動のあり方等を検討する。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

町は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割を重視し、その自主性に基づきその支援力を向上し、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動が進められるよう、日頃から町及び県の社会福祉協議会等と協働して、県内外のボランティア団体、NPO等の関係機関団体・関係団体、住民等と連携・協働して活動できる環境を整備する。

第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

町は、県や県及び町の社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携・協働して、日頃から災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行う。また、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

第2 ボランティアの事前登録・育成

町は、災害時において、被災者の多様なニーズに対し、きめ細やかな対応を行う。

このため、町は、県及び関係機関の協力を得て、被災者を支援する専門種毎に災害ボランティアの登録・育成の環境づくりに努める。また町は、県及び町の社会福祉協議会等と協働して、災害時に迅速・効果的に災害ボランティア活動が行われるよう、日頃から住民等に対し、研修や訓練等の実施により、災害ボランティア活動についての知識の習得機会を提供する。

(具体的な取り組み)

- (1) 災害ボランティア養成研修の実施
- (2) 災害ボランティアコーディネーターの養成
- (3) ボランティアとの防災訓練の実施
- (4) 奈良防災プラットフォーム連絡会との連絡調整

1 専門職ボランティアの登録及び把握

町は、県と連携して災害が発生した場合に備え、被災地において救援活動を行う専門職ボランティアをあらかじめ登録しておき、その把握に努める。

(専門技術ボランティアの例)

- (1) 外国語通訳ボランティア
- (2) 手話通訳、要約筆記ボランティア
- (3) 心理カウンセラー
- (4) 建物判定（被災建築物応急危険度判定士）
- (5) 地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士）

2 研修会等への参加

町は、ボランティアが災害時に迅速・的確に活動できるよう、研修会等への参加を促すよう周知に努める。

3 ボランティア活動保険の周知

町は、ボランティアによる災害救援活動の円滑な実施に向け、事故や傷害を受けた場合に備えた「ボランティア活動保険」（社会福祉法人全国社会福祉協議会）制度加入の周知に努める。

第3 活動体制の整備

町は、町及び県社会福祉協議会等と連携し、災害時に、ボランティアの受入及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるよう、あらかじめ災害時のボランティア活動計画を策定する。また、町は、災害時に、ボランティア及びボランティアコーディネーター・専門職ボランティアが、災害時に迅速・的確に活動できる環境を整備する。

災害に強いまちづくり

第12節 まちの防災構造の強化計画

町は、災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「災害に強いまちづくり」を進めるため、町の防災構造の強化を行う。また、災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、幹線道路に隣接する都市公園は、災害時の防災拠点、避難場所の機能を果たす防災公園として、災害応急対策施設等の機能整備を進める。

第1 都市施設に求められる防災機能

道路・公園・緑地、河川等の都市施設は、延焼被害を極小化する遮断空間の役割等を果たす空間である。

1 道路の防災機能

広幅員の幹線道路や区画街路は、災害時に緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能が求められている。

2 公園・緑地の防災機能

公園・緑地は、災害時に避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能が求められている。

3 河川の防災機能

河川空間は、火災時の延焼遮断帯としての機能が求められている。

第2 災害に備えた計画的なまちづくり

1 防災ブロックの強化

町は、災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所・避難所の整備を進める。

2 災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。

(1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を楽しむまちづくりの推進

町は、都市計画マスタープラン等に防災に関する都市計画を定め、都市機能を分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を楽しむまちづくりを進める。

(2) 防災を考慮した土地利用

町及び県は、溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。

(3) 防火地域、準防火地域の指定

町は、市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定に努める。

(4) 立地適正化計画による防災まちづくりの推進

町は、立地適正化計画を策定する場合、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(5) 住宅の立地誘導による防災まちづくりの促進

町及び県は、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第3 災害に備えた取組

1 公共施設の安全性・防災機能の強化

町及び県は、災害時に住民等の生命を守ることを優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

(1) 避難場所、防災拠点の確保

① 災害時に住民等の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、病院等含む）の整備

① 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定場の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。

② 二次災害を抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

③ 避難路が寸断されると救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

2 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

(1) 建築物不燃化対策

町は、市街地等における火災延焼防止のため建築物不燃化対策を進める。

(2) 消防活動対策

町は、消防活動が困難な木造住宅密集区域の解消に向けて、狭隘道路の沿道の家屋の建替時に、道路の拡幅整備が進めて行けるよう住民に理解を求めていく。

3 災害に強いまちづくり施策

町及び県は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

- (1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）
浸水ハザードマップ、地震災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するための避難路などについて、地区防災計画の作成を支援していく。
- (2) 空家等の状況の確認
町は、二次災害の防止等のため、日頃から災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。
- (3) 都市防災総合推進事業の活用
市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。
- (4) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用
 - ① 土地区画整理事業の活用
都市災害の防止を図るため、道路、公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備するとともに、既成市街地及びその周辺のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。
 - ② 市街地再開発事業の活用
地震、火災等の災害危険度の低下を図るため、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。
- (5) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用
防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫等）の整備を図る。
- (6) 災害時拠点強靱化緊急促進事業
南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

第4 防災空間の整備拡大

町は、防災空間として、災害時に避難場所や避難路となる公園・緑地の整備を促進し、都市全体の安全の向上を図る。特に、狭隘な地区を中心に、木造住宅が密集する地域の対策として、狭隘道路の拡幅を検討する。

第5 防災公園の整備

町は、安全で安心できるまちづくりを図るため、緊急輸送道路及び町が独自に指定する輸送路に隣接する竹取公園、横峰公園、西谷公園を災害時の防災拠点、避難場所等の機能を果たす防災公園として、輸送道路への開口部、避難スペース、備蓄倉庫、耐震貯水槽、マンホールトイレ、給排水設備、かまどベンチ、放送設備、発電設備、臨時ヘリポート、被災者支援の機能を有した公園管理事務所等の機能整備を進める。

第13節 災害に強い道づくり

道路管理者は、災害による事故発生を事前に回避するため、定期的なパトロールを実施し、老朽施設の補強・更新、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等の対策を計画的に進める。また、防災関係機関との連携を緊密にし、迅速な避難、救急・救助等が実施できるよう災害に強い道づくり体制を構築する。

※道路管理者：道路法第3章第1節に規定された道路を管理する主体を指す(狭義の道路管理者)

道路法で定める道路		定 義	道路管理者	費用負担
高速自動車国道		全国的な自動車網の枢要部を構成し、かつ、政治、経済、文化上特に重要な地域を連絡する道路 その他国の利害に特に重大な関係を有する道路（高速自動車国道法第4条）	国土交通大臣	高速道路会社
国 道	直轄国道 (指定区間)	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、一定の法定要件に該当する道路（道路法第5条）	国土交通大臣	国及び県
	補助道路 (指定区間外)		奈良県知事	国及び県
県 道		地方的な道路網を構成し、一定の法的要件に該当する道路（道路法第7条）	奈良県知事	奈 良 県
町 道		市町村の区域内に存する道路（道路法第8条）	広陵町長	広 陵 町

第1 道路施設等の耐久性の強化

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。

1 道路の整備

道路の被害は、切土部や山すそ部において、土砂崩落・落石等が、高盛土部では法面崩壊や地すべり等が予想される。このため、道路管理者は、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された路線について、特に重点的に防災対策の強化を進める。

(1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所

道路管理者は、事業中及び今後事業実施予定の箇所の整備を進める。

(2) その他の箇所

道路管理者は、事業中及び今後事業実施予定以外の箇所について、道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

ア 道路防災総点検

落石等の自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所を把握する。

イ 道路の災害補修工事

道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐久性の強化を進める。

(1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所

関係機関は、事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成29改定 公益社団法人 日本道路協会）」に基づき整備を進める。

(2) その他の箇所

関係機関は、事業中及び今後事業実施予定以外の箇所について、点検調査を実施して橋梁の耐震補強や、補修等対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

3 道路付帯施設の整備

道路管理者は、災害時におけるライフライン確保の観点から、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため、共同溝及び電線共同溝の整備事業を各業者と調整を図りつつ実施に向けた検討を行う。

第2 連絡体制の整備

1 職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ応急対策に必要な職員の非常配備体制を整える。

2 防災関係機関との応援体制

道路管理者は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関と連携し、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有する等、迅速に対応できる体制を整える。また、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、救助・救急・医療及び消火活動について日頃から関係機関相互間の連携強化を図る。

第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

1 道路管理者

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

2 奈良県建設業協会等関係機関

奈良県建設業協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

第4 道路利用者等に対する防災知識の普及

道路管理者は、防災週間・道路防災週間等の防災関連事業を通じて、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するため、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

第14節 緊急輸送道路の整備計画

町は、災害時や災害復旧時において、輸送路となる道路の多重性、代替性を確保し、避難場所、避難所、救助活動拠点等の防災拠点を連絡する緊急輸送道路のネットワーク化を図る。

第1 緊急輸送道路ネットワーク

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して次のとおり区分される。

1 第1次緊急輸送道路

- (1) 県道桜井田原本王寺線（広陵町区域は未指定）
- (2) 中和幹線
- (3) 大和郡山広陵線（広陵町区域は未指定）

2 第2次緊急輸送道路

- (1) 県道大和高田斑鳩線
- (2) 県道大和郡山広陵線（大場～鳥居大橋間）
- (3) 県道田原本広陵線（大和高田斑鳩線交差点～河合大和高田線交差点間）
- (4) 県道桜井田原本王寺線
- (5) 町道柳板大谷線

3 町が独自に指定する輸送路

- (1) 町道上田部・奥鳥井線
- (2) 町道笠ハリサキ線
- (3) 町道広谷秋廻り線
- (4) 町道大谷奥鳥井線
- (5) 町道馬見北20号線
- (6) 町道馬見北61号線
- (7) 町道百済赤部線

第2 防災拠点

水災害時に選定されている防災拠点は、以下のとおりである。また、支援物資の集積場所は、民間倉庫も含め検討する。

施設名	所在地	電話番号
竹取公園及びその周辺	三吉地内	
西谷公園	馬見南2丁目地内	
横峰公園	馬見北6丁目地内	
広陵町防災倉庫	南郷 646-1	0745-55-1001

また、災害用臨時ヘリポート、医療拠点施設、避難場所等と情報連絡する。

第3 緊急輸送道路の整備

- 1 緊急輸送道路は、災害後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、逐次整備を行う。また、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。
- 2 町は、県の指定した緊急輸送道路のうち、各防災拠点に連絡する町道を対象に計画的に整備を行う。

第4 緊急通行車両等の事前届出

1 防災関係機関の届出

町は、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

2 公安委員会の緊急通行車両事前届出済証の交付

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められたものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

(詳細については、第3章第16節「災害警備、交通規制計画」第2「交通規制及び緊急通行車両」参照)

第15節 ライフライン施設の災害予防計画

ライフライン施設管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。また、町は、県及び関係機関と協力し、ライフライン施設管理者との防災体制の整備を促進する。

第1 上水道

水道事業者は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。また、町は、県と連携し、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。

1 水道施設の耐震化

水道事業者は、取水施設・配水場・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可能な継手の採用等に努める。また、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等、事故発生時の対策を進める。

2 水の融通体制の確立

水道事業者は、導水管路・送水管路及び配水幹線被害による全給水区域の断水を避けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。また、隣接市町村間及び隣接府県間等においても協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

3 防災用資機材等の整備

水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

4 給水データベースの整備

町は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

5 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

町は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

第2 下水道

定期的にマンホール等の地表よりの異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。また、雨天時の流入量が増大など、不明水の究明も継続的に進める。

第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社奈良支社）

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深め防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水害対策

ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。

- (ア) ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上、下流護岸
- (イ) 導水路と溪流との交差点及びその周辺地形との関係
- (ウ) 護岸、水制工、山留壁
- (エ) 土捨場
- (オ) 水位計

イ 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、

かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせる。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

イ 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策(リング等)を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

ウ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

エ 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(4) 雷害対策

ア 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置および接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

イ 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(5) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位構造物の重量等に基づいて算定する。

(6) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

(7) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に務める。なお、土砂採取、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

4 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じて、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

イ 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

ア 無線伝送設備

(ア) マイクロ波無線等の固定無線回線

(イ) 移動無線設備

(ウ) 衛星通信設備

イ 有線伝送設備

(ア) 通信ケーブル

(イ) 電力線搬送設備

(ウ) 通信線搬送設備、光搬送回線

ウ 交換設備

エ IPネットワーク回線

オ 通信用電源設備

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に務める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

- (5) 水防・消防に関する施設及び設備等
被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。
- ア 水防関係
- (ア) ダム管理用観測設備
 - (イ) ダム操作用の予備発電設備
 - (ウ) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
 - (エ) 排水用のポンプ設備
 - (オ) 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
 - (カ) 警報用設備
- イ 消防関係
- (ア) 消火栓、消火用屋外給水設備
 - (イ) 各種消火器具及び消火剤
 - (ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備
- (6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等
被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。
- ア 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
- イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材
- (7) その他災害復旧用施設及び設備
重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。

5 復旧用資機材等の確保及び整備

- (1) 復旧用資機材の確保
災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- (2) 復旧用資機材等の輸送
平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- (3) 復旧用資機材等の整備点検
平常時から復旧用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。
- (4) 復旧用資機材等の広域運営
平常時から復旧用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。
- (5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。
- (6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- (エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取り付けること、また復電火災を防止するための感震ブレーカーを取り付けること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- (オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- (キ) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、平常時からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等使用者の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

第4 電信電話施設

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した通信環境確保を図るための通信設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の

被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。

1 西日本電信電話株式会社

N T T西日本は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施する。また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 水害対策

- ・豪雨・洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- ・通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。

(イ) 風害対策

- ・暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- ・無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

(ウ) 火災対策

- ・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- ・火災報知器及び警報設備並びに消火設備を常備する。

イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 重要通信センターの分散設置及び中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

(エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器資材及び物資等の輸送を円滑に行う。そのため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、伝達経路、方法、連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等の防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 町・県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

町及び防災関係機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。町は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出て協議し、必要な災害時優先電話を確保する。

2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西はNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施します。

(1) 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。

イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。

ウ 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(2) 電気通信設備等に対する防災計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

イ 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(3) 重要通信の確保

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害時対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は被害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(5) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害普及を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等は、常に数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 災害対策用資機材の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

オ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

カ 災害対策用資機材等の仮置き場

災害対策用資機材等の仮置き場について、非常事態下の借用交渉の難航が予測されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施する。

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

ア 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

イ 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

ウ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

(3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端なそ通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

ア 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

イ 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

(5) 災害時における通信のそ通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信のそ通、施設の応急普及等に関する緊急そ通措置、緊急普及措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信のそ通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(8) 防災に関する教育、訓練

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。
- イ 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信のそ通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。
- ウ 訓練の実施にあたっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう務めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加するなど、これら機関との連携も考慮して行うものとする。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンクモバイル株式会社（以下、SBM）では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

(1) 顧客への発災時の支援

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備える。

- ア 停電対策
- イ 伝送路対策
- ウ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備
 - (ア) 移動電源車
 - (イ) 移動無線基地局車
 - (ウ) 可搬型無線機
- エ 緊急時・災害時の通信網整備

(2) 社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

- ア 対応マニュアルの徹底
- イ 非常時体制の確立と連絡網の整備
- ウ 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備および防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材および予備備品なども確保している。併せて、飲料水および食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

(3) 防災訓練の実施

毎年大規模災害に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

ア ネットワーク障害対応訓練

イ 安否確認訓練

ウ 火災・地震の対応訓練

(4) 応急復旧設備の配備

代替基地局設備

ア 基地局の代替サービスエリアの確保

イ 代替基地局の研究開発

第5 都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にもその被害を最小限にとどめるために、平常時から防災施設及びガスエ作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する。

1 大阪ガスネットワーク株式会社

(1) 防災体制の整備

保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策の実施

風水害の発生が予報される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れのある地下マンホール内の整圧器等の点検を実施する。

(3) その他防災設備

ア 検知・警報設備の設置

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

(ア) ガス漏れ警報設備

(イ) 圧力計・流量計

イ 連絡・通信設備の整備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガスエ作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の点検整備

- (4) 教育訓練
社員等関係者に対する防災教育
- (5) 広報活動
 - ア 顧客に対する周知
パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等を周知する。
 - イ 土木建設関係者に対する周知
建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

2 大和ガス株式会社

- (1) 防災体制の整備
ガス保安規定に基づく「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。
- (2) 施設対策
災害によるガス漏洩を防止するため、次のような供給施設の強化と保全を図る。
 - ア ガス供給施設の耐震性確保
供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。
 - イ ガスの安定供給
大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的なガス供給停止と他の地域へのガス供給継続を可能にするため、導管網をブロック化するシステムを推進する。
 - ウ 緊急用資材の確保
- (3) その他防災設置
 - ア 埋設導管で経年化をたどっているものから順次、耐震性と可とう性に優れたポリエチレン管および鋼管に取り替えを推進していく。
 - イ 連絡・通信設備の整備
災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに遠隔監視・操作を行うため、連絡設備を整備する。
 - ウ 教育訓練
 - (ア) 災害想定訓練を繰り返し実施する。
 - (イ) 日本ガス協会近畿部会が行う、ガス漏洩対応訓練に積極的に参加して社員のレベルアップを図る。
 - エ 広報活動
災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。
 - (ア) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
 - (イ) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。

第16節 危険物施設災害予防計画

町は、消防機関及び施設管理者等と協力し、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所の保安対策の強化に努める。

第1 町、消防機関が実施する対策

1 危険物の種類、数量の把握

施設管理者に対して、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底するよう指導する。

2 関係法令の厳守

立入検査等を実施し、施設管理者に対して、関係法令を厳守させるよう指導する。

3 位置及び構造を指導

危険物施設の設置又は変更の許可に当たり、施設管理者に対して、災害による影響を充分考慮した位置及び構造とするよう指導する。

4 再点検の要請

既設の危険物施設について、施設管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を要請する。

5 安全性の向上

必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を促進する。

6 的確な教育

危険物関係職員及び施設管理者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を実施する。

7 化学消防力の強化

化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力を強化する。

第2 施設管理者が実施する対策

1 自主防災体制整備の指導

町は、危険物取扱事業所に対し、以下のとおり自主防災体制を整備するよう指導する。

- (1) 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
- (2) 自主的な防災組織の結成
- (3) 保安教育の充実
- (4) 防災訓練の実施

2 安全性の強化

町は、危険物取扱事業所に対し、施設の基準や定期点検の規定を遵守させ、設置地盤の状況を調査し、安全性の強化に努めるよう指導する。

3 防災壁、防風林、防火地帯等の設置

町は、大規模な危険物施設を有する事業所等に対し、地域住民等に対する安全を図るため防災壁、防風林、防火地帯等の設置を検討するよう指導する。

第3 ガス災害予防計画

1 高圧ガス・LPガス

町は、高圧ガス・LPガス事業者等に対し、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、関係者及び事業所に対する取締り並びに保安対策に万全を期するよう要請する。

(1) 高圧ガス製造業者が実施する保安対策

高圧ガス製造業者は、許可を受けた危害予防規程を遵守し、自主保安体制を強化する。また、設備は定期的に点検、整備を実施する。

さらに、保安教育計画を策定し、従業員に対し保安教育を実施する。

(2) 高圧ガス貯蔵所（所有者又は占有者）、特定高圧ガス消費者が実施する保安対策

高圧ガス貯蔵所（所有者又は占有者）、特定高圧ガス消費者は、設備の定期的、計画的な点検、整備を実施する。特に、消費量の少ない時期に重点項目について入念に実施する。また、日常運転作業基準にしたがって作業を行い、常に防災保安の観点から見直しを図るとともに、従業員に対し保安教育を実施する。

(3) 高圧ガス販売事業者等が実施する保安対策

ア 高圧ガス販売事業者

高圧ガス販売事業者は、毒性ガスを消費する事業所に対し、「保安に関する基準」に基づき自主保安体制を積極的に確立し、災害を防止するよう指導点検を実施する。

イ LPガス販売事業者

LPガス販売事業者は、一般消費者等の消費設備が法に定められる技術上の基準を維持するための定期点検調査を実施する。

ウ 高圧ガス販売事業者等

高圧ガス販売事業者等は、一般消費者等に対し、高圧ガス、LPガスの消費等に係る取扱いについての周知を徹底するとともに、法に基づく保安業務を確実に実施する。また、従業員に対し、保安教育を実施する。

第4 火薬類施設

火薬類施設については、県が公安委員会の協力のもと、「火薬類取締法」に基づき実施する関係者及び事業場等に対する取り締まり並びに保安指導に委ね、県と連携して火薬類施設の災害予防に努める。

第5 毒物・劇物保管施設災害予防計画

町は、県とともに、災害により発生する毒物・劇物の流出等の二次災害を防止し、公共の安全を確保するため、毒物及び劇物取締法に基づき、次の取締り及び指導に努める。

1 被害防止の指導

毒物・劇物営業者に対し、当該保管施設について防災を図るとともに、流出による被害防止を図るよう指導する。

2 保安教育の向上

毒物・劇物販売業者等の取扱責任者の研修を実施し、保安教育の向上を図る。

3 指導体制の確立

その他毒物及び劇物を業務上多量に取り扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

災害応急対策及び復旧への備え

第17節 防災体制の整備計画

町は、日頃から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。

町は、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、職員の防災意識の高揚、災害対応能力の向上に日々努める。

第1 町の活動体制

- 1 町は、公助の担い手として県及び防災関係機関の協力を得て、地域の防災に関する計画を策定し、住民等と連携して地域における防災活動の推進を図るものとする。
- 2 町は、災害又は町政に重大な影響を及ぼす事態の発生時に、人、物、情報等のできる資源に制約がある状況下において、業務の執行体制及び対応手順並びに業務の継続に必要な資源の確保等について、業務継続計画を策定するものとする。

業務継続計画には、次にあげる特に重要な6要素について定め、重要な準備項目の明確化をしておく。

- (1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

あわせて、日頃から研修、訓練等を重ね、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

町は、災害応急対策施設を備えた防災拠点、災害管理対策拠点等の整備に努めるとともに、住民等が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

- 3 町は、地域における過去の災害から得られた教訓を積極的に収集及び伝承し、防災活動に活かすよう努めるものとする。

第2 防災組織の整備

防災関係機関は、防災組織を整備し、予防対策に万全を期するよう努める。

町長は、風水害等の災害発生直後災害対策本部を設置し、各防災関係機関との緊急連絡や協力のもと、様々な応急・復旧策を講ずる。

1 町

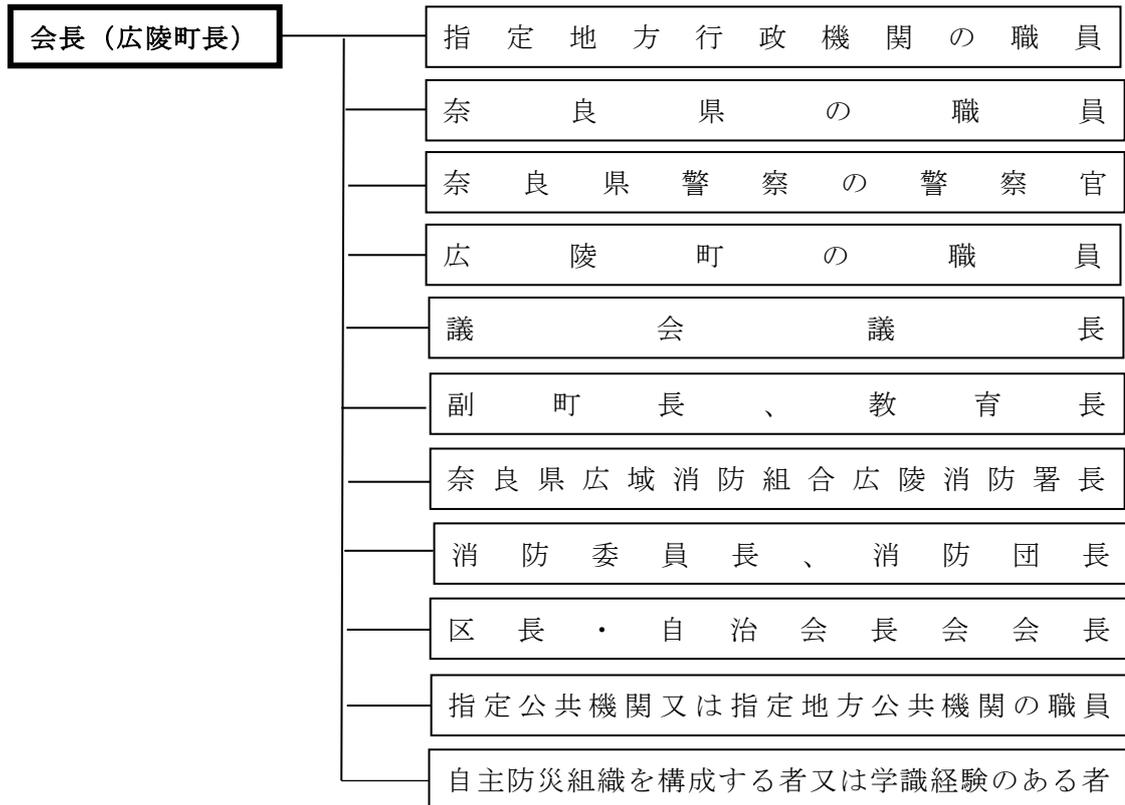
町は、関係法令、条例に基づき、次の防災組織を設置する。

- (1) 広陵町防災会議
 - ア 設置の根拠
 - (ア) 基本法第16条第1項
 - (イ) 広陵町防災会議条例

イ 所掌業務

- (ア) 広陵町地域防災計画を策定し、及びその実施を推進すること。
- (イ) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (ウ) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (エ) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (オ) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

ウ 組織



(2) 広陵町災害対策本部

ア 設置の根拠

- (ア) 基本法第23条の2第1項
- (イ) 広陵町災害対策本部条例

イ 所掌業務

地域防災計画の定めによる町域の災害予防及び災害応急対策を実施する。

ウ 組織

災害対策本部組織は、第3章第5節「活動体制計画」第1「防災組織計画」を参考とする。

2 防災関係機関

町域を所管又は町内にある防災関係機関は、基本法第47条の規定に基づき、防災計画及び応急対策の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

3 自主防災組織

(1) 根拠及び目的

基本法第5条第2項に基づき、地域住民自ら防災活動の推進を図るため、大字及び自治会を単位として設置する。

(2) 組織の規約

自主防災組織を円滑に、効率よく運営していくために、その実態を考慮し、基本的な事項については、規約を設ける。

(3) 組織の活動内容

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 防災用資機材の整備・点検
- (エ) 避難場所・避難路の確認

イ 災害時の活動

- (ア) 町内の情報の収集、伝達
- (イ) 出火防止・初期消火
- (ウ) 負傷者の救出・救護
- (エ) 避難誘導
- (オ) 給食・給水・救援物資の配布
- (カ) 現場応急処置

4 防災士ネットワーク

会員相互の交流を図りつつ防災士として自主防災組織の活動を支援し、地域住民等に対する自助・共助思想の普及に努めるものとする。

町又は防災関係機関が実施する防災士教育に積極的に参加するよう努めるものとする。

第3 防災救助施設等の整備

1 水防施設整備計画

町は、水防法の規定により町内の区域における水防の責任を果たし、水被害を軽減するために必要な水防倉庫・水防資機材等を拡充する。

(1) 水防管理者は、次により施設及び資機材等を整備

ア 水防用資材及び機材を備蓄

イ 活動に便利な所を選び、適切かつ支障のない箇所に設置

(2) 水防用資機材

ア 資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを配備

イ 杭・土のう袋・ブルーシート等は最悪の場合を予想して、あらかじめ調達の方法を検討

ウ 資材、機材を使用し減損したときは直ちに補充

2 消防施設整備計画

町内の消防力の現況は、ポンプ車4台、可搬ポンプ5台、水槽付ポンプ車2台、指令車2台、防火資機材一式となっている。

町は、消防施設整備計画に基づいて消防施設・設備の整備を促進し、充足率の低い地域から順に拡充する。

(1) 消防施設・設備の充実

町は、関係機関と協力し、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓、防火水槽を配置する。また、河川、ため池等の自然水利の確保、遠距離大量送水システムの整備等、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(2) 消防車両等の整備

町及び奈良県広域消防組合消防本部は、「消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）」に基づき、消防車両等の消防施設整備の充実に努める。

第4 防災関係情報の共有化

町は、災害発生時、防災関係機関がもつ被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第5 大規模停電災害予防計画

県及び町は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、日頃から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

第6 災害時における人的被害の公表による救助活動の効率化・円滑化

災害時における人的被害（死者・安否不明者・行方不明者）については、公表して広く情報を募ることにより、真に救助が必要な者や捜索活動を絞り込むことができ、効率的な人命救助活動につながる場合がある。一方で、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱わなければならないことから、災害時の人的被害の情報提供については次のとおりとする。

(1) 定義

死者とは、当該災害が原因で心肺停止状態で発見され、医師が死亡者と判断した者
安否不明者とは、災害が発生した地域で所在が不明となっている者

行方不明者とは、安否不明者となり一定期間経過した死亡の疑いのある者

(2) 情報提供

町は、死者・安否不明者・行方不明者の情報（氏名・性別・年齢）を、求めに応じ県、奈良県警察及び家族並びに第3親等までの親族に提供する。

第18節 航空防災体制の整備計画

町は、県が災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行えるため、飛行させる消防防災ヘリコプターの受入体制を整える。

第1 県消防防災ヘリコプターの配備

1 県消防防災ヘリコプターの配備

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプター「やまと2000」を平成12年8月に配備し、平成12年12月から運用している。

2 地域防災計画で定める事項

町は、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるため、あらかじめ次の事項を定める。

- (1) 要請担当窓口
災害対策所管課
- (2) 派遣要請手続
災害対策所管課
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定

施設名	所在地	電話番号	広さ
広陵健民運動場	広陵町大字古寺 163-1		10,977 m ²
時計台公園内	〃 大字三吉・疋相地内		4,954 m ²
竹取公園	〃 大字三吉地内	0745-55-6040	10,000 m ²
広陵中学校	〃 大字笠 355	0745-55-2243	12,205 m ²
第二浄化センター駐車場	〃 大字萱野 533	0745-56-6011	20,000 m ²
真美ヶ丘中学校	〃 馬見中 2-17-32	0745-55-0672	19,630 m ²

- (4) その他必要な事項

町は、必要な事項について、その都度県及び関係機関と協議をして定める。

第2 緊急ヘリポートの整備

1 事前災害活動用緊急ヘリポートの確保

町は、あらかじめヘリコプターの災害活動用緊急ヘリポートを確保する。

2 緊急ヘリポートの表示

ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨を表示する。

3 適地調査

町は県と協力し、新規の災害活動用緊急ヘリポートの着陸適地調査を実施する。

第19節 通信体制の整備計画

町は、災害時に被害情報を迅速に収集し、避難情報等を住民等に確実に伝達できるよう、防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を確保する。また、県や国との情報交換のための通信網を確実に運用する。

第1 防災通信システムの整備

町は、災害時における迅速かつ的確な情報伝達を確保するため、MCA防災行政無線（同報系・移動系）を整備し、平成28年度から運用を開始している。今後はより一層の情報伝達を確保するため、システムの拡充に努める。また、町は各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努め、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する

第2 電信電話施設

- (1) NTT西日本は、町の申出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。なお、町は、加入電話が災害時優先処置されるようNTT西日本に申し出て、協議し、必要な災害時優先電話を確保する。
- (2) 町は、指定した避難場所に避難される住民が使用する特設公衆電話を設置するよう努める。

第3 放送施設

日本放送協会及び奈良テレビ放送等は、災害に強い施設、非常用放送設備を整備する。また、円滑な災害対策の実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的実施するとともに、災害時の連絡通信手段を確保する。

第4 その他の通信施設

通信施設を保有する防災関係機関は、災害が発生した場合に予想される通信施設の被害に対処し、通信の途絶防止対策を講ずる。また、被災後の復旧作業体制の確立に努める。

第5 通信訓練

町は、県及び関係機関等と連携し、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的な通信訓練を実施する。

第6 非常通信体制の充実強化

町をはじめ通信施設を保有する機関は、個々の通信体制の充実強化により、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、あわせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

町は、的確な情報処理システムを構築するとともに、情報インフラの整備を進め、信頼性・安全性を確保した総合防災情報システムを整備する。また、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

1 情報処理の標準化

- (1) 被災記録方法等マニュアル化の促進
防災関係機関との連携強化（情報収集・伝達マニュアルの作成）を含め、被災記録方法等マニュアル化を促進する。
- (2) 情報処理業務のマニュアル化
情報処理業務のマニュアル化を促進し、情報システム運用訓練を実施する。
また、災害時の個人情報の取扱いに留意しつつ、情報のデータベース化等による情報処理の標準化を進める。

2 防災情報システムの整備

- (1) 情報収集手段の確立
関係機関と連携した被害情報収集システムの構築に努める。
- (2) 情報発信手段の確立
 - ア 携帯電話への防災情報発信システムを検討する。
 - イ 防災行政無線での情報発信システムの充実を図る。
 - ウ テレビ・ラジオ等のマスコミと連携した情報発信体制の構築を図る。
 - エ 要配慮者にも配慮した情報提供システムの構築に努める。
 - オ 役場、消防署、避難所等の災害時情報拠点を設定し、住民に周知する。

3 情報インフラの整備

- (1) 無線通信設備の整備
 - ア デジタル式防災行政無線（移動系・同報系）の整備
 - イ 消防救急デジタル無線の整備
 - ウ 指定避難所との連絡体制の整備
 - エ 自治会等との連絡体制の整備
- (2) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備
全国瞬時警報システムを活用し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。

4 情報の信頼性・安全性の確保

災害発生時のシステム保護マニュアルを策定し、システムの保守点検に努める。

第7 一斉配信システム

町は、住民等への防災情報伝達手段として、SNS等を活用して自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

第8 Lアラート等

県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メール等に連携しており、住民等への速やかな情報提供が可能であるため、町は災害対策本部設置状況、避難情報の発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することでLアラート等を通じてこれらの情報を住民等へ速やかに周知できる。

第9 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、町は孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。また、町は避難所の機能強化の為、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するよう努める。

第20節 孤立地区対策

町は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識し、災害時に孤立する可能性のある地域の防災対策を講ずる。

第1 住民・自主防災組織

町は、住民等に対し、「自らの安全は自ら守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加するよう呼びかける。

特に、孤立する可能性ある住民等及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう備える。また、ヘリコプターの操縦士が、集落内のヘリポートの位置等を確認し、迅速な操縦を行えるよう、あらかじめ上空から確認する際の目印となるものを検討しておくようにする。（車両の発煙を利用する 等）

第2 町

町は、民間通信インフラが繋がらない場合に備えて、衛星携帯電話等、多様な通信機器の整備を行う。また、簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討する。

消防防災ヘリ、県警ヘリ及びドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておくようにする。

町は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておくようにする。また町は、災害時には停電により生活に支障が出て、被害状況を把握する方法がなくなることを想定し、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討する。このほか、町は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立する可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、広陵消防署、香芝警察署、自衛隊とともに孤立地区住民の救援・救助体制の整備に努める。

第21節 支援体制の整備

第1 相互応援体制整備計画

町又は関係機関が、災害応急対策若しくは災害復旧の際に、相互応援を行うために必要な対策は、次のとおりである。

1 基本的な考え方

町をはじめとする災害予防責任者は、平常時から相互に協定を締結する等の連携強化に努める。また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく等、事前の体制整備に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災町への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、本計画に応援計画や受援計画を定める。

(第3章 第10節 支援体制の整備、第11節 受援体制の整備を参照)

2 相互応援体制の整備

- (1) 町は、県や他の町への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や他の町と連絡先の共有を徹底する等、応援体制及び受援体制を整える。
- (2) 町は、必要に応じて、被災時に周辺町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整える。
- (3) 町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する町との間の協定締結も考慮する。
- (4) 町は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方(場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能)の検討について、必要な協議を行う。

第2 支援体制の整備

1 人的支援体制の整備

- (1) 町は、県と協力し、医師、保健士、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておくようにする。
- (2) 町は、友好都市や姉妹都市等個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておくようにする。

2 被災者受入体制の整備

町は、県と連携して、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制・整備を進める。

第3 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については第2章 第11節「ボランティア活動支援環境整備計画」に基づいて実施する。

第22節 受援体制の整備

町は災害が発生し、町単独では応援措置等の実施が困難な場合に、県、県内各市町村、県外都道府県及び防災関係機関からの支援を、迅速かつ円滑に受けることができるよう受援体制を整備する。

第1 防災関係機関の相互応援体制の整備

1 市町村相互応援協定の締結

町及び県は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図り、市町村間の相互応援体制の整備を図る。

(第3章 第11節「受援体制の整備」を参照)

2 友好都市や姉妹都市との連携協力

町は、友好都市や姉妹都市等個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておくようにする。

3 民間事業者との協定の締結

町は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

第2 応援協力体制の整備

1 災害時に要請する応援業務

町は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくようにする。

2 受援環境の確保

町は、迅速、円滑に受援を受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第3 広域防災体制の確立

町は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については第2章 第11節「ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

上記以外の事項は、第3章 第11節「受援体制の整備」の規定に準ずる。

第23節 保健医療計画

第1 保健医療救護体制の整備

1 医療救護の整備

町は、地区医師会や病院等医療関係団体と協議し、医療救護体制を整備する。

2 医療救護所の設置と周知

町は、**町内医療機関及び地区医師会等と連携して**、必要に応じ医療救護の活動場所となる医療救護所を設置する。

医療救護所は、指定避難所の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、医療救護所を設置した場合、住民等に周知する。

3 連絡体制の整備

町は、医療救護活動を円滑に行うため、県、医師会、県病院協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、県精神科病院協会及び日本赤十字社奈良県支部等の関係機関との連絡体制を整備する。

4 地域災害医療対策会議

地域災害医療対策会議の整備は、県保健所が主体となり、管内の地区医師会、歯科医師会、医療関係機関との連携体制を構築する。

5 D M A T（災害派遣医療チーム）

D M A Tは、災害発生直後の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持ち専門的訓練を受けた医療チームで、県内では25チームが編成されている。

6 災害拠点病院

災害拠点病院は、以下の対象を行う医療機関で、県内では以下の医療機関が指定されている。

- (1) 災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を持つ医療機関
- (2) 被災地からの患者受け入れる医療機関
- (3) 広域医療搬送に係る対応可能な医療機関
- (4) 自己完結型災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣等の機能を有する医療機関

(R1.11.1 現在)

区 分	災害拠点病院名		DMA T 整備数
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院		4
地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	奈良県総合医療センター	5
		市立奈良病院	3
	東和保健医療圏	済生会中和病院	2
	西和保健医療圏	近畿大学医学部奈良病院	2
	中和保健医療圏	大和高田市立病院	2
DMA T 指定病院	南和保健医療圏	南奈良総合医療センター	3
	西和保健医療圏	奈良県西和医療センター	2
	東和保健医療圏	宇陀市立病院	2

第2 災害時における医療情報等の収集、伝達手段の確保

1 情報ネットワーク化の整備

町は、医療関係機関、保健所及び消防機関等との情報ネットワーク化を構築するとともに、県内外の広域情報ネットワーク化に努め、災害時における傷病者等の治療体制を確保する。また町は、関係機関の協力を得て、情報ネットワークを用いた応急医療活動に関する訓練の実施を検討する。

2 防災情報システムの活用

町は、県を通じて、保健所、医大・県立病院等に設置される防災情報システムを活用し、電話やFAXにより医療情報等の収集、伝達に努める。

第3 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制の確保

町は、消防機関と連携して傷病者及び医療救護スタッフ等の搬送体制を整備する。

また、県、県保健所及び医療品卸協同組合等の協力を得て、医薬品等の搬送体制の確保に努める。

第4 後方医療体制の整備

町は、「地域災害拠点病院」（大和高田市立病院）や「基幹災害拠点病院」（県立医科大学附属病院）の後方医療体制を確保し、必要に応じて支援が受けられるよう、連携体制を整備する。

第5 医療ボランティアの活用

町は、災害時において、医療ボランティアの確保と受入の調整を行い、ボランティアを含めた医療救護スタッフの適正配備に努める。

第6 医薬品等の確保

病院等医療機関は、災害時において医療救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

また、関係団体の協力を得て医薬品等の在庫調査を行うとともに、災害用医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬及び血液製剤等を迅速に供給するための体制整備を図る。

第7 病院防災マニュアルの作成

病院等医療機関は、災害時に備え防災体制、入院患者への対応策等を記した病院防災マニュアルを作成する。

第8 災害医療に関する普及・啓発、教育研修、訓練の実施

1 住民に対する普及・啓発

町は、以下の災害時の医療的措置等についての普及・啓発に努める。

- (1) 住民に対する救急蘇生法
- (2) 止血法
- (3) 骨折の手当法
- (4) トリアージの意義

(注「トリアージ」については、第3章 第37節「火災応急・救急・救助対策」第4「救急・救助活動」参照)

- (5) メンタルヘルス等

2 医療関係者に対する教育・研修

町は、医療関係者に対するトリアージ、災害時における外科的処置、特殊患者への対応、遺体検案等についての教育・研修を行う機関と連携を図るよう努める。

3 防災訓練

町は、病院等医療機関とともに、防災訓練を実施し、病院防災マニュアルの職員への徹底を図るよう努める。

第9 保健師等による健康管理・健康相談の実施

町は、県と協力し、災害の状況に応じ適切な健康管理体制を構築する。このため、町は、県、関係機関・関係団体間において、速やかな情報提供ができるルートを確保し、関係者間での周知徹底を図る。

第10 在宅難病患者対策

町は、患者・家族の同意に基づいて、県や関係機関から在宅難病患者の情報提供を受け、災害時の医療や保健サービスの確保に努める。

第24節 防疫予防計画

第1 防疫実施組織の設置

町の災害防疫実施は、福祉救護部が担当する。

1 町防疫業務

町は、町内の防疫実施のため、医療救護班を中心にその実施体制を整備する。

2 保健所疫学調査班

保健所は、町における防疫措置について実情に即した指導を行う。

また、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告等を行うため、医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班を編制する。

第2 防疫・保健衛生用資機材等の整備

町は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件は、あらかじめ周到な計画を策定し整備を図る。

医療用の消毒薬等の確保・供給については、本章第23節第6により体制整備を図る。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬用の確保・供給については、確保・供給を担当する衛生班との連携を確認する。

第3 職員の訓練

町は、日頃から防疫作業の習熟を図るため、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第25節 火葬場等の確保計画

第1 火葬場データベースの整備

町は、葬祭業者等を把握し、火葬場データとして整備する。

第2 応援協力体制の確立

町は、葬祭業者等との連携・協力体制、近隣市町間における火葬の受入等、応援体制を確保する。

また、近隣市町村間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第26節 廃棄物処理計画

町は、災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具等の廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するための対策を講ずる。

第1 災害廃棄物処理計画による体制整備

町は、災害時に排出される廃棄物の処理に備え作成した、広陵町災害廃棄物処理計画（平成30年11月制定）を、広域的な相互支援を視野に入れて見直しを行い、県及び他市町村の連携による処理体制の構築に努める。

※ 災害廃棄物処理計画の事項（例）

- 1 組織体制・指揮命令系統
- 2 ごみ発生量推計
- 3 処理フロー（処理場までの搬送含む）
- 4 仮置場配置計画
- 5 処理能力向上対策（広域支援・官民連携・等）
- 6 資機材等の調達・備蓄計画
- 7 教育訓練計画
- 8 住民等への広報等

第2 災害時の相互協力体制の構築

町は、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。また、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう日頃から必要な整備の維持管理に努める。

第3 廃棄物処理施設等の整備等

1 施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行う。また、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、日頃から施設設備の整備点検等に努める。さらに、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

2 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保する。また、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達体制の整備に努める。

3 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両の確保と収集・体制の整備に努める。

第27節 食料、生活必需品の確保計画

町は、各災害の発生に際し、被災住民等の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達・供給について、町、住民等それぞれの役割を示し、調達・供給体制の確立を図る。

第1 町・住民等の役割分担

1 町

町は、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。また、災害発生時は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

特に災害発生時に、被災した住民等へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

2 住民等

住民等は、災害時に自己の被災生活に必要な食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。

特に、食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民等は、日頃から最低3日間、推奨1週間分の食料を自ら確保するように努める。

この分量を確保するために、ローリングストック法等により備蓄が可能な食料及び生活必需品を確保に努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法をいう。

第2 平常時の物資調達

町は、災害時に必要となる食料品等の物資調達方法について、平時において流通業者と協定を締結するなど具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 町は、調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄及び町と他市町村間における応援協定の締結等、実情に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る
- (4) 町は、調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (5) 町は、その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 平常時の報告

町は、日頃から以下の事項を調査確認し県に報告する。

- 1 調達物資の品目
- 2 数量
- 3 集積場所
- 4 民間との災害時応援協定の締結状況
- 5 担当部署
- 6 その他必要な事項

第4 食料等の備蓄率の向上

住民等による食料等の備蓄率は、防災意識向上及び町による備蓄啓発活動により向上を図る。このため、町は、積極的に災害時の物資確保に努める。

町は、災害時に必要とされる物資を現物備蓄するだけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に用いて確保する。

第5 被災者への炊き出し施設

町は、大規模災害時の被災者への炊き出し機能と停電対策を付加した施設である広陵町香芝市共同中学校給食センターを活用した緊急配食体制の充実に努める。

第28節 文化財災害予防計画

文化財は、後世に伝えるべく貴重な財産であり、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理に向けた、災害予防対策を講ずる。

町は、関係機関の協力を得て、文化財を火災、風水害のほか、盗難・き損、さらには虫害、材質劣化等の平常の管理に係る被害も含めた災害の予防措置を講ずる。

第1 基本計画

1 保存整備事業の推進

町は、国や県の支援のもと、保存修理による性能維持及び防災設備・施設（警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等）の設置、改修等の事業を行う。

2 管理状況の把握

町は、以下の事項を踏まえ、管理状況の把握に努めるとともに、緊急時の対応に備える。

- (1) 職員による適宜巡視
- (2) 町教育委員会による情報提供
- (3) 文化財保護審議会委員の巡視報告
- (4) 連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータ更新等

3 所有者・管理者への指導・助言

町は、所有者・管理者に対し、日常の災害対策の実施、防災計画及び対応マニュアルの策定について、指導・助言を行う。

4 文化財防災知識の普及活動

町は、「文化財防火デー」等の行事をとおり、実地訓練や講習会を実施し、所有者の参加を促すとともに、住民を対象に文化財災害予防の認識を高める。

5 関係機関との連絡・協力体制の確立

町は、消防、警察等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

第2 文化財種別対策

1 建造物

- (1) 防災設備未設文化財への設置と、既設設備の点検整備
- (2) 風水害に備えた周辺環境整備
- (3) 保存修理による建築物としての性能を維持

2 美術工芸品・有形民俗文化財

美術工芸品・有形民俗文化財保管施設は、防火・防犯設備を設置し、安全な保管場所となる収蔵庫等の建設に努める。

3 史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の建造物の防災については建造物に準じる。

指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施す。

また、指定物件には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

第3 災害別対策（文化財災害予防対策）

災害別文化財災害予防対策は、下表のとおりである。

災害別	予防方法	予防対策
1 火災	(1) 防火管理者の選任	ア 消防計画の策定、設備の点検補修、消火訓練の実施、排出物リストの作成
	(2) 警報設備の充実強化	ア 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、町消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 イ 既設設備の日常的な点検による維持保全
	(3) 消火設備の充実強化	ア 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンジャー設備（水噴霧消火設備） イ 既設設備の日常的な点検による維持保全
	(4) その他	ア 火元の点検、巡視・監視の励行 イ 環境の整備と危険箇所の点検 ウ 火気使用禁止区域の制定及び標示 エ 消防活動空間の確保 消防隊進入道路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理 自衛消防隊の編制・訓練 オ 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植樹、防火帯 カ 収蔵庫等耐火建築物への収納
2 風水害	(1) 環境整備	ア 倒壊、折損のおそれのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 イ 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	(2) 応急補強	ア 傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置、水損物の脱水・陰干し
	(3) 維持修理の励行	ア 屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
3 落雷	(1) 避雷設備の完備	ア 避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	(2) 避雷設備の管理	ア 接地低抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
4 漏電	屋内外の電気設備の整備	ア 定期的な設備点検の実施 イ 漏電火災警報機の設置 ウ 不良配線の改修 エ 安全設備の設置と点検

災害別	予防方法	予防対策
5 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	ア 定期点検による早期発見 イ 環境整備 ウ 防虫処理
6 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	ア 温・湿度の定期的測定 イ 保存箱・収蔵庫への収納 ウ 有害光線の減衰 エ 扉の適時開閉
7 全般	(全般)	ア 防災訓練の見学と学習 イ 防災施設の見学 ウ 防災講演会の実施 エ 防災・防犯診断の実施 オ 各種設置機械類の機能検査 カ 文化財管理状況の把握 キ 文化財の搬出避難計画の検討 ク 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託
	(防犯対策の強化)	ア 施錠 イ 入口・窓等の補強 ウ 柵・ケース等の設置 エ 防犯灯・防犯警報装置の設置 オ 記帳等による参観者の把握 カ 監視人の配置 キ 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

風水害予防計画

第29節 水害への備え

町は、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針に沿って水害対策、水防訓練等を実施するとともに、浸水想定区域の公表等、住民等が日頃から水害に対する準備を整えるためのソフト対策等を講ずる。

第1 洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知

1 洪水浸水想定区域における避難確保措置

町は、水防法により国土交通大臣及び知事が指定した洪水予報河川及び水位情報周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったとき、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、洪水浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定め、資料編に対象施設の名称及び所在地を定める。

- (1) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）
- (2) 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。））

2 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

(1) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。また、当該要配慮者利用施設利用者が、円滑かつ迅速な避難するための訓練を実施し、町に報告するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

資料編に対象となる施設の名称及び所在地を定める。

(2) 大規模工場等の浸水防止計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成する。また、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織の設置に努める。

資料編に対象となる施設の名称及び所在地を定める。

3 住民等への周知

町は、洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を作成し、公表・配布、ホームページ掲載等により住民等に周知する。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。また、【警戒レベル5】緊急安全確保、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル3】高齢者等避難等について、避難すべき区域や避難の判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民等への周知に努める。

町長は水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知するものとする。

第2 水防訓練、避難訓練の実施

水防管理団体（町を含む）は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。また、洪水ハザードマップを活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織等の避難訓練の充実を図る。

第3 河川災害予防計画

町を流れる河川は、東から曾我川、葛城川、高田川等があり、これらの河川はいずれも上流の山地で侵食した土砂を運搬し、盆地底の本町付近で大量の土砂を堆積してきた。その繰り返りで自然堤防が築かれ、やがて天井川が形成されるに至った。古くからこの天井川は豪雨時には増水し、百済、広瀬の東方で河川の蛇行屈曲が甚だしく洪水を起こしてきた。このため、昭和32～34年に河川改修工事が実施された。

現在、1級河川は県、準用河川及び普通河川は町の管理でそれぞれ改修や整備に努めている。町は、今後も水害に強いまちづくりをめざし、適切な河川改修に向け、県をはじめとする関係機関とともに、次の事業を実施する。

1 貯留浸透事業の推進

町は、県等と協力し、大和川流域における河川はん濫をくいどめるため、「奈良県平成緊急内水対策事業」を推進する。

2 水害危険箇所の発見、対策措置

町は、国及び県と協力し、水害危険区域の河川堤防、排水門・取水門等の巡視を行い、水害危険箇所の発見に努めるとともに、補修等に必要な対策措置を行う。

3 点検の実施

井堰の管理者は、常時水位、堤防、水門扉等の状況を監視し、点検を実施する。

4 河川環境の確保

町は、県等と協力し、河川の環境保全、美化を図るために、河川のパトロール及び河川愛護運動を展開し、良好な河川環境を確保する。

第4 農業用河川工作物対策

町は、河川管理者と協力し、経年の河床変動等に注視し、補強整備・管理を行い、災害を未然に防止する。

施設管理者は、あらかじめ監視員を定め、異常気象等に注意し、水位変動等により必要に応じた措置をとる。また、施設の定期点検を実施するとともに、治水機能の維持に努める。

第30節 風害予防計画

町は、台風が発生した時または発生する予測及び暴風を起こす低気圧等の発生を気象庁が発表したとき、積極的に気象情報を収集し、住民等に警戒に努めるよう啓発する。

第1 風害の予防対策

町は、住民等、公共施設の管理者及び民間施設の管理者に対し、以下の施設等に対して崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努めるよう啓発する。

- 1 公共施設及びこれを構成する樹木
- 2 路上占有物（公告、看板、工所用建築資材等）
- 3 公共施設周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物

第2 台風・竜巻等に関する知識の普及・啓発

1 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、日頃から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」が各地の気象台から発表される。

各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻等の激しい突風が発生が予想される場合には、「竜巻等の激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻等の激しい突風が発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測等から、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くとは予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。
竜巻発生確度 ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

2 身を守るための知識

住民等は、台風から身を守るために、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努める。

- (1) 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し
 - ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
 - イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
 - ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
 - エ 大粒の雨やひょうが降り出す
- (2) 発生時に屋内にいる場合
 - ア 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
 - イ 雨戸・シャッターを閉める
 - ウ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
 - エ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る
- (3) 発生時に屋外にいる場合
 - ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
 - イ 橋や陸橋の下に行かない
 - ウ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
 - エ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

第3 農作物、林産物の予防対策

町は、適地適作等により災害の回避を図るとともに、以下の対策を講ずる。

- 1 積極的な対策として耐倒伏性品種の導入
- 2 肥培管理の水管理の適正化による倒伏防止
- 3 防風垣、防風林等の防風施設の設置、強化

第4 電力施設の防災対策

電気施設管理者は、強風時において、予防巡視を実施する。また、弱体設備の補強、ルートを選定、支線の増強及び電柱の根入れ等による補強措置を講ずる。

(関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社奈良支社の防災対策については、本章第15節 ライフライン施設の災害予防計画参照)

第5 通信施設の防災対策

通信施設管理者は、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講ずるほか、計画的な設備更新を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。

(NTT西日本の防災対策については、本章 第15節「ライフライン施設の災害予防計画」参照)

第31節 雪害予防計画

町は、降雪時の交通確保により、産業、経済の停滞を防ぎ、住民等の生活安定に努める。このため、経済効果の著しい主要道路の交通確保を優先し、予期しない降雪に伴う被害を軽減するための措置を講ずる。

第1 方針

町は、町内の冬期道路交通を確保するために、除雪体制の整備に努める。

第2 実施区分

除雪に当たっては、主要路線を主体とし、次の区分により除雪等を実施する。

1 主要地方道及び一般県道

県

県が策定する雪寒対策計画に基づく対策箇所

2 町道

町

第3 凍結防止剤の確保

町は、地形又は道路構造上から路面凍結が起こりやすいと考えられる区間、場所等に対応するため、凍結防止剤等を確保する。

地盤災害予防計画

第32節 総合的な土砂災害予防対策

本町には、土砂災害の危険が予測されている個所や地区はないが、今後、県の協力のもとで、危険な箇所が確認された場合には、土砂災害等の危険指定などの状況について、住民等に周知を図る。また、地域の防災体制の充実を支援する取組を進める。

第1 土砂災害に関する施策

1 土砂災害の周知と防災意識の啓発

町は、県の協力のもと、土砂災害に関する知識の周知、防災意識の普及に努める。

2 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

町は土砂災害防止法に基づき、町内に土砂災害警戒区域が指定された場合、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について定め、住民等に周知を図る。

3 土砂災害警戒情報

町は、県及び奈良地方気象台が発表する土砂災害警戒情報を、町長が避難指示の発令基準として活用する等、災害応急対応を適時適切に行えるようにする。

4 円滑な避難体制の整備

町は、住民等が安全で円滑な避難ができるように、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他の避難体制を整備する。

5 要配慮者への支援

平成29年6月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置づけられた。県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第33節 ため池災害予防計画

町内には農業に不可欠なため池が75か所あるが、堤防等の改修事業は、ほぼ完了している。

町は、引き続きため池の実態把握を行うとともに、管理者に対するため池の維持管理指導に努め、必要な整備事業の実施が図られるよう関係機関に要望していくようにする。

1 ため池整備事業の実施

町は、老朽化等による堤、遮水性、樋管等の整備を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について必要な措置を行う。

2 ため池の防災・減災対策の実施

(1) ため池防災対策等推進事業の実施

堤高10m以上または貯水量10万 m^3 以上のため池のほか、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」とし、これに位置づけられたため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等、ため池防災対策等推進事業を進める。

(2) 防災減災対策の啓発・普及活動の実施

町は、県の協力のもと、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、ハザードマップの作成・公表・周知や緊急連絡体制の整備を行うとともに、管理者等に対して、ため池パトロールを通して日常の管理・点検実施の指導を行う。

3 ため池の防災管理についての知識の普及

町は、ため池の管理者に防災管理についての関心を高め、地域の防災性の向上に努める。

4 ため池の実態把握と管理体制の確立

町は、危険性のあるため池について順次、防災対策に関する事業実施に努める。

第34節 宅地等災害予防計画

町は、豪雨等による宅地災害を未然に防止するため、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合を想定し、二次災害の軽減・防止対策の整備を図る。

第1 宅地の安全性の向上

1 宅地の安全性

町は、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」並びに「都市計画法（昭和43年法律第100号）」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

2 宅地防災パトロール

梅雨期及び台風期には、宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所に対し、適切な指導を行う等宅地災害の発生防止に努める。

第2 二次災害の軽減・防止対策

1 被災宅地危険度判定士

町は、大規模な宅地災害が発生した場合に県に協力を求め、被災宅地危険度判定士により、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減・防止し、住民等の安全確保を図る。

2 実施体制の整備

町は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう県に協力を求め、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、危険度判定体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を確保すると共に、災害時の被災建物に関する応急活動等に係る防災協定を締結した日本建築家協会及び関係機関との相互支援体制及び実施体制を整備する。

3 宅地危険度判定制度の普及・啓発

町は、住民等に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

火災関係予防計画

第35節 火災予防・救急・救助計画

町及び消防関係機関は、火災に伴う被害の軽減を目的に、出火防止・初期消火力の向上並びに消防力の向上を図る。

第1 出火防止・初期消火

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。

町は、火災に伴う被害を最小限に抑止するための対策を実施する。

1 知識等の普及

町は、各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。

2 消火設備の普及

町は、災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等に消火器、消火バケツの普及を図ると共に、新築及び既築建物等について感震ブレーカーの設置を働きかける。

3 知識等の習得

町は、地域及び事業所等において、災害時に備え自主的な防災組織を編制し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術習得により災害に備える。

第2 消防力・消防水利等の整備

町は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）並びに「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防施設等の整備に努める。

1 人員の確保

町は、市町村消防設備整備費補助事業等の助成制度の活用を促すとともに、人員の確保についての対策を推進する。

2 消防団の充実強化

町は、消防団の施設・整備の充実に努めるとともに、青年層・女性の消防団への参加促進を図る等消防団の充実強化に努める。

3 消防設備の整備

町は、地域住民等が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消火器、消防ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。

4 水利の多元化

町は、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

第3 救急・救助体制の整備

1 資機材の整備及び救急救命士の活用

町は、救急隊員・救助隊員の専任率の向上、救急救命士の育成、高規格救急自動車の整備拡充、救助工作車・救助用資機材・救急業務高度化資機材・高度救助用資機材の整備について、関係機関に働きかける。

2 応急手当に関する知識・技能の普及

町は、住民等に対し、心肺蘇生法等の応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

3 トリアージの研修実施

町は、災害時にJMAT等が救護所等において負傷者のトリアージが適切に実施されるよう、後方支援のための職員研修の実施に努める。

4 資機材の整備

町は、自主防災組織が、地域レベルでの防災活動の用に供するためのエンジンカッター、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備に支援する。

5 協力体制の整備

町は、町が保有する救助資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

第36節 林野火災予防計画

町は、県及び林野の所有（管理）者等と連携し、日頃から次に掲げる事項を中心に、林野火災に必要な環境整備に努める。

第1 林野火災に強い地域づくり

1 森林の整備

林道管理者は、消防用車両等の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努める。

森林の整備は、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

2 監視体制の強化

町は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

(1) 住民等への周知

気象状況等が、火災予防上危険であると認められるときは、地域住民等及び入山者への周知等必要な措置をとる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民等や入山者への周知は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、有線等により周知徹底を図る。

3 林野所有（管理）者等への指導

(1) 防火線、防火樹帯の整備

町は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

(2) 防火用水の確保

町は、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

(3) 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより、町長の許可がなければできない。

町長は、許可条件等について事前に消防機関及び森林管理事務所等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、事前にその市町に通知する。

(4) 火の使用制限

町は、気象条件によって、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等、特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙等、火の使用制限を徹底する。

(5) 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

4 防災知識の普及

林野火災は、たばこ、たき火等の不始末等人為原因によるものが大半であることから、地域住民等、林業関係者に対し、森林愛護及び防火知識の普及、徹底を図る。

(1) 公衆に対する啓発活動

ア 広報宣伝の充実

町は、県、消防機関、森林管理事務所及びその他林野関係各機関と連携して、広域的な林野火災防止運動を展開し、観光・保養等の森林利用のマナー向上を図る。

イ 学校教育による防災知識の普及

町は、県、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関及び県教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情報教育を通じた防災知識の普及を図る。

(2) 地域住民等、林野作業者に対する啓発活動

ア 地域での指導・啓発

町は、消防機関と協力し、林野内に立ち入る機会の多い地域住民等を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火知識の啓発・普及を図る。

イ 職場での指導・啓発

町は、林野関係機関・事業者に対し、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処について周知するための指導啓発を促す。

第2 活動体制の整備

町は、県及び消防機関と協力し、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

1 消防体制の整備

町は、消防機関と協力し、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

2 広域相互対応体制の整備

町は、県、消防機関警察、自衛隊及びその他の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

3 消防資機材の整備

町は、県及び林野火災関係者と協力し、林野火災に対する消火活動に適した消防資機材の整備・充実を図る。

4 消防水利の確保

町は、消防機関と協力し、防火水槽を整備するほか、川、池等の自然水利や水源

として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

5 計画

空中消火を含めた林野火災対策については、本計画第3章第38節「林野火災応急対策」において定める。

6 林野火災消防訓練の実施

町は、県、消防機関、その他の防災関係機関と、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

鉄道災害予防計画

第37節 鉄道災害予防計画

近畿日本鉄道株式会社は、列車運転の安全確保に必要な路線及び諸施設の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持管理に努めるとともに、各種災害に対する体制を整備する。

第1 防災施設の維持管理計画

- 1 橋梁の維持補修並びに管理強化
- 2 河川改修に伴う橋梁管理
- 3 法面、土留擁壁の維持改修並びに管理強化
- 4 建物等の維持補修並びに管理強化
- 5 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 6 電線路支持物の維持補修並びに管理強化
- 7 その他防災上必要な設備管理

第2 災害警備体制の確立

- 1 気象観測機器の整備
- 2 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- 3 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- 5 防災訓練の実施

第3章 災害応急対策計画

住民避難

第1節 避難行動計画

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難指示等の発令や住民等に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う。

第1 町等の実施する応急措置

- 1 町長は、町内で災害が発生し、又は発生しようとしているとき、法令又は本計画の定めにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。
- 2 町の委員会及び委員、町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、町内で災害が発生、又は発生しようとしているとき、町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、町長の実施する応急措置に協力しなければならない。

第2 避難指示等の発令

1 実施責任者

災害時の避難指示等の実施責任者は次の通りである。

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
町長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法 第56条第2項	災害全般
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法 第60条第1項、 第2項	災害全般

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
町長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置(緊急安全確保措置)の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般
知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般
警察官	町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般

(2) その他の法令による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等、危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

2 避難指示の発令

町長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、浸水害危険度分布情報等を基に、あらかじめ作成した発令基準に則って、次の事項を明示して避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民等に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。さらに、避難指示の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

また、水害の場合被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。必要に応じて県に、避難指示等に関する助言を求める。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難所の場所
- (3) 避難経路
- (4) 避難の理由
- (5) 避難時の注意事項
- (6) その他の必要事項

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民等にも周知するものとする。

町は、避難指示等の解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の内容

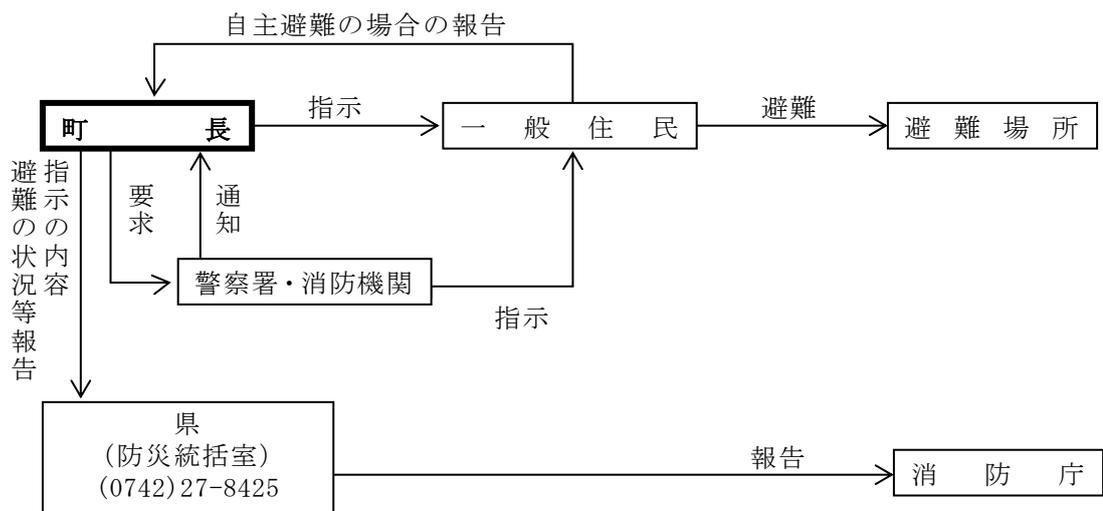
避難指示等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努めるものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難場所
- (3) 避難経路
- (4) 避難の理由
- (5) 避難時の注意事項
- (6) その他の必要事項

4 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達

- (1) 避難情報の発令を実施したとき、当該実施者は、その内容を住民等に対して直ちに伝達する。
- (2) 伝達方法
 - ア 伝達手段は、防災行政無線の屋外スピーカーや広報車等による広報、SNS、町ホームページ、緊急速報メール、ファクシミリ、Lアラート等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。
 - イ 伝達の際は、避難行動要支援者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達にあたっては、避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。
 - ウ 町長は、避難情報等の伝達に当たって、あらかじめ例文を作成し、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。
 - エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民等自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。
 - オ 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
 - カ 避難指示等が発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を恐れず、判断基準に基づき避難指示等が発令する。
 - キ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難指示等が発令する等、臨機応変に対応する。
 - ク 住民等に対して避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
 - ケ 災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民等がとれるように努める。

■住民等への伝達系統図



5 住民等の行動

住民等は、以下の事項に留意して行動する。

- (1) 防災気象情報等の積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- (2) 避難所への移動時間も考慮し、早めのタイミングでの避難を心がける。
- (3) 夜間等避難ルートが安全が確保出来ない等、緊急を要する場合には、建物の上部階や、高台等への垂直避難を行う。
- (4) 土砂災害等の発生危険性が高い場合は、降雨が収まってもすぐに帰宅をしない。
- (5) 避難の際には、隣近所に声を掛け合い共に避難する。特に新しい地域住民等や観光客等には、努めて声を掛けるようにする。
- (6) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域外でも、災害が発生するおそれがあることを忘れず十分に注意する。

6 県への報告

町長は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令したときは、その旨を速やかに県に報告する。

警察官が避難の指示や緊急安全確保措置の指示を行いその旨を町長に報告してきたときも同様の扱いとする。

その際、可能な限り次の事項についても報告を行う

- (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令し、屋内での待避等の安全確保措置の種類
- (2) 発令時刻
- (3) 対象地域
- (4) 対象世帯数及び人員
- (5) その他必要な事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

7 関係機関相互の連絡

町、県、警察本部及び自衛隊は、避難指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域設定権等(基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条、水防法第21条)

- (1) 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体の危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (2) (1)の場合、町長若しくはその委任を受けて同項に規定する町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は同項に規定する町長の職権を行う。この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- (3) (1)の規定は、町長その他同項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- (4) 基本法第61条の2に定める「指定行政機関の長等による助言」の規定は、1の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。
- (5) 火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。
- (6) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。なお、警戒区域は、地域住民等の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合等は、関係機関や地域住民等にも多大な影響を与える。そのため設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等は慎重に行う。

町長は、警戒区域を設定するに当たって、国(近畿地方整備局)、県、警察、地域住民等、専門家等意見を聞くための協議会を設置する等して、意見の聴取に努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示する。

また、町と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員等	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条	水災を除く 災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水災
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員 又は 消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条 第36条	水災を除く 災害全般
水防団長、 水防団員 若しくは 消防機関に 属するもの	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水災

2 周知

町は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民等が立ち入らないように対処する。

3 警戒区域への一時立入、一時帰宅

- (1) 警戒区域を設定した場合において、行政機関や復旧工事に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証を発行し、一時立入を認めることができる。
- (2) 住民等には、警察、消防、町職員の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。
- (3) 一時立入、一時帰宅を許可するに当たっては、危険が切迫している度合いや天候

等を勘案し、国（近畿地方整備局）、県、警察、地域住民等、専門家等意見を聞くための協議会の場で慎重に検討を行う。

- (4) 一時立入、一時帰宅の基準は、地域住民等に対してわかりやすいのものとすることや生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭において、安全面を第一に考えた基準を策定する。

4 警戒区域の縮小・解除

- (1) 警戒区域を解除する場合は、国（近畿地方整備局）、県、警察、地域住民等、専門家等意見を聞くための協議会の場で慎重に検討したうえで決定する。
- (2) 警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示の継続についても、同様に協議会の場で検討を行い慎重に決定する。

第4 応急公用負担等

1 建物の一時使用、土地の収用

町長は、町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用することができる。また、土石、竹木その他の物件を使用、若しくは収用することができる。

2 工作物等の保管

町長は、町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合、工作物等を除去したとき、町長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 工作物等の返還公示

町長は、2の規定により工作物等を保管したとき、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、定められた事項を公示しなければならない。

4 売却、売却代金の保管

町長は、2の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 費用の徴収

2から4に定める保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、以下のとおりとする。

- (1) 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。（行政代執行法第5条）
- (2) 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。（行政代執行法第6条）
- (3) 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。（行政代執行法第6条の2）
- (4) 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。（行政代執行法第6条の3）

6 当該工作物等の所有権

3に規定する公示の日から起算して6ヶ月を経過してもなお2の規定により保管した工作物等（4の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

7 自衛官の職務の執行

1及び2の規定は、町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、1又は2に規定する措置をとったとき、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

8 警察官の職務の執行

警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、7において準用する。

9 警察署長等又は自衛隊の部隊等の長による工作物等を保管

警戒区域設定権等2又は7において準用する2の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第8条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

10 返還期日後の帰属

8の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、3から6までの例による。ただし、3の規定の例により公示した日から起算して6ヶ月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては県に、自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属する。

第5 当該応急措置の業務への従事

1 応急措置の業務への従事

町長は、町に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、住民等又は当該応急措置を実施すべき

現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 工作物等を除去及びその保管

工作物等を除去及びその保管については、第3章 第1節「避難行動計画」第4応急公用負担等（基本法第64条）の規定を準用する。

3 自衛官の職務の執行の報告

1の規定は町長その他同項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行規定を準用する。この場合において、同項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

第6 避難の誘導

1 避難の誘導

町長及びその他の避難指示の実施者は、住民等が安全かつ迅速に避難できるよう誘導する。その際、要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。

住民等の避難誘導は、できるだけ自治会単位や自主防災組織ごとに集団避難を行い、要配慮者の確認と誘導に配慮する。ただし、緊急事態が発生したときは、速やかに消防団員等を派遣し、携帯マイク、メガホン等を十分活用して、住民等に周知徹底を図り対象者を誘導する。

2 案内標識の設置

町長は、避難所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。その際、要配慮者を考慮した場所・方法とする。

第7 避難行動要支援者の避難

町は、被害が予想される災害が発生したとき、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、地域の避難行動要支援者名簿に登載された各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の状況確認の徹底を図る。また、在宅の避難行動要支援者に対しては、必要に応じ避難所等への誘導や、福祉施設等への緊急入所の措置を講ずるとともに、避難所等の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

なお、詳細は「広陵町避難行動要支援者避難支援プラン」に定める。

1 避難行動要支援者に関する留意事項

- (1) 避難支援を受けて指定緊急避難場所又は指定避難所まで避難した避難行動要支援者について、福祉避難所となっている施設の担当者等への引継ぎの方法等を検討しておくようにする。
- (2) 避難行動要支援者について、災害の危険が去った後速やかに、指定緊急避難場所又は指定避難所から福祉避難所への円滑な移送等を実施する。そのため、その移送先及び当該移送先までの移送方法をあらかじめ避難行動要支援者や移送先となる関係行政機関、運送事業者等と調整をしておくようにする。

- (3) 避難行動要支援者の移送先への移送等を行うに当たっては、事前に運送事業者と締結している協定に基づき被災者等の運送を実施する。
- (4) 「輸送関係者に対する従事命令」（救助法第7条第1項）及び「被災者の運送の要請等に関する規定」（基本法第86条の14）を活用する。

2 個別避難計画

避難行動要支援者の避難支援に関しては、広陵町避難行動要支援者避難支援プラン（平成22年6月制定）に定める。

3 要配慮者に対する避難誘導體制

- (1) 避難情報の伝達体制及び避難誘導體制の確立

要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民等、区・自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平時において避難誘導體制の確立に努める。

その際、掌握した要配慮者名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、個人情報扱いには十分留意する。
- (2) 高齢者等避難の活用

要配慮者が安全に避難できるよう、高齢者等避難を活用する。特に土砂災害が発生するおそれのある所に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。
- (3) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町は、地域ぐるみの避難誘導等の方法について、あらかじめ地域自主防災組織と協働して定めておくようにする。また、学校、保育所、医療機関、介護事業所等の施設管理者は、適切な集団避難を行う。特に保育所や介護事業所等では、消防団員や父母の協力が得られるような対策を講ずる。
- (4) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所及び避難所等や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。また、男女のニーズの違いや子ども等の年齢差等を含め、男女双方の視点に十分配慮し、プライバシー保護に努める。なお、避難場所及び避難所等においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、介護等のための人員を確保する等、避難所における避難生活に配慮する。

第8 福祉避難所

第2章 「災害予防計画」第2節「避難生活計画」に準ずる。

第9 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村と協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難所にも供する

ことについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第2節 避難生活計画

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。

町は、日頃からの取組を活かし良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。また、在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

第1 避難所の設置

1 避難所の開設

町は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、町の職員を避難所に派遣する。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。その際、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(1) 開設基準

町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難所の開設を指示する。

(2) 避難所の管理責任者

避難所の管理責任者は、町及びその施設の長とする。

(3) 収容対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- イ ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
- ウ 避難指示が発せられた場合等により、緊急避難の必要がある者
- エ その他町長が避難の必要があると認めた者

(4) 収容割当方法

避難所の割当は、別途定めた新型コロナウイルス感染症対策に沿ったゾーニングのとおりとする。

(5) トイレ等の確保

避難場所には、既にトイレが設置されているが、災害時には、既存のトイレのみでは不足する場合や上下水道に損傷等も考えられるので、仮設トイレ等の設置等の検討を図る。

(6) 携帯品の制限

避難に当たっての携帯品を必要最小限度に制限する。

(携帯品の例：現金、食料、水筒、タオル、懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等)

(7) 臨時教育、保育施設の開設

避難生活が長期となる場合には、教育委員会や関係機関等と臨時教育、保育施設等について検討する。

(8) 避難所開設状況の周知について

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

2 避難所の追加指定

町は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。また、被災者が自発的に避難している施設等が存在した場合には、その施設を追加して避難所として位置づけることを検討する。なお、追加指定をした場合においても、該当する避難所は良好な生活環境を確保するよう努める。

3 民間の施設の利用

町は県の協力のもとで、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

4 避難所が不足した場合の対象

2及び3の対策を講じても、避難所が不足する場合は、地域の公民館や集会所を自主避難所として開設依頼する。それでも不足する場合は、テントの使用も考慮する。

第2 県への報告

町は、避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等の次の事項を適切に県に報告する。

- 1 避難所開設の日時及び場所
- 2 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第3 避難所の運営管理

1 留意事項

町は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。

人手不足や長期化等により、町職員及び防災士ネットワークの支援、避難者による運営が難しい場合は、広陵町災害時受援計画（令和3年9月制定）に基づき、県防災統括室に連絡を行うものとする。

町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 避難者主体の自治組織の体制

町は、避難所の運営に当たって、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。なお、避難者主体の自治組織を設置するに当たって、ジェンダー平等の実現に向けた体制とする。

(2) 避難者主体による自主的な管理運営

町は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難場所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がされるよう努める。また、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。

(3) 避難所の運営における女性の参画

女性の視点における避難所の管理運営は、避難生活を継続させる上で重要なことから、女性の参画を促進する。

(4) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮

避難所の運営管理については、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮する。

(5) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ

町は、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう避難所運営に努める。

(6) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮

避難運営にかかわる役割分担は、男女の性差のみをもって決めることのないよう配慮し、多様な視点で判断を下すことのできる避難所運営体制を構築する。

(7) 情報提供

町は、避難者に対する生活情報や他の避難所等との情報提供に努める。

その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障がいをもつ避難者に対し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も活用する。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(8) 避難所の早期解消

町は、県と協力し、健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

(9) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

(10) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ

2 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期（初動段階）

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために特に必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

ア 避難所建物の安全確認

避難所運営マニュアル（令和3年6月制定）様式2により実施し、必要に応じて有資格者（建築士、応急危険度判定士等）により、避難所として指定されている建物の安全を確認し、避難所として使用できるかを判断する。

なお、安全が確認されるまでは、避難者を建物の中に入れてないようにする。

イ 避難所建物設備の点検

電気や水道等のライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

ウ 広報

避難所が設置されたことを住民等に周知、広報する。

エ 避難者の受入、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中避難・在宅避難者も登録するように務める。

オ 感染症対策

町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、県及び町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、本部運営班、避難所班、医療救護班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、医療救護班は、災害対策本部に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(2) 展開期（初期段階～復旧段階）

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

ア 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するに当たっては、女性の参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

イ 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

ウ 要配慮者に関すること

(ア) 避難所内の要配慮者の把握に努め、避難行動要支援者については、個別避難計画を用いて避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等のより適切な施設へ転所させたりするように努める。

(イ) 視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

エ 衛生に関すること

- (ア) 仮設トイレの速やかな設置に努める。
- (イ) 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。
- (ウ) 保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。
- (エ) 家庭動物に関する避難所でのルールづくりを行う。

オ その他

- (ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。
- (イ) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等女性や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- (ウ) 暑さ寒さ対策を講ずる。
- (エ) 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

(3) 安定期（復興段階）

安定期とは、災害発生後3週間程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。この期間における取組は以下のとおりである。

ア 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

イ 要配慮者に関すること

必要に応じて宿泊施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

ウ 衛生に関すること

- (ア) 食中毒や風邪等の感染症が流行しないように注意する。
- (イ) 保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時であり、避難所の解消をめざし、避難所施設の本来業務の再開に向けての必要な業務を行う時期である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等のあっせん支援を行い、早期の避難所解消を図る。

3 避難所の安全等の確保

町は、避難所の安全等の確保のため、パトロールの実施、警備業者による避難所の安全確保のための支援要員確保の協定の整備を行う。

町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

第4 在宅被災者等への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者等に対しても、避難所同様の食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために町は、在宅被災者等の避難者名簿への登録等により、在宅被災者等の早期把握に努める。

第5 車中泊避難者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策
(エコノミークラス症候群防止のための防災無線によるラジオ体操の放送、弾性ストッキングの配布など)
- (2) 車中泊避難者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食糧数の把握等
- (3) 車中泊避難が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第6 自宅療養者等の情報共有

町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、本部運営班と医療救護班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、医療救護班は、災害対策本部に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

第7 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

第3節 要配慮者の支援計画

町は、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「広陵町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、町の防災担当部署と福祉担当部署が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

第1 要配慮者の避難支援

町は、「広陵町避難行動要支援者避難支援プラン」において整理した方針に従い策定する個別避難計画等に基づき、速やかに避難情報伝達、避難誘導、避難生活を支援する。

また、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、避難行動要支援者が避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第2 要配慮者への支援

1 情報伝達、避難誘導等

避難支援等関係者は、要支援者名簿を基に「広陵町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。その場合、避難経路はできる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

2 避難所到着後の対応

町は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに健康状態等を把握し、避難所における要配慮者用相談窓口の設置など、要配慮者に配慮した運営に努める。また、個々の事情により、町に在住して避難生活を送る者も支援の対象とする。

町は、避難生活の長期化が予測される等、必要に応じて要配慮者に配慮した福祉避難所を開設する。

町は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。ただし、次の者は緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

- (1) 緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者
- (2) 指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者
- (3) 身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者 等

3 医療等の体制

町は県へ要請し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図り、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

4 食料等の確保

町は、乳幼児・高齢者等で粗食・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツ等の生活必需品の備蓄にも配慮する。また、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

5 福祉機器等の確保

町は、要配慮者が避難所等で生活する上で必要な福祉機器の確保に努める。

6 応急仮設住宅

災害により住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障がい者等の単身世帯及び高齢者や障がい者等を含む世帯に対する住宅対策を行う。なお、応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

- (1) 高齢者や障がい者等の優先入居
- (2) 高齢者や障がい者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障がい者等に対し、巡回相談、安否確認等を行う。

第3 情報伝達等の方法

町は、県と協力し、災害による火災通報の伝達、避難指示、避難誘導、避難所等での情報伝達や情報提供等を行う。このとき、要配慮者の内容、程度や地域実態を考慮し、おおむね次の方法により情報伝達や情報提供等を行う。

1 視覚機能に障がいのあるとき

- (1) 音声情報による周知
- (2) 拡大文字による周知
- (3) その他、効果的な方法の併用による周知

2 聴覚機能に障がいのあるとき

- (1) 文字情報による周知
- (2) 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- (3) 手話による周知
- (4) その他、効果的な方法の併用による周知

3 日本語理解に障がいのあるとき

- (1) 外国語による周知
- (2) その他、効果的な方法の併用による周知

4 地理的理解に障がいのあるとき

- (1) 地図付き情報による周知
- (2) その他、効果的な方法の併用による周知

第4 災害情報等の周知

町は、災害による火災通報の伝達、連絡を受け、又は火災警報を発し、あるいは異常現象を覚知したとき、要配慮者に対し適切な伝達系統や方法により迅速かつ確実に周知を行う。

第5 避難誘導

町は、災害が発生したとき、適切な方法により迅速かつ確実に避難誘導を行う。特に要配慮者については、避難支援等関係者が中心となり、個別避難計画に基づき、適切な避難誘導を行う。また、避難誘導に当たっては、必要に応じ地域の住民や自主防災組織等の協力も得る。

第6 安否確認及び被災状況の報告

町は、県と協力し、災害が発生したときは要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を行う。

1 町

町は、調査を行ったときは、その状況を県に速やかに報告する。

2 県

県は、町の要請に基づき調査を行ったときは、その状況を町に連絡する。

3 連絡又は報告すべき事項及びその内容

町から関係機関に対し、連絡又は報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。

(1) 避難所等に避難している者

避難所ごとに氏名、性別、年齢、障がいの内容及び程度、福祉的処遇の安否及び内容、その他特記事項を報告する。

(2) その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）

氏名、性別、年齢、障がいの内容及び程度、福祉的処遇の安否及び内容、避難先の連絡方法を報告する。

(3) 被災地域の在宅者

大字・自治会ごとに氏名、性別、年齢、障がいの内容及び程度、福祉的処遇の安否及び内容、介護者の有無、その他特記事項を報告する。

(4) 被災地域の施設入所者及び施設等

ア 施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢及び被災の程度を報告

イ 施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況を報告

4 すべての事項が確認できない場合

町は、すべての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。

第7 被災状況の取りまとめ

町は、要配慮者の被災状況を県に報告した後、県が関係機関への報告及び伝達等を行う。

第8 被災者に対する応急的処遇

町及び県は、被災した要配慮者に対する応急的処遇について、おおむね次により行う。なお、その際には、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 巡回相談・指導・援助の実施

町は、避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。

2 物品等の供給又は貸出し

町は、補装具・介護物品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸出しを行う。

3 社会福祉施設への避難保護

町は、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時的な社会福祉施設への避難保護に努める。

4 援助者の確保及び援助物品の確保等の支援実施

県は、町の要請に基づき、福祉的処遇を担当する援助者の確保及び援助物品の確保等の支援を行う。

5 移送支援の実施

町の要請に基づき、県が県内の社会福祉施設の被災状況を調査し、緊急に施設で保護する必要がある者を、一時的に受け入れることができる社会福祉施設の情報を県から町に提供するとともに、各施設への移送を支援する。

第9 日常生活用品の供給

町及び県は、避難所等での日常生活用品等の供給に際し、要配慮者に対して、おおむね次により供給を行う。

1 要配慮者への配慮

町は、県から配送された日常生活用品を速やかに各避難所に配布し、その際、要配慮者に対し優先的に配布する等の配慮を行う。

また、町は、日常生活用具の配置に際し、要配慮者の利用を十分に考慮する。

2 避難所等を管理する町への配送

町は、災害救助用物資として日常生活用品（紙おむつ、介護用衣類、スプーン、哺乳ビン等）の備蓄及び確保するため、県に配送を要請する。

第4節 住宅応急対策計画

大規模災害等により避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借り上げ住宅等の確保・供給計画を示す。

第1 趣旨

町は、県の協力を得て、災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する。

なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

応急仮設住宅の供給においては、地域の既存住宅ストックの状況と避難者の状況やコミュニティの確保等を勘案したうえで、相談体制の整備、応急修理の推進、公営住宅等の一時提供及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供により、既存住宅ストックの活用による応急的な住まいを早期に確保する。なお、避難者の状況等から勘案し、既存住宅ストックの活用が困難な場合は、応急仮設住宅の建設を速やかに行い、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第2 応急仮設住宅の確保

1 応急仮設住宅の設置主体

災害救助法が適用されない場合は、町が必要に応じ応急仮設住宅を設置する。

この場合、町は必要に応じて、防災協定を締結する日本建築家協会及び大和ハウス奈良支社に協力を要請する。

災害救助法が適用され応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合は、県があらかじめ協定を結んでいる（社）プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、県が応急仮設住宅を建設する。また、町は県との協力体制を構築し、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の設置や県産木材を利用した木造仮設住宅も検討する。

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置

(1) 建設場所等

町は、応急仮設住宅の建設場所をあらかじめ確保するものとし、建設場所、戸数、規模、着工期日等について、町の要請により、県が（社）プレハブ建築協会と調整を行う。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定について、町が県から委任を受け、選定を行う。
なお、選定に当たっては、要配慮者を含む世帯等を優先的に入居させる。

第3 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県が、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号）に基づき応急修理を実施する。なお、必要に応じ町

が県より委任を受けて実施することができる。

なお、災害救助法が適用されない場合は、町が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

また町は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

第4 公営住宅の特例使用

町は、県と連携し、被災者への仮住宅として、公営住宅の空き家を提供する。

第5 関係団体との連携による民間賃貸住宅等の紹介

町は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅等の空き家等利用可能な既存住宅の紹介に努める。

発災時の対応

第5節 活動体制計画

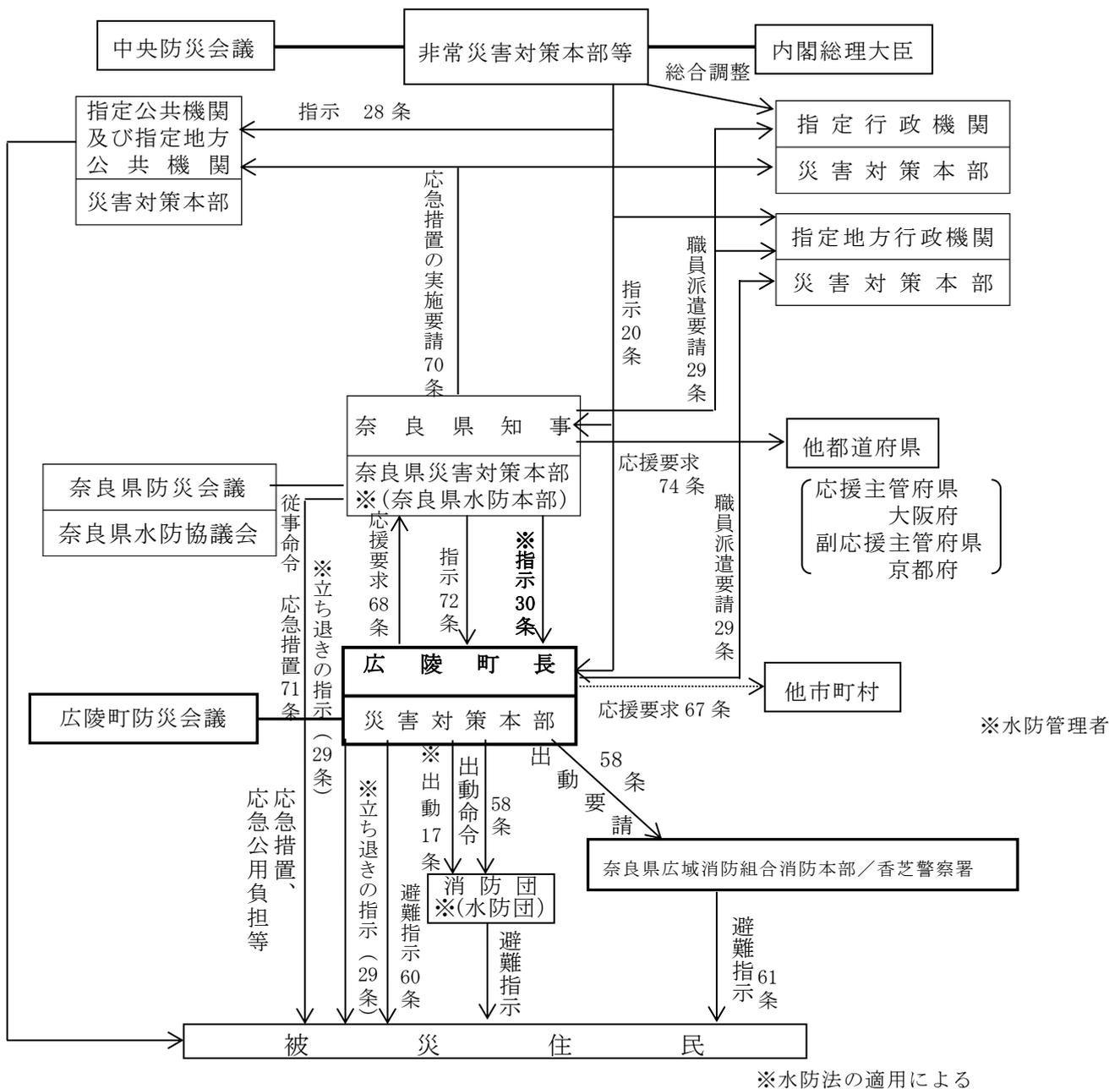
町は、災害時に迅速な対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った災害時の活動体制を整備する。また、台風接近時等、災害が発生するおそれのあるときは、災害対策本部の前段階として災害警戒体制を執り警戒に当たる。

第1 防災組織計画

町は、災害時において応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。これらの各防災関係機関の系統図は、次のとおりである。

なお、町災害対策本部等を設置したとき、県にその旨を通知する。

■災害対策系統図



第2 活動体制

町は、災害発生の危険性が事前に予知される場合は直ちに適切な警戒体制をとり、災害が発生した場合には、初期の応急対策を実施し、防災活動の救援に当たる。また、町及び関係機関の状況を住民等に知らせるとともに、他の防災関係機関と速やかに連絡をとり合い、協力体制の確立を図る。

町の活動体制は、災害対策本部を設置しない災害警戒体制と災害対策本部を設置する非常配備体制とに分類し、各々の職員動員については次のとおりである。

■災害警戒体制職員動員表

災害警戒体制			非常配備体制（災害対策本部）	
予備体制	1号警戒	2号警戒	1号配備	2号配備
危機管理監 本部運営班 都市整備部長 調査復旧班	危機管理監 本部運営班 企画部長 総務部長 総務班 けんこう福祉部長 福祉班 住民環境部長 生活支援班 地域振興部長 都市整備部長 調査復旧班 教育振興部長 避難所班	町長 副町長 教育長 危機管理監 本部運営班 企画部長 組織調整班 報道班 電算班 総務部長 総務班 被災者支援班 議会班 けんこう福祉部長 福祉班 医療救護班 児童福祉班 住民環境部長 生活支援班 衛生班 地域振興部長 情報整理班 都市整備部長 調査復旧班 上下水道班 教育振興部長 教育施設班 避難所班 小・中学校長 消防団長 消防班	町長 副町長 教育長 危機管理監 本部運営班 企画部長 組織調整班 報道班 電算班 総務部長 総務班 被災者支援班 議会班 けんこう福祉部長 福祉班 医療救護班 児童福祉班 住民環境部長 生活支援班 衛生班 地域振興部長 情報整理班 都市整備部長 調査復旧班 上下水道班 教育振興部長 教育施設班 避難所班 小・中学校 消防団長 消防班	町長 副町長 教育長 危機管理監 本部運営班 企画部長 組織調整班 報道班 電算班 総務部長 総務班 被災者支援班 議会班 けんこう福祉部長 福祉班 医療救護班 児童福祉班 住民環境部長 生活支援班 衛生班 地域振興部長 情報整理班 都市整備部長 調査復旧班 上下水道班 教育振興部長 教育施設班 避難所班 小・中学校 消防団長 消防班

第3 災害警戒体制（災害対策本部を設置しない程度の災害）

災害対策本部の設置を必要としない程度の災害発生については、広陵町災害対策本部各班の所掌事務に基づき、各部長の指揮下においてそれぞれの災害対策に当たり、対策全般の総合調整は危機管理監が行う。

(1) 部長

部長は、それぞれの主管業務に関する災害発生を知った場合、直ちに必要事項を班長に指示し、その旨を危機管理監及び他の部長に連絡する。また、災害応急対策実施後、それぞれ法令に基づく被害報告、補助金申請事務等を遅滞なく処理し、その大要を危機管理監に報告する。

(2) 危機管理監

危機管理監は、各部長からの報告を集約し必要な指示をし、各主管業務が円滑に行われるよう調整する。

1 配備の基準

(1) 予備体制

以下のいずれかの警報が発令されたとき、危機管理監、都市整備部長及び本部運営班並びに調査復旧班の職員で、警戒監視と情報連絡活動を円滑に行うとき。

ア 大雨（浸水害）警報

イ 洪水警報

ウ 暴風警報

エ 大雪警報

(2) 1号警戒

以下のいずれかの警報が発令され、かつ関係河川の水防団待機水位が発表され今後水位の上昇が認められるときで、危機管理監が現象に応じた体制と人員が必要と判断したとき。

ア 大雨（浸水害）警報

イ 洪水警報

ウ 暴風警報

エ 大雪警報

(3) 2号警戒

以下のいずれかの警報が発令され、かつ関係河川のはん濫注意水位に到達し、避難所の開設が必要と判断されるようなとき、又は現象に応じ危機管理監が別途町長の指示を受け発令したとき配備を強化し、災害対策本部の設置に備える。

ア 大雨（浸水害）警報

イ 洪水警報

ウ 暴風警報

エ 大雪警報

2 出先機関における配備

各出先機関を所管する部局長は、出先機関の災害警戒体制時における参集・配備員をあらかじめ整備する。

第4 非常配備体制（災害対策本部を設置して対応する災害）

町長は、町域に災害が発生し、又は発生が予測される場合において、非常配備体制を発令する必要があるときは、災害対策本部を設置する。なお、町長が不在で連絡困難な場合には、副町長が町長を代行し、災害対策本部を設置する。

町に災害対策本部を設置したときは、他に設置されている警戒対策会議等を災害対策本部に統合し一元化を図る。

(1) 設置に必要な事項

災害対策本部設置に必要な事項は、広陵町災害対策本部条例及び広陵町災害対策本部設置要綱に定めるところによる。

(2) 町長への報告

危機管理監は、災害の被害状況の報告を受けた場合は遅滞なく町長に報告し、災害対策本部設置について指示を受ける。

(3) 実施体制の確立

町長は、広陵町災害対策本部設置要綱に定める設置基準に基づき、速やかに非常配備体制を執るよう、危機管理監に指示する。

1 設置基準

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報以上の警報が発せられ、災害が発生するおそれが高まったと町長が判断したとき
- (2) 大規模な火事、爆発、交通事故等が発生し、町長が必要と認めたとき
- (3) その他町長が必要と認めたとき

2 伝達

町長は、災害対策本部の開設を決定したときは、直ちに危機管理監に連絡し、危機管理監は災害対策所管課長に災害対策本部開設の指示をする。

3 災害対策本部の開設場所

災害対策本部事務局は、災害対策所管課におく。ただし、災害対策所管課及び町役場庁舎が使用不能の場合は、町総合保健福祉会館におく。

災害対策本部には「広陵町〇〇〇災害対策本部」の標識を掲出する。

4 災害対策本部配備体制

配備体制	発令基準	動員
1号配備	限定した区域に災害が発生するおそれがあるが発生の時期災害の規模等の予測が困難なとき又は限定した区域で死傷が多数の災害が発生したとき	災害対策本部動員表を参照
2号配備	広い範囲に災害が予想されるとき又は災害が発生したとき	

5 関係機関への通知公表

災害対策本部を設置又は廃止したとき、危機管理監は、直ちに防災関係機関のうち必要と認めるところに対し、電話、その他の方法により通知するとともに、報道機関に発表する。

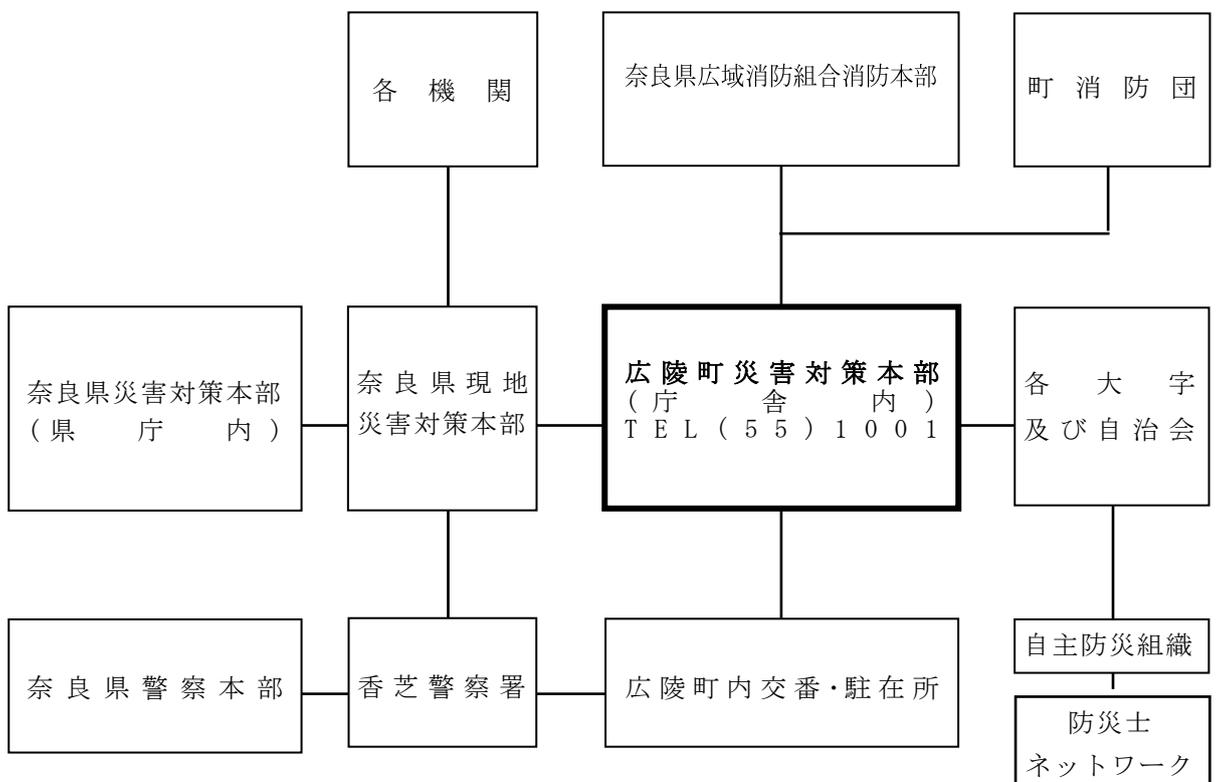
6 廃止の決定

災害対策本部長は、町域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、災害対策本部を廃止するとともに、直ちに危機管理監に連絡し危機管理監は本部員及び各班長に周知する。

7 廃止基準

- (1) 災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他、災害対策本部長が必要がないと認めたとき

8 組織図



■災害対策本部組織と班編制表

広陵町災害対策本部		部 名 所管部長	班 名	事務担当課			
本部長	町 長	本部統括部 危機管理監	本部運営班	安全安心課			
副本部長	副町長						
〃	教育長						
総合調整統括	危機管理監						
本部員	まちづくり政策監						
〃	理事						
〃	企画部長						
〃	総務部長						
〃	けんこう福祉部長						
〃	住民環境部長						
〃	地域振興部長	福祉救護部 けんこう福祉部長	福祉医療救護班 児童福祉班	社会福祉課 介護福祉課 けんこう推進課 こども課 子育て総合支援課 幼・保・こども園			
〃	都市整備部長						
〃	教育振興部長						
〃	議会事務局長						
現地対策本部					住民環境部 住民環境部長	生活支援班 衛生班	住民課 保険年金課 環境政策課 リレーセンター業務課
医療救護本部							
					情報部 地域振興部長	情報整理班	協働のまちづくり推進課 産業総合支援課 農業振興課
					建設部 都市整備部長	調査復旧班 上下水道班	都市整備課 用地開発課 上下水道課
					学校・避難支援部 教育振興部長	教育施設班 避難所班	教育総務課 学校支援課 給食センター協議会 スポーツ振興課 中央公民館 生涯学習文化財課 図書館
					消防部 消防団長	消防班	広陵町消防団

- ① 災害対策所管課長は、危機管理監の命により、災害対策本部事務局長を担い、本部会議に参加する。
- ② 各班の長は、各部長が任命する。

※本部長（職務代行者）は必要に応じて、次の者を災害対策本部会議に出席を要請する。

1. 広陵町議会議員代表
2. 国及び県リエゾン
3. 災害派遣自衛官
4. 広陵町社会福祉協議会代表
5. 奈良県広域消防組合代表
6. 本部長が特に認めた者

第5 各班の所掌事務

災害時における災害対応業務は、人・物が限定される中での対応となることを想定し、班体制で職員の相互応援で取り組まなければならない。なお、各班の職務分掌は、広陵町災害対策本部設置要綱別表第1に基づき、着手時期は次表のとおりである。

災害時における災害対応業務の着手時期は、次のとおりである。

➤ **初動段階**…発災により住民の生命・生活及び財産の保護に重大な影響を及ぼす時間
 ①直ちに ②6時間以内 ③24時間以内 をいう。

➤ **初期段階**…住民生活に多大な悪影響を及ぼす時間
 ④32時間以内 ⑤36時間以内 ⑥48時間以内 をいう。

➤ **中間段階**…被災者支援やインフラ復旧に影響を及ぼす時間
 ⑦56時間以内 ⑧64時間以内 ⑨72時間以内 をいう。

➤ **復旧段階**…住民生活の回復に影響を及ぼす時間
 ⑩1週間以内 ⑪2週間以内 をいう。

所管部名	班名	主管課	主な分掌事務	初動段階	初期段階	中間段階	復旧段階
災害対策本部			1. 警戒区域の決定及び避難情報発令に関すること 2. 避難所の開設及び廃止の決定に関すること 3. 防災活動拠点の決定に関すること 4. 自衛隊、緊急消防援助隊の応援要請及び撤収判断に関すること 5. 防災ヘリの要請に関すること 6. 支援物資の受入場所の決定に関すること 7. 災害廃棄物仮置き場の決定に関すること 8. 業務継続計画の発令判断に関すること 9. 広域避難の判断に関すること 10. ボランティアセンター設置に関すること	① ① ② ②	④ ④ ⑤ ⑥	⑧ ⑨	⑩
危機管理監	本部統括班	安全安心課	1. 災害対策本部員の動員及び配備に関すること 2. 災害対策本部設置場所の決定及び運営に関すること 3. 気象警報等の受理、伝達に関すること 4. 本部長の指示、命令の伝達に関すること 5. 自衛隊、緊急消防援助隊等との連絡調整に関すること 6. 県本部、行政関係機関及び消防防災団体等との連絡調整に関すること 7. リエゾン等の受入に関すること 8. 本部各班間の人員調整に関すること 9. 有識者等の支援の受入に関すること	① ① ① ① ② ②	④ ⑤ ⑤		

所管部名	班名	主管課	主 な 分 掌 事 務	初動段階	初期段階	中間段階	復旧段階
企画部長	組織調整班	秘書人事課	1. 職員の安否確認及び参集状況に関する事 2. 災害時の応援職員要請、支援者対応及び受援窓口に関する事 3. 首相、国務大臣、知事等の慰問者対応に関する事 4. 本部長等の国・県への陳情に関する事	① ②		⑥	⑪
	報道班	総合政策課	1. 被災情報の整理、管理、発表に関する事 2. 報道機関等の対応に関する事 3. ライフライン事業者との連絡調整に関する事 4. 公共交通の運行状況の情報収集について 5. 元気号の運行再開に関する事	② ②	⑤ ⑤		⑩
	電算班	デジタル推進課	1. 庁内情報システムの稼働調査及び復旧に関する事 2. 通信設備の管理運用に関する事、 3. ホームページ、SNS等の維持管理に関する事 4. 被災情報の伝達、広報に関する事 5. 被災者支援情報等の伝達、広報に関する事	②	④ ④ ④		⑩
総務部長	総務班	総務課	1. 庁舎の被災調査、報告及び安全確保に関する事 2. 自家発電装置の稼働に関する事 3. 電話回線の維持管理に関する事 4. 公用車の調査、確保、燃料の確保に関する事 5. 物資の確保及び災害予算並びに災害時の資金運用に関する事 6. 町所有地の被災調査及び安全確保に関する事 7. 救助、義援物資の保管運用及び輸送に関する事 8. 災害予算及び災害時の資金運用に関する事 9. 被災証明書の発行に関する事	① ① ① ② ③ ③		⑤ ⑤	⑩
		会計課	1. 初動期段階までの広報活動に関する事 2. 災害救助費の出納に関する事 3. 見舞金、義援金等の受入、管理、配分に関する事	②		⑧	⑩
	被災者支援班	税務課	1. 一時滞在施設の開設、運営に関する事 2. 一般電話対応及び被災情報収集、整理、情報班への引継ぎに関する事（情報班への応援） 3. 住家被災調査、認定業務及び応援職員要請に関する事 4. 生活再建の法律、税金等相談窓口に関する事	① ①		⑨	⑩
	議会班	議事課	1. 議員の安否確認に関する事 2. 議員との連絡調整に関する事	① ③			

所 部 管 名	班 名	主 管 課	主 な 分 掌 事 務	初 動 段 階	初 期 段 階	中 間 段 階	復 旧 段 階
けんこう福祉部長	福祉班	社会福祉課 介護福祉課	1. 職員、来訪者の安否確認、参集報告に関する事 2. 避難誘導に関する事 3. 会館の被災調査、報告及び安全確保に関する事 4. 自家発電装置の稼働に関する事 5. 避難行動要支援者名簿の管理、提供に関する事 6. 福祉施設の被災調査及び支援連携に関する事 7. 福祉避難所(民間施設)の開設要請に関する事 8. 社会福祉協議会の支援連携に関する事 9. 行旅死亡人の措置に関する事 10. 災害弔慰金の支給及び災害救護資金の貸付に関する事 11. 要配慮者の生活再建に関する事	① ① ① ① ③ ③ ④ ④ ⑥			⑩ ⑩
	福祉救護部	医療救護班 けんこう推進課	1. 傷病者の安全確保に関する事 2. 医療救護所の開設、運営に関する事 3. 医療救護隊の編制及び出動計画に関する事 4. 町内医療従事者、機関との連絡調整に関する事 5. 保健医療活動に関する応援職員等に関する事 6. 健康相談及び予防接種に関する事	① ① ① ②	⑤	⑦	
	児童福祉班	子育て総合支援課 こども課 幼稚園・保育園 こども園	1. 保育施設の安全確保に関する事 2. 未就学児用福祉避難所の運営支援に関する事 3. 未就学児の保護に関する事 4. 子育て家庭の生活相談に関する事	① ③	⑤		⑩
住民環境部長	住民環境部 生活支援班	住民課	1. 避難所と災害対策本部との連絡調整に関する事 2. 埋火葬の許可に関する事 3. 身元照会に関する事	①		⑦ ⑦	
		保険年金課	1. 生活物資の調達、管理及び配給に関する事 2. 衛生用品等の調達、管理及び配給に関する事 3. 緊急支援物資集積場所の管理運営に関する事 4. 災害対応職員及び応援職員の給食に関する事		④ ④ ④ ⑤		

所管部名	班名	主管課	主 な 分 掌 事 務	初動段階	初期段階	中間段階	復旧段階
住民環境部長	衛生班	環境政策課	1. 斎場の被災調査、報告及び復旧手配に関する事 2. し尿処理業者の稼働確認に関する事 3. 棺の調達に関する事 4. 仮設トイレの手配に関する事 5. 災害廃棄物仮置き場の確保と管理に関する事 6. し尿等の収集に関する事	① ③	④ ④ ④	⑨	
		リレーセンター業務課	1. 職員及び施設利用者の安否確認、参集報告に関する事 2. 施設の被災調査、報告及び安全確保に関する事 3. 災害廃棄物仮置き場の応援職員の手配に関する事 4. ごみの収集に関する事 5. 広域処理に関する事	① ①	⑥ ⑥		⑩
地域振興部長	情報整理班	地域振興部各課	1. 一般電話対応及び被災情報収集、整理並びに主管課への引継ぎに関する事 2. 区長・自治会長との連絡調整に関する事 3. 地区担当職員の活動支援に関する事 4. 被災中小企業の認定等に関する事 5. 被災農地の認定に関する事	①	④ ④	⑨	⑪
都市整備部長	建設部 調査復旧班	都市整備課 用地開発課	1. 町営住宅、道路、橋梁、ため池、堤防、井堰、公園等の被災調査報告及び安全確保に関する事 2. 応急復旧業務の支援要請及び公用車、資機材の確保に関する事 3. 建物応急危険度判定（公共施設）に関する事 4. 宅地応急危険度判定に関する事 5. 公費による被災住宅の解体に関する事 6. 住家被災調査業務支援に関する事 7. 応急仮設住宅の必要個数調査、報告に関する事	① ① ② ②	⑥	⑨	⑩

所管部名	班名	主管課	主な分掌事務	初動段階	初期段階	中間段階	復旧段階
	上下水道班	上下水道課	1. 配水場の被災調査、報告及び安全確保に関すること 2. 自家発電装置の稼働に関すること 3. 漏水情報の収集、整理に関すること 4. 御所浄水場及び県営水道の稼働確認に関すること 5. 浄化センターの稼働確認に関すること 6. 施設の応急復旧（応援要請含む）に関すること 7. 公共下水道施設の被災調査、報告、使用可否に関すること 8. 応急給水（応援要請含む）に関すること 9. 水道管路の復旧に関すること 10. 公共下水道管の復旧に関すること 11. 上下水道使用料の減免に関すること	① ① ① ③ ③	⑤ ⑤ ⑤ ⑥		⑩ ⑩
教育振興部長	学校・避難支援部 教育施設班	生涯学習文化財課・学校支援課 教育総務課・給食センター	1. 児童、生徒、教員等の安否確認に関すること 2. 教育施設等の被災調査及び安全確保の指示に関すること 3. 避難所開設、運営支援に関すること 4. 文化財の被災調査、報告に関すること 5. 県教育委員会との連絡調整に関すること 6. 教材、学用品の調達配付に関すること 7. 仮設校舎建設及び学校施設の復旧に関すること 8. 災害時の学習及び生活相談に関すること 9. 学校再開（給食含む）に関すること 10. 被災学校における授業の応急措置に関すること	① ② ②	④ ⑤	⑧ ⑧ ⑧	⑩ ⑩
	避難所班	図書館・中央公民館 スポーツ振興課	1. 職員、施設利用者の避難誘導及び救護に関すること 2. 施設の被災調査、報告及び安全確保に関すること 3. 体育館の被災調査、報告及び安全確保に関すること 4. 避難所の開設、運営協力に関すること	① ① ① ②			
消防団長	消防班	消防団	1. 消火活動に関すること 2. 避難誘導及び広報活動に関すること 3. 救出・救護及び搬送に関すること	① ① ①			

※ 初期段階までにおける避難所開設・運営等については、全班協力体制とする。

ただし、本部統括部・情報収集部・建設部・消防部は災害対応業務を最優先とする。

第6 災害警戒体制動員

部署名		災害警戒体制		
		予備体制	1号警戒	2号警戒
三 役				町長、副町長、教育長
本部統括部 (危機管理監)		危機管理監	危機管理監	危機管理監
	本部運営班	安全安心課	安全安心課	安全安心課
マネジメント部 (企画部長)			部長	部長
	組織調整班			秘書人事課
	報道班			総合政策課
	電算班			デジタル推進課
総 務 部 (総務部長)			部長	部長
	総務班		総務課	総務課 会計課
	被災者支援班			税務課
	議会班			議事課
福祉救護部 (けんこう 福祉部長)			部長	部長
	福祉班		社会福祉課 介護福祉課	社会福祉課 介護福祉課
	医療救護班			けんこう推進課
	児童福祉班			こども課 子育て総合支援課 幼・保・こども園
住民環境部 (住民環境部長)			部長	部長
	生活支援班		住民課	住民課 保険年金課
	衛生班			環境政策課 リレーセンター業務課

部署名		災害警戒体制		
		予備体制	1号警戒	2号警戒
情報部 (地域振興部長)			部長	部長
	情報整理班			協働まちづくり推進課
建設部 (都市整備部長)		部長	部長	部長
	土木班	都市整備課	都市整備課	都市整備課 用地開発課
	上下水道班			上下水道課
学校・避難支援部 (教育振興部長)			部長	部長
	教育施設班			教育総務課 学校支援課 生涯学習文化財課
	避難所班		スポーツ振興課 中央公民館	スポーツ振興課 中央公民館 図書館 小・中学校
消防部 (消防団長)			団長	団長
	消防班		消防団	消防団

※ 災害警戒体制については、災害警戒体制動員を基本とし、班員の人員調整は課長が担う。

- 各施設長及び給食センター協議会にあっては、各施設の警戒体制の取り決めにより対応すること。
- 各小、中学校にあっては、当該学校が避難所として開設される場合、避難計画を基本に教育委員会と協議により対応すること。

第7 災害対策本部動員

所管部長	班編制	主管課	非常配備体制（災害対策本部）	
			1号配備動員	2号配備動員
本部統括部 危機管理監	本部運営班	安全安心課	全員	全員
マネジメント部 企画部長	組織調整班	秘書人事課	係長以上	全員
	報道班	総合政策課	全員	全員
	電算班	デジタル推進課	係長以上	全員
総務部 総務部長	総務班	総務課	主任以上	全員
		会計課	課長	全員
	被災者支援班	税務課	全員	全員
	議会班	議事課	局長	全員
福祉救護部 けんこう 福祉部長	福祉班	社会福祉課	係長以上	全員
		介護福祉課	係長以上	全員
	医療救護班	けんこう推進課	全員	全員
	児童福祉班	こども課	係長以上	全員
		子育て総合支援課	係長以上	全員
幼稚園・保育園 こども園		副園長以上	全員	
住民環境部 住民環境部長	生活支援班	住民課	課長	全員
		保険年金課	係長以上	全員
	衛生班	環境政策課	係長以上	全員
		リレーセンター業務課	係長以上	全員
情報部 地域振興部長	情報整理班	協働のまちづくり 推進課	全員	全員
		産業総合支援課	全員	全員
		農業振興課	全員	全員

所管部長	班編制	主管課	非常配備体制（災害対策本部）	
			1号配備動員	2号配備動員
建設部 都市整備部長	調査復旧班	都市整備課	全員	全員
		用地開発課	課長	全員
	上下水道班	上下水道課	全員	全員
学校・避難支援部 教育振興部長	教育施設班	教育総務課	係長以上	全員
		学校支援課	係長以上	全員
		生涯学習文化財課	係長以上	全員
		給食センター協議会	全員	全員
	避難所班	スポーツ振興課	係長以上	全員
		中央公民館	係長以上	全員
		図書館	係長以上	全員
		小・中学校	教育管理者	全員
消防部 消防団長	消防班	広陵町消防団	全員	全員

- 小、中学校にあっては、当該学校が避難所として開設される場合とする。
- 班長は、現象に応じ動員体制を変更するものとする。

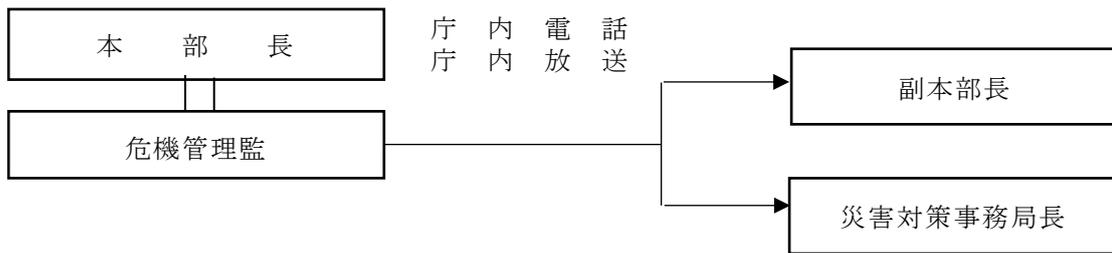
1 職員の動員伝達

災害対策本部における職員の動員は、災害対策本部長の配備の決定に基づき、以下の図で示す系統で伝達し動員する。

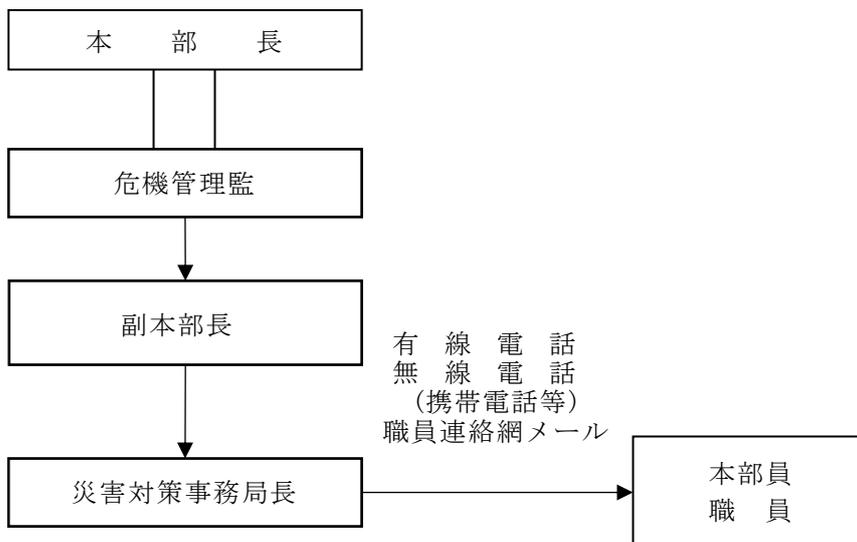
(1) 動員の連絡系統

動員の連絡系統は下図のとおりである。

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



(2) 動員の方法

町長は、災害対策本部の開設を決定したときは、直ちに危機管理監に連絡し、危機管理監は副本部長及び災害対策本部事務局長に災害対策本部を設置することを伝達する。

ア 動員の伝達

危機管理監は、本部長の指示を受け副本部長と災害対策本部事務局長に災害対策本部を設置することを伝達し、災害対策本部事務局長は非常配備体制を確認の上、本部員及び関係職員を招集する。

危機管理監が不在で連絡困難なときは、災害対策本部事務局長が代行する。

イ 通信途絶時、交通途絶時の動員方法

通信途絶並びに交通途絶の事態に備え、自主参集のための基準及び参集場所をあらかじめ定める。

(3) 班員の応援

災害対策本部各班で災害応急対策実施に当たって職員が不足するとき、危機管理監は、災害対策本部内で余裕がある班から当該班と協議して動員派遣する。

なお、災害対策本部全体をもってしても不足するときは、県に応援要請する。

2 要員の確保

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部員及び消防団員等の動員のみでは労働力が不足するとき、及び特殊な作業のため技術的な労力が必要なときの要員確保について定める。

- (1) 災害対策要員の動員は、災害対策本部長が発令
- (2) 災害対策要員の動員は、おおむね次の順序で実施

応急対策の内容によっては、優先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要があるときはこの限りではない。

- ア 災害対策本部の要員
- イ 消防団員
- ウ 関係地区の自主防災組織に所属する住民
- エ ウ以外の地区の自主防災組織に所属する住民
- オ 防災士ネットワーク会員
- カ 日本赤十字社奉仕団員の動員
- キ 作業員の雇入れ
- ク 奈良県広域消防組合消防本部
- ケ 自衛隊
- コ 県職員
- サ 他市町村からの応援

第6節 災害情報の収集・整理・伝達計画

町は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。

町等（奈良県広域消防組合消防本部等含む）は、把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。

また、災害情報の収集及び伝達にあたっては、地理空間情報の活用にも努める。なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第1 気象情報の伝達計画

1 情報の種類

(1) 予警報等の種類及び発表基準

ア 気象情報等

(ア) 地方気象情報、県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に示す観測成果や予報事項に関する情報で、防災関係機関や住民等が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報である。また、気象予報は、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報である。

(イ) 台風に関する気象情報

近畿地方への台風の影響が予想される場合に、住民等に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報である。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する情報である。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、*ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報である。

情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ ダウンバースト：局地的・短時間に上空から吹く極端に強い下降気流

2 注意報及び警報の種類並びに発表基準

(1) 気象警報・注意報発表基準

令和3年6月8日現在

広陵町	一次細分区域	北 部		
	市町村等をまとめた地域	北西部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		流域雨量指数基準	曾我川流域=19.3、高田川流域=9.2、葛城川流域=14.2、土庫川流域=3.9
			複合基準 ^{*1}	—
			指定河川洪水予報による基準	大和川上流 [坂東]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	8
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	172
	洪水		流域雨量指数基準	曾我川流域=15.4、高田川流域=7.3、葛城川流域=11.3、土庫川流域=3.1
			複合基準 ^{*1}	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	12m/s
	暴風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視 程	100m
	乾燥		最小湿度 40%で実効湿度 65%	
	なだれ		積雪の深さが 50cm 以上あり最高気温 10℃以上 ^{*1} 又はかなりの降雨 ^{*2}	
	低温		最低気温 -5℃以下 ^{*3}	
	霜		4月以降の晩霜	
	着雪		24時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は奈良地方気象台の値

*3 気温は奈良地方気象台の値

(2) 地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害がすでに発生したおそれがある場合に気象警報に含めて発表される。

(3) 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(4) 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

発表する特別警報の種類及び発表基準例は、次のとおりである。なお、緊急地震速報についても特別警報に位置づける。

一般の利用に適合する特別警報	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

(5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による被害の防止、軽減のため、大雨によって土砂災害発生のおそれが高まったときに、市町村長が、避難指示等を発令する際の判断や、住民等の自主避難の参考となるよう、奈良県と奈良地方気象台が連携して発表する防災情報である。

ア 発表対象地域

土砂災害警戒情報の発表は、市町村を最小単位としている。

本町は土砂災害警戒区域がないため対象外となる。

イ 利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべり等は対象外である。

町には、これら土砂災害の危険性がある箇所・地域の指定はないが、ため池等の灌漑施設等において発生する災害の危険性を考慮し、防災活動に当たっては、周辺の状況等も合わせて、総合的に判断する。

(6) 火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報する。

県は、「火災気象通報」を受けた場合、市町村に対し、消防法第22条第2項の定めにより、直ちに通報する。

「火災気象通報」の基準は、実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのときである。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

イ 火災警報

町は、県から「火災気象通報」を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。なお、「火災警報」が発せられたときは、その町の区域にある者は条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。また、町は、「火災警報」を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等地域防災計画に定めるところにより、住民等に通知するとともに、県に通報する。

(7) 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認められるとき警告を発する。

本町において水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行される。

ア 種類

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

イ 洪水予報の種類及び発表基準

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表される。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。

また、「避難判断水位（特別警戒水位）到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について、町長の避難指示等の発令判断の目安及び住民等の避難判断の参考となる水位（避難判断水位（特別警戒水位））に達したときに、その旨を通知する。

これらの措置については県水防計画で定める。

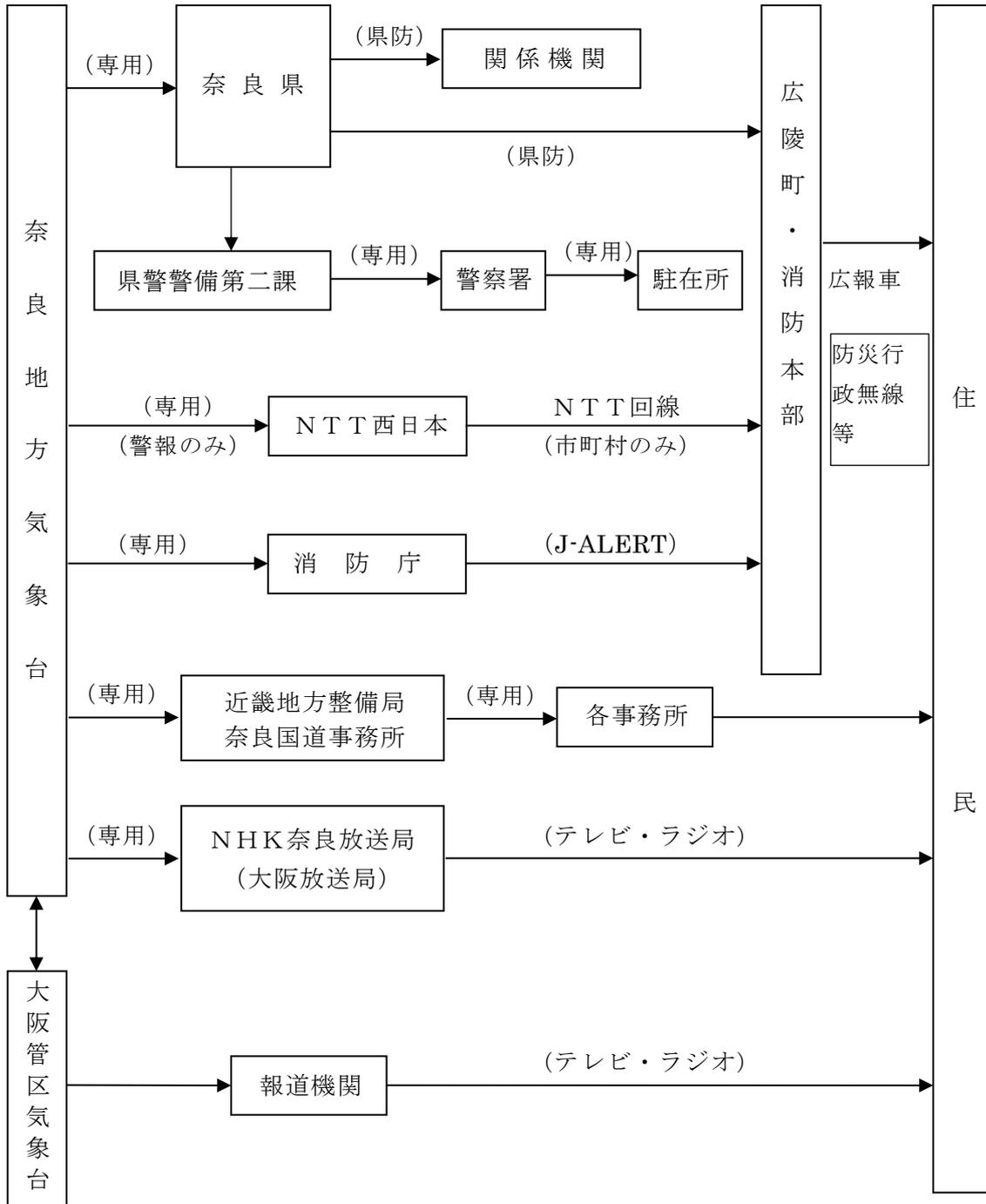
3 気象予警報等の対象区域

奈良県地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は、奈良県全域である。

注意報及び警報は、全県に対し発表する他に、平成22年5月27日から、各市町村単位で発表する。大雨、洪水警報・注意報については、市町村ごとの基準を用いて発表され、前記述以外の警報・注意報については、予報区で同じ基準を用いて発表される。

第2 情報の受理、伝達

1 伝達系統図



(県防) は県防災行政通信ネットワーク、(専用) は専用線又は専用無線を表す。

2 水防警報の伝達

町長は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動の必要が生じたときは、気象予警報の伝達体制に準じて関係機関に伝達の上、防ぎよ体制を整える。

3 その他

(1) 応急策の措置

関係機関は、災害の発生その他の事故により警報等の伝達ができない場合、相互に連絡をとり、警報等が速やかに住民等に周知徹底するよう応急策を措置する。

(2) 主任者及び副主任者の選定

関係機関は、警報等の受領、伝達の取扱主任者及び副主任者を選定する。

(3) その他必要な事項

この計画に定めるもののほか、警報等の受領、伝達その他の処理に関して必要な事項は関係機関が協議して選定する。

第3 町の措置

町は、気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民等及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

1 的確な気象情報の把握

町は、N T T西日本からの伝達は、警報の種別のみであるため県防災通信ネットワーク、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄りの警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。

2 通知、連絡

町は、異常現象を発見し、又は通報を受けたとき、県及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予測される災害と関係ある県事務所あるいは隣接市町に連絡する。

3 火災警報の発令

町は、県から火災気象通報の伝達を受けたとき、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。

4 周知、指示

町は、火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示もあわせて実施する。

5 特別警報に係る町の措置

特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、本計画に基づく伝達手段により、管内の住民等及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

第4 放送機関の措置

放送機関は、気象予警報等の通知を受けたとき、できる限り速やかに県内の住民等及び関係機関に周知徹底するために、適宜の方法により放送する。放送に当たっては、警報等の内容を考慮し、その徹底のための放送時間、放送回数等に留意して行う。

第5 NTT西日本の措置

NTT西日本は、気象庁より警報の通知を受けたとき、町へ直ちに通知する。

第6 その他の措置

関係機関は、災害の発生その他の事故により気象予警報等の伝達について本計画に定める措置によることができないとき、相互に連絡をとり気象予警報等が速やかに町及び住民等に周知徹底できるよう応急的な措置を講ずる。

第7 早期災害情報収集の計画

1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

2 実施機関

(1) 町

町は、被害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

(2) 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は、災害情報を収集する。

その際、当該災害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のため必要な情報の収集に特に協力する。特に、国土交通省から派遣される専門家集団で構成されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）と TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と連携し、災害情報を収集する。

3 ヘリコプター等による情報収集

町は県及び奈良県広域消防組合に対し、必要に応じ県災害対策本部が早期に被害の概要を把握するために出動した県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター及び無人航空機等による情報の提供を求める。

4 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後部長に報告する。部長は、職員の情報内容を災害対策本部等にて報告し共有を図る。

5 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、町又は警察に通報する。

(2) 町又は警察の処置

異常現象の通報を受けた警察は、その旨を速やかに町に通報する。

異常現象の通報を受けた町は、現象を確認し、県（窓口：防災統括室）、奈良地方気象台、その他の関係機関に通報する。

6 地図等を活用した災害情報の整理

災害に関する情報の収集及び伝達にあたっては、地理空間情報の活用に努める。地理空間情報を活用し、関係機関と災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策を実施する。

第8 被害状況の調査・報告計画

1 被害状況の調査

- (1) 被害状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て実施する。
- (2) 被害状況等の調査に当たって、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分に留意する。
- (3) 被害世帯数については、現地調査のほか住民登録・外国人登録と照合する。
- (4) 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況については特に配慮する。

調査事項	調査機関	主たる 応援協力機関
(1) 人・住家の被害	町	
(2) 福祉関係施設被害	町（県）	
(3) 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町（県）	保健所
(4) 水道施設被害	町（県）	
(5) 農業生産用施設、農作物等被害	町	農林振興事務所
(6) 畜産被害	町	家畜保健衛生所
(7) 水産被害	町	
(8) 農地、農業用施設被害	町	農林振興事務所
(9) 林地、造林地、苗畑、作業道被害	町	農林振興事務所
(10) 林産物、林産施設被害	町	農林振興事務所
(11) 商工関係被害	町	農林振興事務所
(12) 公共土木施設被害	町（県）	土木事務所
(13) 都市施設被害	町（県）	土木事務所

調査事項	調査機関	主たる 応援協力機関
(14) 町有建築物被害（財産を含む） （文化財、警察関係施設を除く）	各施設	町
(15) 文教関係施設被害	教育委員会	
(16) 文化財被害	教育委員会	
(17) 警察関係施設被害	警察署	町
(18) 生活関連施設等被害	指定公共機関等	町

2 報告の基準

町は、下記に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

(1) 即報基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 奈良県又は町が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1つの都道府県における被害は軽微であっても全国的に見た場合、同一災害で大きな被害が生じているもの
- (エ) 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたものの
- (オ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (カ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (キ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ク) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ケ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- (コ) 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

(2) 直接即報基準

町等は、上記(オ)、(カ)及び(キ)のうち、死者又は行方不明者が生じたもの（該当するおそれがある場合を含む。）について、県に加え、直接消防庁に報告をするものとする。

(3) 火災等

ア 一般基準

町は、火災等速報のうち、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む）について報告する。

- (ア) 死者が3人以上生じたもの
- (イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

イ 個別基準

町は、次の火災及び事故についてアの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

- (ア) 火災

- a 建物火災
 - (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
 - (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
 - (c) 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
 - (d) 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災
 - (e) 損害額1億円以上と推定される火災
- b 林野火災
 - (a) 焼損面積10ha以上と推定されるもの
 - (b) 空中消火を要請したもの
 - (c) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- c 交通機関の火災
 - 航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの
 - (a) 航空機火災
 - (b) 列車火災
- d 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
消防上特に参考となるもの
 - (a) トンネル内車両火災
(例示)
消防活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- (イ) 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等（以下「危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの
 - a 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - b 負傷者が5人以上発生したもの
 - c 周辺地域の住民が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - d 500kℓ以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - e 河川への危険物等流出事故
 - f 道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災、危険物等の漏えい事故
- (ウ) 原子力災害等
 - a 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力業者等から消防機関に通報があったもの。
 - b 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの。

(エ) その他の特定の事故（第2号様式）

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの。

ウ 社会的影響基準

町は、ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告する。

(4) 救急・救助事故既報

救急・救助事故既報のうち、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

ア 死者5人以上の救急事故

イ 死者及び負傷者の15人以上の救急事故

ウ 要救助者が5人以上の救助事故

エ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

（例示）

(ア) 列車、航空機に係る救急・救助事故

(イ) バスの転落による救急・救助事故

(ウ) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(5) 武力攻撃災害即報

町は、次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても報告する。

ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害（武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害）

イ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態すなわち、武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

3 直接報告基準

町は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）について、県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

町等は、死者又は行方不明者が生じたもの（該当するおそれがある場合を含む。）について、県に加え、直接消防庁に報告をするものとする。

(1) 火災等即報

ア 交通機関の火災

2の1 (2)イ(ア)のcに同じ

イ 危険物等に係る事故

(ア) 2の(2)イ(イ)の(a)(b)に同じ

- (イ) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m²以上の区域に影響を与えたもの
 - (ウ) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - a 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - b 500kℓ以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - (エ) 市街地又は道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - (オ) 市街地又は道路上等において発生したタンクローリーの火災
- ウ 原子力災害等

2の(1)イ(イ) cに同じ

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの。

- ア 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
- イ バスの転落等による救急・救助事故
- ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- エ 興行場、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(3) 武力攻撃災害即報

2の1(4)に同じ

4 災害対策所管課から県防災統括室への報告

(1) 報告系統

災害対策所管課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

(2) 災害概況即報

災害対策所管課は、「2の(1)即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システムにより県防災統括室に報告する。また、「3 直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システムにより報告する。

(3) 被害状況即報

災害対策所管課は、「2の(1)即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合、その指示にしたがって報告する。

(4) 災害確定報告

災害対策所管課は、応急対策終了後、14日以内に被害状況即報（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

(5) 災害年報

災害対策所管課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告する。

5 報告系統

町、指定地方公共機関は、県に報告する。

県は、町から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：消防庁）に報告する。

町は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：消防庁）に変更する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後には、県に対して報告する。

6 事業担当課から県事業担当課への報告

事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

7 災害概況即報記入要領

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

町は、当該災害が発生した具体的地名及び日時を記入する。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり等の概況

(イ) 雪害については、降雨の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(2) 被害の状況

町は、当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおき、要配慮者の被害状況を併記（再掲）する。

(3) 応急対策の状況

町は、該当災害に対して消防機関等が講じた措置について具体的に記載する。

特に、住民等に対して避難指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載する。また、要配慮者の人員を併記（再掲）する。

(4) 災害対策本部等の設置状況

町は、町長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は記載する。

第9 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

町は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、

それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。なお、町は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第10 災害時における人的被害の公表による救助活動の効率化・円滑化

災害時における人的被害（死者・安否不明者・行方不明者）については、公表して広く情報を募ることにより、真に救助が必要な者や捜索活動を絞り込むことができ、効率的な人命救助活動につながる場合がある。一方で、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱わなければならないことから、災害時の人的被害の情報提供について整理し、明確にしておくものとする。

(1) 定義

死者とは、当該災害が原因で心肺停止状態で発見され、医師が死亡者と判断した者
安否不明者とは、災害が発生した地域で所在が不明となっている者

行方不明者とは、災害後安否不明者となり一定期間経過した死亡の疑いのある者

(2) 情報提供

町長は、死者・安否不明者・行方不明者の情報（氏名・性別・年齢）を、提供することが望ましいと判断したときは、県及び奈良県警察に提供するものとする。

第7節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

町は、救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣を要請する場合、県及び関係機関と迅速・的確に連絡を取り、派遣を要請し、受入の調整や準備を行う。

第1 県消防防災ヘリコプター派遣要請

1 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、町長の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により実施する。

2 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

3 緊急運航の要請先

緊急運航が必要な場合、町長は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、下記を通じ県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

- (1) 勤務時間内の要請窓口
 県防災航空隊（奈良市矢田原町 2450）
 直通電話 0742-81-0399 F A X 0742-81-5119
 奈良県防災行政無線（衛星系） 内線 62 発信 504-21
 奈良県防災行政無線 F A X（衛星系） 内線 62 発信 504 - 40
- (2) 勤務時間外の要請窓口
 県宿日直室 電話 0742-27-8944
- (3) 派遣要請手続
 ア 事案の詳細を把握
 イ 県防災航空隊へ、電話にて事案発生の第1報を入れ、事前協議を実施
 ウ 県防災航空隊へ、電話にて第2報を入れ、緊急運航を要請し、確認
 エ 県防災航空隊へ、「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式1号）」をF A X送信し、正式に緊急運航を要請

4 市町村等の受入体制

緊急運航を要請した町長等は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、本章第11節「受援体制の整備」により、自衛隊派遣の要請手順に従う。

陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班
 電話 0774-44-0001 内線 233・239・235・236
 (夜間・休日は当直室 内線 212・302)
 防災行政通信ネットワーク TN-571-91 (夜間は当直室 TN-571-92)

第3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部地域課 電話 0742-23-0110 内線 3572

第4 町の受入準備

町は、ヘリコプター等の派遣等の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

1 離着陸場所の確保及び安全対策を充実

- (1) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- (2) 離着陸周辺の木片・小石は吹き飛ばされるので、できる限り取り除く。

2 除去又は物件所在地の表示

ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。

3 ㊦記号の表示

離着陸地点には㊦記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。

4 事故防止

ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故を防止に努める。

5 消防車等による散水

離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水する。

6 搬送の手配

傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送を手配する。

7 消火用資機材、基地の確保

空中消火用資機材、空中消火基地を確保する。

8 県災害対策本部への報告

災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者と協力し、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部（総務情報班）に報告する。

9 その他必要な事項**第5 離着陸不能の条件**

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件は、おおむね次のとおりである。

- 1 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合
- 2 前線通過等のため突風や乱気流のある場合
- 3 日没後
- 4 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第6 輸送ルートの確保

町は、道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県と連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第8節 通信運用計画

町は、町と県及び消防並びに防災関係機関相互間の情報収集、伝達を確保するために防災行政通信ネットワークを利用する等、災害時の通信網を確保する。

第1 通信手段

1 県防災行政通信ネットワークシステム

県防災行政通信ネットワークは、町と県、奈良県広域消防組合消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。

県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また市町村等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により、情報伝達の迅速化を図る。

なお、災害等が発生あるいは発生するおそれがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。

2 防災行政無線

防災行政無線（MCA移動系無線）を、災害時に町と広陵消防署との連絡手段に活用する。

3 電話設備

災害時に通信の電話が著しく輻そうしてかかりにくい場合、県及び町はNTT西日本と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

4 非常の場合の通信

町は、災害が発生した場合、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序のために必要な通信を非常通信経路により行う。

（資料編「非常通信経路」参照）

5 公共放送

町長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合において、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送（株）に災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を依頼する。なお、町長の放送要請は、知事を通じて行う。

6 衛星携帯電話等

災害時に町内で孤立地域対策用の衛星携帯電話等が不足する場合、町は県の協力を得て、国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受ける等、適切に配備する。

第9節 広報計画

町は、災害時に住民等の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、県等との連携を図り、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

第1 防災関係機関の広報活動

町は、災害時に住民等に対して、適切かつ迅速な情報の提供を行い、住民生活の混乱防止を図る。

各防災関係機関の災害応急対策実施責任者は、それぞれの分担事務又は業務に応じテレビ、ラジオ、新聞、広報車等の広報媒体を利用して災害広報活動を行う。

各広報実施機関はあらかじめ担当員を定め、相互に情報を交換して緊密な連絡を図る。

第2 町の広報活動

1 役割

町は、主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

2 広報手段

- (1) 防災通信システムと広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (2) 大字・自治会等に対する緊急避難情報の伝達
- (3) 住民相談窓口の開設
- (4) 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (5) 有線放送、CAテレビ等コミュニティメディア
- (6) インターネット等での情報の伝達
- (7) 防災情報のメールサービス
- (8) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体

第3 ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、電気通信業者）

1 役割

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

2 広報手段

- (1) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (2) 利用者相談窓口の開設
- (3) 報道機関への報道依頼
- (4) 有線放送、CAテレビ等コミュニティメディア
- (5) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

3 広報する事項

- (1) 被災により使用できない区域
- (2) 使用可能な場合の使用上の注意
- (3) 復旧状況及び見込み

第4 公共交通機関

1 役割

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

2 広報手段

- (1) 乗降場での印刷物の配布・掲示
- (2) 場内、車内等での放送
- (3) 報道機関への報道依頼
- (4) 有線放送、CAテレビ等コミュニティメディア
- (5) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

3 広報する事項

- (1) 被災による不通区間の状況
- (2) 臨時ダイヤ
- (3) 復旧状況及び見込み

第5 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

1 広報・記録は、現地に趣き災害現地写真を撮影する。

関係機関が、災害写真等を撮影したときは、速やかに撮影写真を町に提供する。

2 町は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第6 災害情報窓口

災害発生時には、住民等からの多数の問い合わせを、正確かつ迅速に対応できるよう、総合相談窓口を開設する。

第7 停電時の広報

町及び県、指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第10節 支援体制の整備

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、町外被災地への人的支援、町外被災地からの避難者の受入を実施しようとする場合に、町としての対応、県や関係団体との連携による支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 支援の種類

1 他の市町村長等からの応援の要求

町長は、他の市町村の市町村長から、応急措置を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 市町村相互支援協定

県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「市町村相互支援協定」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。

3 全国市町村会等からの要請対応

町は県とともに、災害時における応援協定、全国町村会からの要請に基づいて、被災地に職員を派遣する。

4 自主応援の実施

- (1) 町は、被災市町村又は県からの応援要請がない場合でも、自主的に被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行い、被害の状況に応じ自主的に支援を行う。
- (2) (1)により自主的に行う応援については被災市町村からの応援要請があったものとみなしてこの協定を適用する。

5 感染症対策

感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第2 町内への避難者受入

町は、避難者受入について、県、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談窓口（ワンストップサービス）の設置を行う等、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続等生活全般の対応に当たる。

第11節 受援体制の整備

町内において災害が発生し、町では応急対応又は、応援措置等の実施が困難な場合に、県、他の市町村、他都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

第1 市町村の相互協力

町内で災害が発生した直後、町では十分な応急対策を実施することができない場合、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「市町村相互支援協定」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。なお、町長又は町長の職務を代理する者は、町内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条に基づき、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

1 応援の種類

応援の種類は以下のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の一次収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) その他特に要請のあった事項

2 応援要請の手続

- (1) 町は、他の市町村の応援を必要とするときは、必要とする応援内容をできるだけ明らかにし、県に対して電話等により応援要請の依頼を行う。
- (2) 応援要請の依頼を受けた県は、他の市町村に対し、速やかに応援要請を行う。
- (3) 町は、県及び応援を実施した市町村に対し、後日速やかに要請に関する文書を提出する。
- (4) (1)及び(2)の手続によらないで町から要請した市町村は、要請を受けた市町村が県に対し電話等により応援の具体的な内容等を連絡する。

3 情報の交換等

町及び県は、日頃からこの協定が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に共有する等し、応援の受入体制の設備に努める。

第2 各機関への派遣要請計画

1 知事等に対する応援の要求等

町長は、町内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

2 災害派遣の要請の要求等

- (1) 町長は、町内で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。この場合において、町長は、町内で災害が発生している災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
- (2) 町長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び町内で災害が発生している災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を待ついとまがないと認められるとき、人命又は財産の保護のため要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。
- (3) 町長は、(2)の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

3 自衛隊への災害派遣要請計画

自衛隊の部隊等の派遣は、天災地変その他の災害に際し、住民等の人命又は財産の保護のため自衛隊法第83条の規定により、次の事項に基づき実施する。

(1) 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

- ア 人命又は財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
- イ 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- ウ その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待ついとまがないと認められる場合
- エ 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

(2) 災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して次の活動を行う。

ア 災害発生前の活動

偵察（班）及び連絡（班）等の派遣を行う。

(ア) 偵察（班）

第4施設団長は、日頃から災害派遣のための基礎的情報を収集するとともに、特に災害発生が予想される場合には、直前の情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させ、又は防災関係機関等との協力を密にし有効な情報の収集活動を実施する。

(イ) 連絡（班）

知事の要請又は第4施設団長の判断に基づき県に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等の連絡調整を行う。状況によりさらに幕僚を増派する場合もある。

イ 出動準備態勢への移行

第4施設団長は、災害発生が予想される場合は部隊本部に指揮所を開設し、情報収集等を強化するとともに、部隊の構成、機材等の準備及び管理支援態勢等、初動態勢を整える。

ウ 災害発生後の活動

(ア) 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
(イ) 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
(ロ) 遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
(エ) 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(オ) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
(カ) 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破損し、又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
(キ) 応急医療、救護及び防疫	被害者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
(ク) 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(ケ) 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
(コ) 救援物資の無償貸付け又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
(サ) 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(シ) その他臨機の措置等	主として自衛隊車両の交通が輻そうする地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

(3) 情報の交換

町は、自衛隊と連携し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、おのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

(4) 災害派遣要請手続

ア 自衛隊の災害派遣の要請

自衛隊の災害派遣の要請については、知事が実施する。なお、町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるとき、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。また、町長は知事に対して部隊等の派遣の要請

を要求できない場合は、その旨及び当該町長の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。なお、町長はこの通知をしたときは、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

イ 要請文書等

町は、派遣の要請は原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後速やかに文書を作成し、正式に要請する。

ウ 知事の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の自主派遣

(ア) 部隊等の派遣基準

各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の基準により部隊等を派遣する。

- a 防災関係に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
- b 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
- c 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められるとき
- d その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

(イ) 知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合

指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合でも、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

(ロ) 関係機関への連絡

前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。

(エ) 部隊等の派遣後に、知事が派遣要請をした場合

知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

エ 災害派遣要請先

町は、次の手順により災害派遣要請手続を実施する。

- (ア) 陸上自衛隊第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）
 京都府宇治市広野町風呂垣外1-1
 NTT電話 (0774) 44-0001（代表）
 通信相手 第4施設団本部 第3科 総括班（内線235、236、239）
 夜間通信相手 第4施設団本部付隊当直（当直室）（内線223）
 NTTFAX (0774) 44-0001（交換切替 内線233）
 （大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線223に切替を依頼した後、FAXボタンを押す）
 奈良県防災行政無線 TN-571-11 12（当直室）

(昼間は第3科総括班に通話、夜間は当直室に切替)

奈良県防災行政無線FAX TN - 571 - 21

注：TNは自局の地上又は衛生回線選択番号

(イ) 航空自衛隊 奈良基地司令(主として航空自衛隊に関する場合)

奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校

NTT電話 (0742) 33 - 3951(内線211)夜間共

NTTFAX (0742) 33 - 3951(交換切替、内線403)

(奈良県基地司令の交換台を呼び出し、内線403に切替を依頼した後、FAXボタンを押す)

オ 報告

町は、災害派遣要請を行ったとき、次の機関に報告する。

自衛隊奈良地方連絡部

奈良市高畑町552 NTT電話 (0742) 23 - 7001

カ 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

町は、陸上自衛隊第4施設団と連絡がとれず、派遣要請ができない場合、次の機関に派遣要請を行う。

陸上自衛隊第3師団長 (主として陸上自衛隊等に関する場合)

兵庫県伊丹市広畑1-1

通信先 第3師団 第3部 防衛班

NTT電話 (0727) 81 - 0021(内線3734)

NTTFAX (0727) 81 - 0021(交換切替、内線3724)

(5) 派遣部隊等の受入体制

派遣を依頼した時は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように以下のことを行う。

ア 派遣部隊の誘導

自衛隊が派遣されることになった時は、香芝警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

イ 受入体制

(ア) 町は、危機管理監を受入責任者として指定し、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。

a 派遣部隊と作業計画等の協議

b 県知事への報告

(イ) 受入体制の確立

派遣部隊の集結場所及び宿泊場所等を確保する。

(ウ) 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

ウ 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として町が負担する。
(町において負担するのが適当でないものについては県が負担)

(7) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

(イ) アに規定するもののほか、必要経費で協議の整ったもの

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、撤収要請を行う場合は、各防災関係機関の長及び災害派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と緊急に調整し、文書をもって撤収の要請を行う。

4 日本赤十字社飛行隊への派遣要請計画

日本赤十字飛行隊の派遣要請については、次に定めるところによる。

(1) 飛行機の派遣

町長は、災害の発生時に救護班・医療品の緊急輸送、災害の状況視察及び人命救助等のために飛行機の派遣を必要とするとき、知事に要請する。

(2) 緊急時の派遣要請

緊急時の派遣要請は、本部運営班から日本赤十字社奈良県支部あてに実施する。

(3) 派遣要請手続及び要請内容

派遣要請手続及び要請内容は、自衛隊の派遣要請の場合に準じて実施する。

5 緊急消防援助隊の応援要請計画

知事は、町長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたととき、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

(1) 応援要請

ア 知事への応援要請

町長は、災害の状況が消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

イ 消防庁長官への応援要請

知事は、被災地の町長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したときは速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。また、知事は、災害の規模等を照らし緊急を要する場合は、町長からの要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。

ウ 代表消防機関及び被災地の町長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたときは、その旨を代表消防機関及び町長に連絡する。

(2) 緊急消防援助隊調整本部の設置

県は、緊急消防援助隊の応援決定がされたとき、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう奈良県緊急消防援助調整本部を設置する。ただし、被災地が

1つの市町村であって市町村に設置することが望ましい場合、市町村に設置する場合もある。

(3) 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

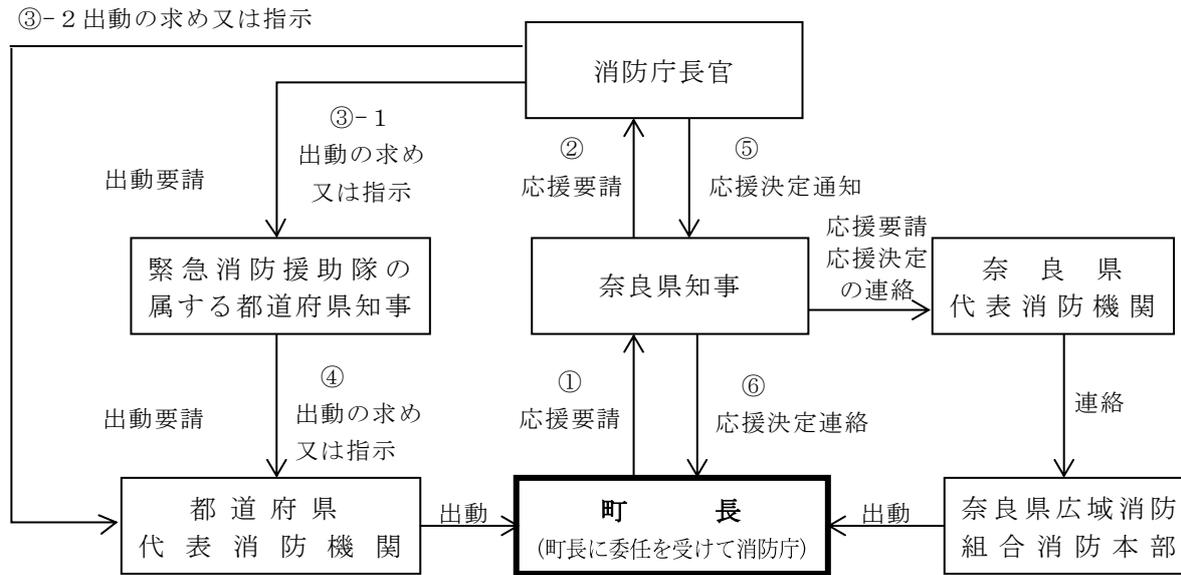
- ア 消火活動
- イ 要救助者の検索、救助活動
- ウ 救急活動
- エ 航空機を用いた消防活動
- オ 消防班を用いた消防活動
- カ 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- キ 特殊な装備を用いた消防活動

(4) 応援出動都道府県隊

本県への応援出動都道府県隊は次のとおりである。

- ア 第一次出動体制（第一次出動都道府県隊）
 - 三重・京都・和歌山・大阪
- イ 第二次出動体制（出動準備都道府県隊）
 - 富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川
- ウ 航空部隊の第一次出動体制（第一次出動航空部隊）
 - 京都市・滋賀県・和歌山県・愛知県・名古屋市・三重県・大阪市・兵庫県・神戸市・徳島県
- エ 航空部隊の第二次出動体制（出動準備航空部隊）
 - 東京・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・静岡市・浜松市・鳥取県・岡山県・岡山市・香川県・高知県

■緊急消防援助隊応援要請の流れ



奈良県消防広域相互
応援協定に基づく出動

【消防組織法根拠法令】

- | | |
|--------------------|------------------|
| ①②・・・第44条第1項 | ③-2 求め・・・第44条第4項 |
| ③-1 求め・・・第44条第1、2項 | 指示・・・第44条第5項 |
| 指示・・・第44条第5項 | 求め・・・第44条第3項 |

6 広域航空消防応援要請計画

大規模な地震、風水害、林野火災等の災害時に広域航空消防による応援を求める計画は次による。

(1) 対象とする災害

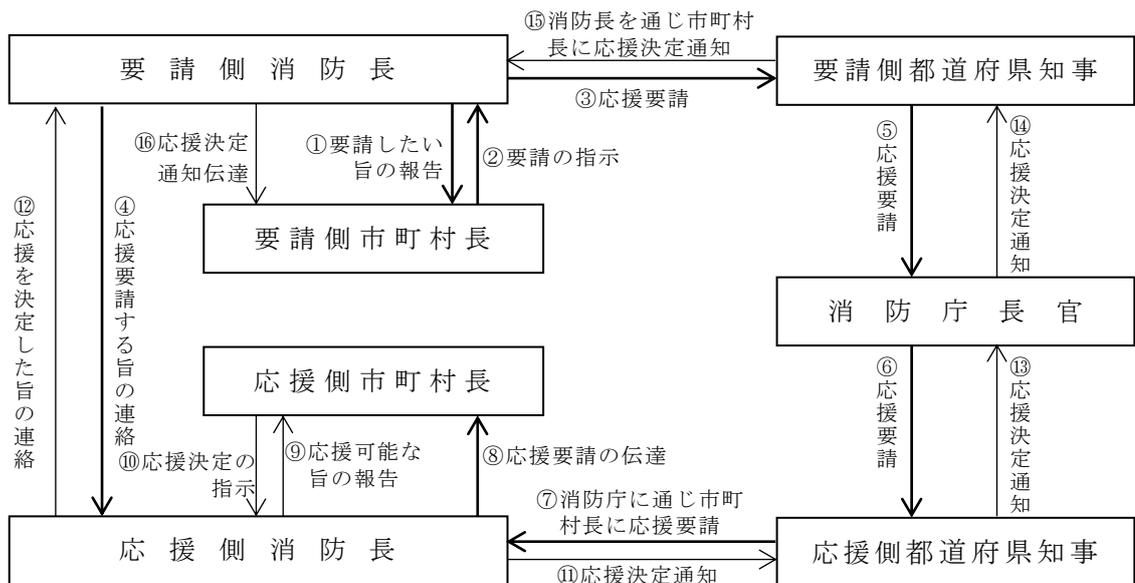
広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられる。

- ア 大規模な地震、風水害等の自然災害
- イ 陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- ウ 高層建物の火災
- エ 航空機事故、列車事故等集団救助・救急事故
- オ その他上記各号に掲げる災害に準じる災害

(2) 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として、電話、FAX等により行い、後日、正式文書を送付する。

■ 広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



(3) 応援の受入体制

町は、あらかじめ、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を策定する。

(4) 費用の負担

応援に直接要するヘリコプターの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請する町が負担する。

第3 災害時における事務の委託の手続の特例

町は、町内で災害が発生した場合に、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第252条の14及び第252条の15の規定にかかわらず、政令で定める事務又は町長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託することができる。この場合、町は、当該地方公共団体の長及びその他の執行機関にこれを管理、執行させることができる。

第4 ISUTの受け入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるISUT（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ISUTは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防災対応を支援する役割を持つ。

町は、必要に応じて派遣されるISUTとも連携し、対応に当たるものとする。

第12節 公共土木施設被害の初動応急対策

町は、大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。このため、各施設の管理者は、防災協定を締結している関係団体の協力を得て、障害物の除去及び二次災害の防止等の初動応急対策を実施する。

第1 被災直後の初期段階での県・国等との連携

町は、地元からの被害情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、県等に伝え、情報の共有化を図る。さらに、災害協定を締結する各種関係機関、団体等の協力も得て以下の状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

- 1 現地の被害情報の収集
- 2 緊急対応に必要な資機材の提供
- 3 河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- 4 被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局や県が実施する TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）との連携を図る。

第2 県による住民等や町への情報提供

町は、県より以下の情報提供を受けるとともに、必要な情報を住民に提供する。

1 迂回路への誘導

標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切な迂回路への誘導を行う。

2 住民等への周知

町は県との連携を図り、住民等への周知を行う。

3 情報提供

県は、報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を県のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、情報提供を行う。

4 地域住民への措置

町は、地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を、県より土砂災害緊急情報の提供得て、関係する地域住民等に対して、適切な措置を講ずる。

第13節 道路等の災害応急対策計画

道路災害・事故の発生に伴い、道路機能の損傷及び負傷者等が発生した場合、道路管理者及び防災関係機関は相互に連携を図りつつ、速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、交通路の安全確保のために速やかな応急対策を講じ、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

第1 道路、橋梁

1 事故発生時における応急対策

(1) 被災状況の把握及び施設点検

道路管理者は、災害が発生した場合は、パトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報する等所要の措置を講ずる。

(2) 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(3) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において、関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて交通規制等の措置を講ずる。

なお、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、防災協定を締結している関係団体の協力を得、路上の障害物の除去や、簡易な応急作業により道路啓開を行う。

(4) 連絡・広報

道路管理者は、防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路警戒を実施する。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関を通じて住民等へ広報する。

(5) 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

2 応急復旧

(1) 道路

応急復旧工事は、施設の重要性・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に緊急輸送道路を中心に順次実施する。また、道路管理者は、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

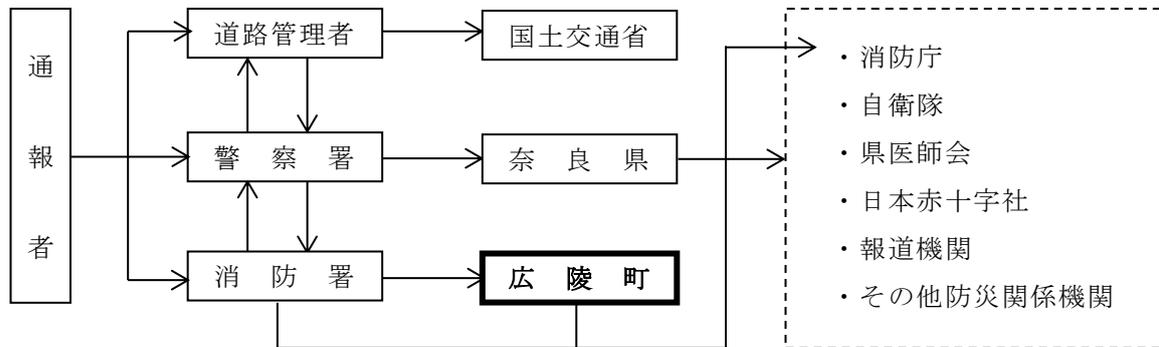
(2) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。なお、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、

事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

3 情報の収集・被害情報の伝達

関係機関は、大規模な道路事故災害が発生したとき、次により情報の収集及び情報を伝達する。



4 関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期すること。

調査復旧班は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の土木事務所に報告するとともに、本部運営班を通じて、県防災統括室に報告する。

5 情報発信

町は、災害時に住民等に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、住民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関等を通じて住民等へ広報する。

第2 交通安全施設

警察本部は、災害・事故により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、迅速にこれに対処し、被災地域内での交通の安全と緊急車両等の通行の円滑化を確保する。

1 信号機の緊急措置

警察本部は、災害・事故により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、迅速にこれに対処し、被災地域内並びに関連道路の交通の安全と緊急車両等の通行の円滑化を図る。

2 交差点における交通整理

警察本部は、被災地内及び関連道路の主要交差点には、交通整理員を配置し、交通の安全と円滑化を図る。

第3 農道

1 応急措置

町は、農道管理者と協力し、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ、県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。また、著しい被害を生じるおそれがある場合には速やかに関係機関や住民等に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

2 応急復旧

町は、農道管理者とともに、被災した農道のうち応急復旧活動、住民生活に必要な道路で二次災害のおそれのあるものについて、速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力を県に要請する。

第14節 ライフライン施設の災害応急対策計画

ライフライン施設管理者は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧実施に努める。

第1 上水道

水道事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急給水を行う。

1 応急措置

水道事業者等は、災害発生時に、導水・送水・配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

2 応急復旧

- (1) 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
- (2) 応急復旧作業の実施に際しては、水道施設関連業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
- (4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、町の本部運営班と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行う。また、必要に応じて県を通じ県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対し、広域的な支援の要請を行う。
- (5) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては応急給水栓による拠点給水・運搬給水を実施する。
管路の被害が大きく、送水が困難な場合、また復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水等により、できるだけ断水地域を解消する。
- (6) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。
- (7) 停電等の影響があり自家発電設備の稼働が必要になった場合は、燃料が不足する事態を想定して早急に燃料を調達する。

第2 下水道

下水道施設の設置（管理）者は、災害発生時に、道路・マンホール・下水道管の各施設及び浄化センターの被害状況を早急に調査し、被災状況を迅速に関係機関に伝達する。

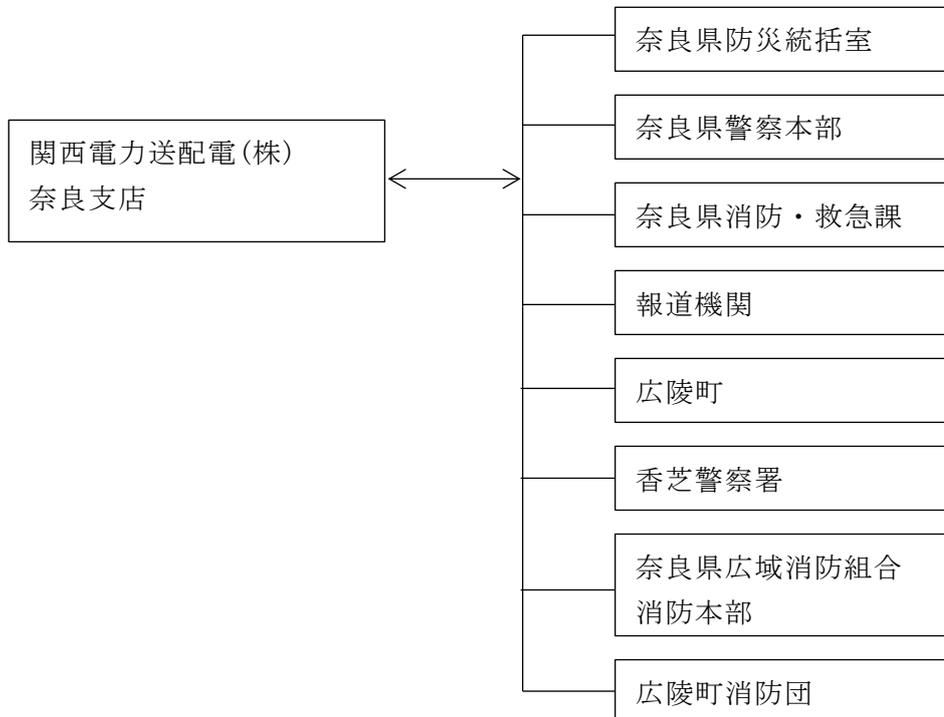
第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。



(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、第2章 第15節「ライフライン施設の災害予防計画」第3「電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）」を準用する。

2 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

- (エ) 従業員等の被災状況
 - (オ) その他災害に関する情報
- (2) 情報の集約
- 独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じて行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、住民等に対し次の事項を中心に広報活動を必要に応じて行う。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと
- イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターへ通報すること
- ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと
- エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること
- オ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること
- キ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラートを通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策組織要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

- ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた各対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- イ 対策組織が設置された場合、対策組織要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出社する。
- ウ 交通途絶等により、所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼する等、迅速な確保に努める。

6 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認められた場合、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

9 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

10 復旧計画

設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ① 復旧応援要員の必要の有無
- ② 復旧応援要員の配置状況
- ③ 復旧用資機材の調達
- ④ 復旧作業の日程
- ⑤ 仮復旧の完了見込み
- ⑥ 宿泊施設、食糧等の手配
- ⑦ その他必要な対策

11 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
水力発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 系統に影響の大きい発電所 2. 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3. 早期に措置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 4. その他の発電所
送電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他線路
変電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 2. 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3. 重要施設に配電する配電用変電所(この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)

設備名	復旧順位
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通信設備	1. 給電指令回線、制御・監視及び保護回線 2. 保安用回線

第4 電信電話施設

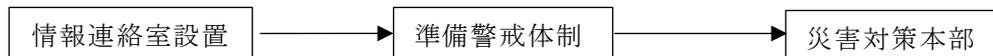
1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻そうが発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

(1) 発生直後の対応

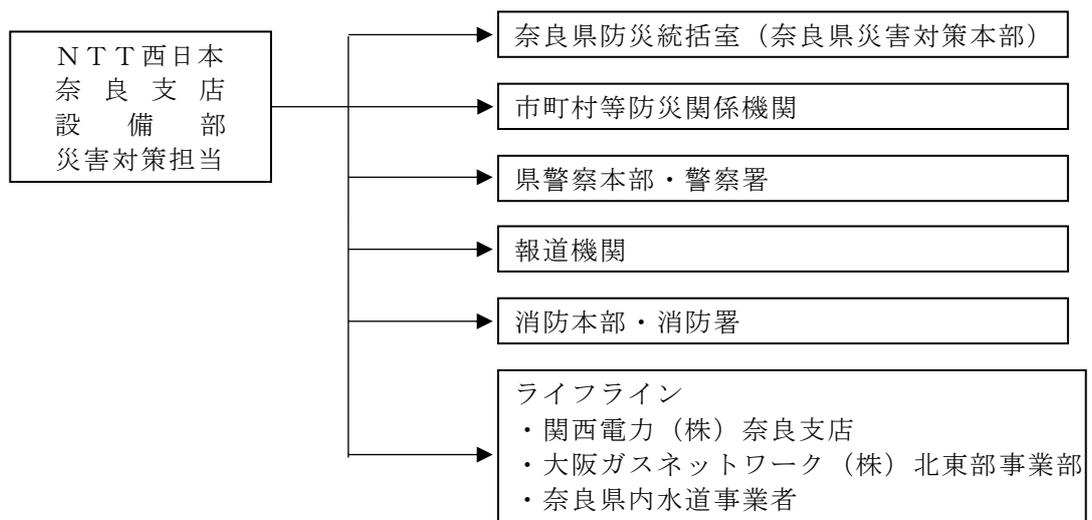
ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるように、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。



イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項を情報統括班が速やかに報告する。



ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (エ) 被災設備、回線等の復旧状況
- (オ) 復旧要員の稼働状況
- (カ) その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

- (ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- (イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- (ウ) 被災が大規模に及ぶ場合は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ全体として広域復旧体制を整える。

オ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報する等、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

- ア 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
- イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- オ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講ずる。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関 ○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業又は通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻そうした場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

(5) 通信の優先利用

災害が発生した場合において取り扱う非常扱い電話、緊急扱い電話又は非常扱い電報、緊急扱い電報を契約約款に定めるところにより、一般の手動電話又は電報に優先して取り扱う。

(6) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

(7) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻そうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(8) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれがある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

2 株式会社ドコモ CS 関西（携帯電話）

株式会社ドコモ CS 関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

(1) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じて別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられ報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるとき、その状況に応じて警戒の措置をとる。

(3) 通信の非常そ通措置

① 重要通信の疎通措置

(ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

(イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。

(エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

② 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

③ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(5) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、災害が発生した場合又は通信の著しく輻そうが発生した場合等において、通信不能地域をなくすため、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下のとおり実施する。

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、通信のそ通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

本社に災害対策本部を設置し設備運用部門に運用対策室を設置、被災地の最寄の総支社に現地対策室を設置する。

(3) 防災に関する組織

ア 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

イ 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報 連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

ア 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

イ 通信の非常そ通措置

電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して速やかに実施するものとする。

(6) 設備の復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し実施するものとする。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社は、災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合等、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を、様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

ア 発災情報の通知

イ 被災情報の相互連絡

ウ 貸出用携帯電話等の配備

エ 位置情報通知システム

オ Web サイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

カ Web サイト上での災害関連地域情報の公開

(2) 通信サービス確保の対策

ア 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ソフトバンクグループ各社担当部門が各事業分野における被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき、通信関連事業を担うソフトバンクグループ通信3社横断の緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧等の対策を講ずる。

イ 通信の確保・維持

(3) 通信エリアの復旧と確保

SBMでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

ア 停電基地局の発電機設備による電源確保

イ 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置

(ア) 移動無線基地局車

(イ) 可搬型衛星基地局

ウ 新規伝送路確保による既存基地局復旧

エ 基地局の建て直し

オ 燃料調達

カ 移動電源車

キ 周辺基地局によるエリア救済

ク 代替基地局設備の導入

(4) 災害時通信サービス

ア 緊急速報メール

イ 災害用伝言板サービス

ウ 災害用音声お届けサービス

エ Webサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

第5 ガス災害応急対策**1 高圧ガス・LPガス**

(1) 高圧ガス施設等

高圧ガス事業者は、高圧ガスによる災害を最小限にとどめ、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、所轄消防署、警察署、県及び奈良県高圧ガス地域防災協議会等の保安関係団体と密接な連携を図り、次の措置を講ずる。

ア 退避措置

施設が危険な状態となったとき、直ちに作業を中止し、関係者以外の退避を命ずる。

イ 事故の拡大防止

発生した高圧ガスに係る事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応接活動の要請及び関係先への通報を迅速にし、事故の拡大を防止する。

ウ 災害の拡大防止措置

高圧ガスの漏洩あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに、災害の拡大防止措置を講ずる。なお、毒性ガスについて、空気呼吸器等保護具を装備の上実施する。

エ 被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を実施

オ 応援活動に必要な資材、器具等を管理

カ 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連絡を調整

(2) LPガス施設等

LPガス事業所は、LPガスによる災害を最小限にとどめ、LPガスの消費者及び地域の住民等の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び(社)奈良県高圧ガス保安協会等の県内LPガス保安関係団体と密接な連携を図り、次の措置を講ずる。

ア 事業所等は、地域のLPガスの被害状況を把握

イ 被害状況の連絡及び報告等

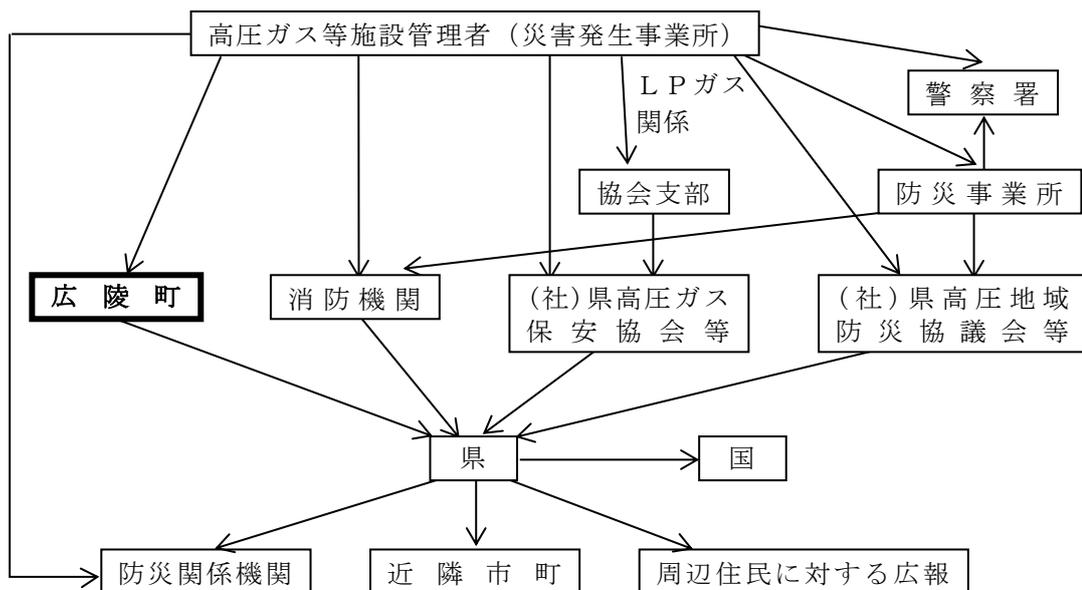
事業所等は、(社)奈良県高圧ガス保安協会等の保安関係団体に被害状況の連絡及び報告等を迅速に行う。また、(社)奈良県高圧ガス保安協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

ウ 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に実施する。

エ 地域防災組織へ応援出動、防災資機材の提供要請

事業所等は、必要に応じて、支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請し、あわせて、受入に必要な作業を行う。

■ガス災害応急対策に係る情報系統図



※防災事業所は、(社)高圧ガス保安協会及び保安センターを指す。

2 都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

(1) 大阪ガスネットワーク株式会社

災害発生時には「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

ア 情報の収集、伝達及び報告

(ア) 気象予報等の収集、伝達

ガス事業者は、気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。

(イ) 通信連絡

a ガス事業者は、災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網を確保

b ガス事業者は、事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡を確保

c ガス事業者は、対策本部を設ける事業所に対し、停電時対策として非常電源装置を設置

(ウ) 被害状況の収集、報告

ガス事業者は、管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

イ 応急対策要員の確保

(ア) 待機及び非常召集に基づく動員実施

ガス事業者は、災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。なお、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

(イ) 被災をまぬかれた事業者からの協力体制の活用

ガス事業者は、大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災を免れた事業者からの協力体制を活用する。

ウ 災害広報の実施

ガス事業者は、災害時において、混乱を防止し、被害を最小限に食い止めするため必要があるときは、顧客及び一般住民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

エ 危険防止対策

ガス事業者は、水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

オ 応急復旧対策

ガス事業者は、供給施設の災害復旧について被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。また、災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助・救急活動の拠点となる場所等を原則として優先する等、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから実施する。なお、供給施設及び供給区域内での施設の受けた被害状況、応急対策実施状況、その他各種の情報については、本部で収集する。

(2) 大和ガス株式会社

ア 方針

災害発生時には、「対策実施要領」に基づき、地域防災機関と密接に連携して応急対策を実施する。

イ 情報の収集、伝達及び報告

- (ア) ガス設備（整圧器、中圧導管、主要低圧導管等）の被害状況等
- (イ) 道路、橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等
- (ウ) 出勤途上で二次災害のおそれがあるガス設備の支障を発見した場合は、速やかに対策本部へ連絡するとともに、住民避難、警察、消防への連絡等の対応を適切に行う。
- (エ) 対策本部を設ける。本社には、停電対策として非常電源装置の運転及び無線連絡の確保を図る。

ウ 応急対策要員の確保

- (ア) 気象予報（暴風、水害）に注意して「対策実施要領」に準じて(A, B, C, 号の発令) 平常時でも要員の確保を図る。
- (イ) 大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき救援要請を行う。また、被災を免れた場合は一般社団法人日本ガス協会の要請に従って救援出動体制をとる。

エ 災害広報の実施

ガスの漏洩、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

オ 危険防止対策の実施

- (ア) 災害に備えて（地震、暴風、水害等）整圧器基地、供給所、橋梁管、中・低圧路線のブロックバルブ、集合住宅の遮断弁等の巡回、点検、整備を行う。
- (イ) 被災地域の他工事現場の立会い、見廻り強化及び防護措置等の点検設備に重点をおく。
- (ウ) ガス路線（中・低圧）の漏洩調査を継続的に実施する。

カ 応急復旧対策の実施

- (ア) 情報収集から復旧計画書（予め作成）により重要路線及び災害甚大地域から行う。
- (イ) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえでガスの供給を再開する。
（被害が比較的軽微な地区）

第15節 危険物施設災害応急対策計画

町、県、消防機関及び施設の管理者は、災害に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下し、石油類等が流出又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

第1 施設の管理者が実施する対策

1 関係防災機関への通報

火災の場合は、消防機関に通報するが、石油類等が流出した場合、「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか町、中和保健所、県景観・環境総合センター、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

- (1) 発生日時及び場所
- (2) 通報者及び原因者
- (3) 下流での水道水源の有無
- (4) 現状及びその時点での対応状況

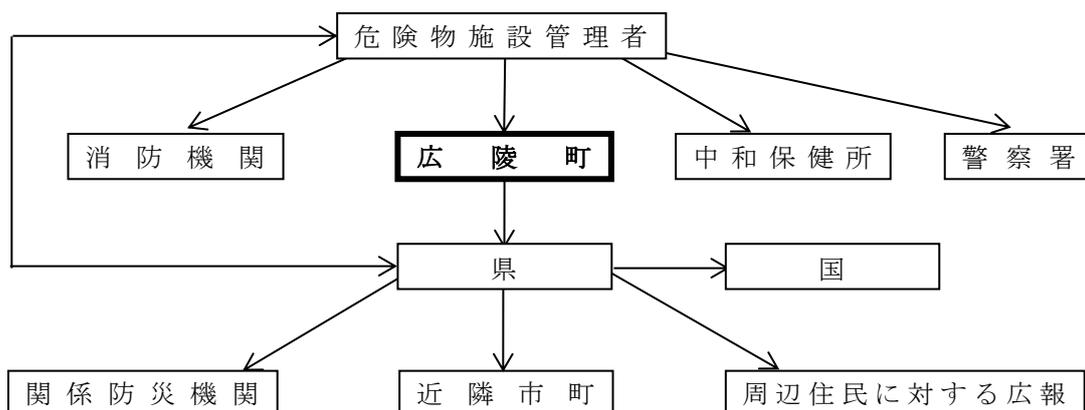
2 消防活動及び被災者の救出救助を実施

3 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止を実施

第2 県及び消防機関が実施する対策

- 1 関係防災機関及び流出下流地域に対し通報
- 2 立入禁止区域の設定及び交通規制を実施
- 3 避難誘導及び群衆整理を実施
- 4 消防活動及び被災者の救出救助を実施
- 5 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止を実施
- 6 周辺住民に対する広報を実施

■危険物施設火災応急対策に係る情報系統図



第3 火薬類施設災害応急対策

町、消防機関及び施設の管理者（事業者等）は、火薬類貯蔵施設の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、次の応急措置等をとる。

1 事業者等の対策

(1) 火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出

火薬庫の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。なお、搬出に際し、警察、消防機関及び県に対し連絡をとり、適切に対処する。

(2) 延焼防止活動、情報の提供

火災・爆発等が発生した場合、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。

(3) 作業者の安全確保

製造所において、作業者の安全確保のため、防災関係者以外の作業員を迅速に安全な場所へ避難させる。

(4) 避難誘導の実施

状況により、防災要員以外の作業員及び地域住民等に対して避難誘導を行う。

(5) 警察及び町消防機関へ連絡

災害が発生した場合、直ちに警察及び町消防機関に連絡する。

(6) 火薬類の流出があった場合は、関係機関と連携し回収を行う。

2 消費場所の対策

(1) 関係者以外の立入禁止措置

災害により火薬類が埋没した場合、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外の立入禁止の措置を講ずる。

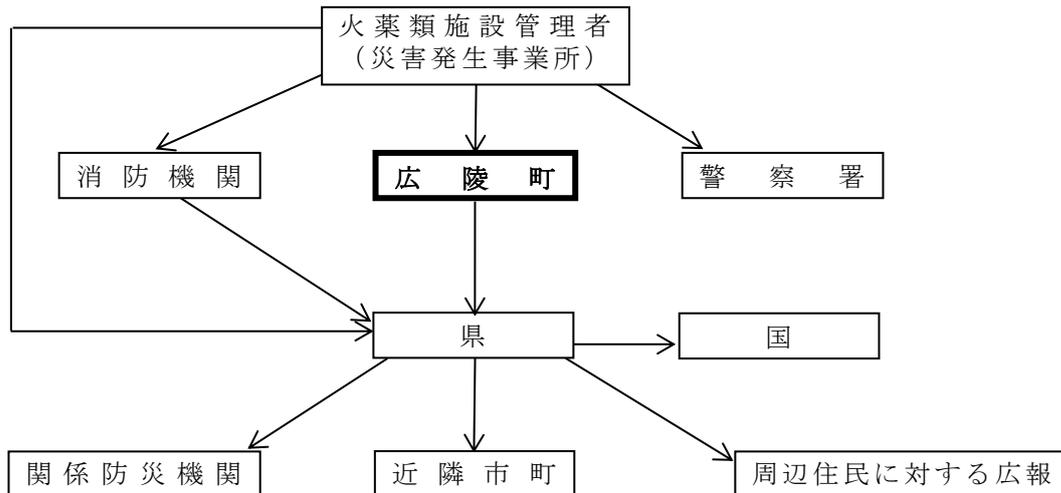
(2) 二次災害防止措置

火災・爆発等が発生した場合、事業者等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。

(3) 警察及び町消防機関へ連絡

災害が発生した場合、直ちに警察及び町消防機関に連絡する。

■火薬類貯蔵施設等災害応急対策に係る情報系統図



第4 毒物・劇物保管施設災害応急対策

町、県及び施設の管理者は、毒物・劇物の漏えい、流出、浸出、拡散等の事故発生の場合は、次の応急措置をとる。

- 1 保健所等関係防災機関への通報
- 2 立入禁止区域の設定及び交通規制
- 3 避難誘導及び群衆整理
- 4 中和除毒の安全措置及び被災者の救出救助
- 5 周辺住民に対する中毒防止方法等の広報活動
- 6 その他災害の状況に応じた必要な措置

第5 放射性物質保管施設

町、県及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- 1 関係防災機関への通報
- 2 放射線量の測定
- 3 危険区域の設定
- 4 立入禁止制限及び交通規制
- 5 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- 6 被ばく者等の救出救助
- 7 周辺住民に対する広報
- 8 その他災害の状況に応じた必要な措置

救助・医療活動計画

第16節 救急、救助活動計画

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、町は、次の点に考慮して救急救助活動を実施する。

第1 救急活動

1 被害の軽減

住民等は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

2 救護所の設置

町は、迅速な医療救護活動を行うため、県と医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する者の支援を行う。

3 トリアージと搬送

町は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速・的確な搬送を実施する。

4 ヘリコプターによる救急搬送

町及び県は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等には、ヘリコプターによる救急搬送を依頼する。

第2 救助活動

1 自主的な被災者救助

自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

2 情報の収集と迅速・的確かつ計画的に救助活動の実施

町は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速・的確かつ計画的に救助活動を行う。

3 民間の業者の協力

町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材の活用により、迅速な救助活動を行う。

第3 各関係機関の相互協力

町、県警察、奈良県広域消防組合広陵消防署及び広陵町消防団は、救助活動を行うに当たって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施体制を確立する。（消防機関、県警察は

消防組織法第42条)また、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、消防機関ならび自衛隊は相互協力して活動を行う。

第17節 保健医療活動計画

町は、災害発生後48時間の初期段階には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図れるよう、県に要請する。また、急性期以降は、被災者に対する医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくることから、県の協力の下、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻等の違いや、災害発生からの時間の経過に伴う保健医療ニーズの変化に応じた対応を図る。

第1 保健医療活動

1 機関別活動

(1) 町

- ア 町は、被災状況に応じて、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- イ 町は、町の対応能力のみでは十分でないとする時は、県の保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- ウ 町は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- エ 町は、地域の医療機関の被災状況及び診療状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

(2) 県(地域保健医療調整本部)

- ア 県医療政策部長は、災害対策本部が設置される時及び被災状況に応じて必要とする時は、災害対策本部の下に保健医療調整本部(本部長:県医療政策局長)を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療対策本部(本部長:県保健所長)を設置する。
- イ 保健医療調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに統括班、DMAT調整班、医療支援調整班、精神保健支援班、要医療者支援班、保健支援調整班、調整班、薬務班等を編制する。
- ウ 県保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部と連携し、県内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療活動チーム(DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班(県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。))、保健師等支援チーム、災害支援ナース、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。)の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。

エ 保健医療調整本部は、国、都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等に係る調整を実施する。

オ 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部及び中核市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。

(3) 県保健所（地域保健医療調整本部）

ア 地域保健医療調整本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。

イ 地域保健医療調整本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師やDMA T等を町へ派遣するなどの人員支援を行う。

ウ 地域保健医療調整本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して、管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。

エ 保健医療調整本部は、地域における保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEATを受入れ、地域保健医療調整本部に派遣する。

2 臨時の医療施設に関する特例

(1) 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設（被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。）が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定する。

(2) 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法（昭和23年法律第205号）第4章の規定は、適用しない。

(3) (2)及び(3)は、(1)の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

3 医療救護班の活動場所等

町は、医療救護班の迅速な活動を支援するため、原則として次の場所に医療救護所等を設置する。

- (1) 負傷者が多数発生した災害現場
- (2) 避難所
- (3) 負傷者が殺到する病院又は公共施設

4 医療救護班の業務内容

- (1) 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

- (4) 転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死亡の確認
- (7) 遺体検案等への協力（状況に応じて）
 - （「トリアージ」については「本章第29節「火災応急対策」第4「救急・救助活動」参照）
 - （資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）への支援

町は、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織された災害派遣精神医療チーム（DPAT）等を支援し被災者に対応する。

災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。

- (1) 傷病者に対する精神科医療
- (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

6 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の支援

町は、県の協力の下、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者対策として、次の患者などへの支援活動を行う。

- (1) 人工透析患者への支援
- (2) 人工呼吸器等使用者への支援
- (3) その他の要継続的医療支援者への支援

第2 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送

1 傷病者等の搬送

町は、関係機関が判断した応急手当等がなされた傷病者で、後方医療機関への収容を必要とする場合の搬送を支援する。搬送は状況に応じ次のとおり行う。

- (1) 消防機関に搬送を要請
- (2) 医療機関の患者搬送車で搬送
- (3) 医療救護班が使用している自動車又は町が用意する自動車で搬送
- (4) 広域搬送等を必要とする場合

関係機関は、広域搬送等を必要とする場合、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請する。なお、消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

2 医療救護スタッフの搬送

町と関係機関は、医療救護班等の医療救護スタッフについて、原則としてあらかじめ確保した車両で搬送する。

3 医薬品等の搬送

町と関係機関は、医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材について、原則として県医薬品卸共同組合の車両で搬送する。

4 ドクターヘリの受入体制の確保

町は、ヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

第3 後方医療体制

災害拠点病院及び被災をまぬかれた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受入、治療に当たる。

第4 医薬品等の供給

医薬品、医療資機材の供給に係る機関別対応は、次のとおりとする。

1 町

町は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、なお不足する場合には、県に支援を要請する。

2 県

県は、あらかじめ定めた広域防災活動拠点のうち、災害発生場所に最も近い活動拠点を医薬品等集積場所として指定する。また、県は、医療救護班及び町に対する支援用として、県医薬品卸協同組合に協力を要請する。なお、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。

3 保健所

保健所は、町、医療救護所等への医療品等の供給について調整する。

第5 精神障がい者対策及びメンタルヘルス対策

町、保健所及び精神保健福祉センターは、精神障がい者及びメンタルヘルス対策として、次の対策を講ずる。

1 生活援助の検討、提供

町は、保健所とともに、「本節第6「保健所等による健康管理」等により安否及び健康状況を確認された精神障がい者について必要な生活援助の検討、提供を行う。

2 周知策等の実施

保健所は、巡回診療・相談を実施するとともに診療応需体制にある医療機関の確認、それらの周知策等を行う。

3 入院可能病床の確認と入転院の調整等

保健所は、病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。

4 利用可能な施設の活用を検討

町は、保健所とともに、社会福祉施設、作業所等の被害状況を把握し、利用可能

な施設の活用について検討する。

5 情報提供、施設等の利用調整

精神保健福祉センターは、町内外の情報を集約の上、保健所等へ提供、また病院施設等利用の調整を行う。

第6 保健所等による健康管理に関する活動

町は、保健所とともに、保健師等により避難所等における健康相談、地域における巡回相談、その他必要な保健活動を行う。

1 被災状況の情報収集・分析・関係者との情報共有

町は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

2 市町村からの要請に基づく派遣調整

町は、必要に応じて保健医療調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。

3 避難所での保健活動

町は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
- (2) 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
- (3) 町は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

4 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

- ア 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
- イ 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
- ウ 町は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

5 市町村への支援

- (1) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対

し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。

- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、保健所保健医療対策本部と連携して、町が把握した高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。

第7 在宅難病患者に関する活動

町は県の協力の下、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

1 避難誘導と安否確認

- (1) 住民等の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
- (2) 町、保健所、訪問看護ステーション等による安否確認

2 医療に関する情報発信と手段の確保

- (1) 入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信（奈良県広域災害・救急医療情報システム等の活用）
- (2) 医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信
- (3) 医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保
- (4) 医療機器に必要な電源の確保支援
- (5) 居家で療養生活ができない場合の医療機関への入院調整

3 個別又はチームによる相談支援

- (1) 保健所や医療機器取扱業者等による医療機器使用患者の被災状況の把握と相談
- (2) 保健所による難病患者巡回支援チームや訪問による個別ケア

第8 精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動

町は、県、精神保健福祉センター、地域保健医療調整本部とともに、精神障がい者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1 安否確認等

町及び地域保健医療調整本部は、相談支援事業等関係機関との連携を図り、在宅精神障がい者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2 D P A T（災害派遣精神医療チーム）との連携

町は、D P A Tと連携して避難所を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、子ども等サポートの必要性が高いと考えられる住民等に配慮して活動を行う。

3 障がい福祉サービス事業所等の被害状況の把握

町は、障がい福祉サービス事業所（旧精神障がい者社会復帰施設等）等の被害状況

を把握するとともに、利用可能な施設の活用について検討する。

4 相談支援等

町と精神保健福祉センターは、専門職能団体等の協力を得て、「こころのホットライン」による電話相談を実施する。

第9 医療関係機関・団体への協力要請

1 災害拠点病院・DMAT指定病院

県内の災害拠点病院及びDMAT指定病院は、被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受入治療にあたる。

2 日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断により、または保健医療調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。また、必要に応じて、保健医療調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネートチームを派遣する。

3 県医師会

県医師会・県病院協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の地区医師会、病院等により医療救護班（JMAT）を編成し、医療活動を行う。

4 県病院協会

保健医療調整本部は、後方医療体制の整備のため、県病院協会に対して被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたるよう要請する。また、県病院協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の病院等により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

5 県精神科病院協会

保健医療調整本部は、災害精神医療に対応できる医療連携体制の構築について、県精神科病院協会に対して協力要請を行う。

県精神科病院協会は、保健医療調整本部の要請に基づき、被災地外の精神科病院等によりDPATを編成し、災害精神医療活動を行う。

6 県歯科医師会

県歯科医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。

7 県薬剤師会

県薬剤師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する

る協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編制し、服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管理等の活動を行う。

8 県看護協会

県看護協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派遣し、保健医療活動を行う。

9 県柔道整復師会

県柔道整復師会は、保健医療調整本部の要請及び「在外時における保健医療活動に関する協定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。

10 医薬品卸組合等

県医薬品卸協同組合は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医薬品の供給等を行う。

県製薬協同組合は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。

大阪医療機器協会は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療機器等の供給等を行う。

日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。

近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な臨床検査薬等の供給等を行う。

第18節 緊急輸送計画

町は、県及び関係機関と連携し、災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速・的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達する等、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

第1 計画の方針

緊急輸送活動に当たっては、次の事項を基本とした考え方の基に実施する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送の範囲

町は、緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

1 第1段階

- (1) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- (2) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- (3) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員及び災害対策要員並びに物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- (6) 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- (7) 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- (8) 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

2 第2段階

- (1) 上記1の続行
- (2) 避難行動要支援者の保護に係る二次的避難所への移送
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

3 第3段階

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な要員及び物資

第3 輸送力の確保

1 町及び防災関係機関の措置

町等は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画に

より、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。

また、運用又は調達する輸送車両等が不足した場合、次の事項を明示して県又は他市町村等にあっせんを要請する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- (6) その他必要事項

2 近畿運輸局の措置

近畿運輸局は、緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者等の関係輸送機関に対し、運送力の確保に関する措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等のあっせんを行う。

3 奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会等の措置

奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会及び奈良県バス協会等は、各加入会社の車両台数の実態を把握しておき、被災者移送又は物資の輸送が生じた場合は、県との協定に基づき、貨物自動車、乗用車及び乗合自動車の供給に協力する。

4 近畿日本鉄道株式会社の措置

近畿日本鉄道株式会社は、県の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第4 緊急輸送体制の確立

1 緊急輸送道路の確保

道路は、災害において、消火・救急・救助活動及び緊急物資輸送等を支える施設であるため、円滑に機能するよう対策を講ずる。また、速やかに復旧活動を行い、二次災害を最小限に食い止めるためにも、交通路を確保する。

- (1) 被災情報の収集及び道路警戒
- (2) 交通規制

2 航空輸送の確保

- (1) 町は、緊急輸送及び陸上交通の途絶え等のための孤立地帯への輸送が必要な場合は、航空機（ヘリコプター）を要請
- (2) 県災害対策本部等への報告

町は、災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者と連携し、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。

3 広域防災拠点の確保及び活用

町は、地域内外からの支援物資の集積、配送拠点を、町内の県が指定した広域防災拠点（第二浄化センター、馬見丘陵公園）から、被災地に最も近い拠点を活用する。

第5 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

道路管理者は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定して次の対策を実施できる。

- (1) 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- (2) 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

2 土地の一時使用等

道路管理者は、1の措置のためやむを得ない必要があるとき、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行うことができる。

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- (1) 県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置を要請することができる。
- (2) 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示を行うことができる。
- (3) 知事は、町に対し指示を行うことができる。

第19節 災害警備、交通規制計画

町は、県警察本部及び香芝警察署等とともに、災害時の初動体制を確立し、迅速・的確な災害警備活動を行う。また、交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

第1 災害警備

警察は、暴風、大雨、洪水等による被害（地震による被害を除く。地震災害については「震災対策編」参照）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、迅速かつ的確な警察活動を行う。

町は、県警察本部及び香芝警察署等と協力し、災害の発生に際し、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに、次に定める活動を行う。

- 1 気象情報等の収集及び伝達
- 2 被害の実態把握
- 3 河川、ため池その他の危険箇所の警戒
- 4 住民等に対する避難の指示及び誘導
- 5 人命の救助及び行方不明者の捜索
- 6 死体の調査等及び検視
- 7 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制
- 8 災害に関する広報活動
- 9 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

また、県警察は、必要により、速やかに広域緊急援助隊の派遣等広域的な援助の要請措置をとる。

第2 交通規制及び緊急通行車両

災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等は、この計画の定めるところによる。

1 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理に属する道路について、災害時における危険箇所及び迂回路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は、当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとらなければならない。

2 被災地及びその周辺における交通規制

(1) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、道路管理者は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められるときは、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

- (2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項）
災害時において、公安委員会、警察署長、高速道路交通警察隊長及び警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法第76条、第76条の3関係）
公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限（以下「通行禁止区域等」という。）する。
- (4) 車両の移動等の措置
警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。
- (5) 警察官自らの移動等の措置
警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置を実施する。
- (6) 自衛隊員等の措置
通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な同上の措置を実施する。
- (7) 広報
公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内にある者に対し周知徹底するよう努める。
- (8) 関係公安委員会への通知
公安委員会は、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合は、関係公安委員会に必要な事項を通知する。
- (9) 交通情報の収集
公安委員会は、交通規制等の交通対策を迅速・的確に実施するために、道路交通情報の収集に当たり、全般的な交通状況の実態把握に努める。
- (10) 交通管制の機能確保措置
公安委員会は、大規模災害時に道路交通施設等について緊急対策の迅速・的確な実施を図るため、次の措置をとる。
- ア 信号機用非常電源装置の整備及び点検の実施
 - イ 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保

(11) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

通行禁止区域等内にある運転者は、災害対策基本法に基づく交通規制が行われた場合、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所へ移動

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なとき

速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたとき

通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動又は駐車する。

3 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

(1) 交通の禁止及び制限を行った場合

県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、別記様式1「緊急通行車両確認証明書」及び別記様式2「標章」を交付する。また、緊急通行車両の確認及び「標章」等の交付は、原則として公安委員会が行い、県知事にあつては、県が保有又は調達した緊急通行車両について確認及び交付を行う。

(2) 緊急通行車両の該当車両

緊急通行車両に該当する車両は、別記様式3「緊急通行車両確認申請書」に必要事項を記載の上、緊急通行車両であることの証明書類とともに、最寄りの警察署又は交通検問所に申請し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

(3) 迅速かつ円滑な輸送の実施

町は、県及び防災関係機関と協力し、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

4 緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について、事前届出を実施する。

(1) 事前届出の対象車両

公安委員会は、次のア及びイのいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

ア 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、次の事項を行う車両

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規則その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生を防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- (2) 事前届出の申請手続
 - ア 申請者
 - 緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者とする。
 - イ 申請先
 - 指定行政機関等の事務所等を管轄する警察署又は県警とする。
 - ウ 申請書類等
 - (ア) 別記様式4(資料編参照)
 - (イ) 指定行政機関等が所有する車両以外の車両にあつては、契約を証明する書類(貸借契約書、業務委託契約書等)を添付
- (3) 緊急通行車両事前届出済証の交付
 - 公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を申請者に交付する。
- (4) 災害発生時の措置
 - 当該車両の使用者は、最寄りの警察署又は交通検問所に「緊急通行車両事前届出済証」に必要事項を記載して提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び別記様式「標章」の交付を受ける。

5 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

- (1) 公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」を交付する。規制除外車両の確認及び「標章」の交付は、公安委員会又は知事が行う。
- (2) 規制除外車両に該当する車両は、別記様式第10「規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載のうえ、規制除外車両であることの証明書類とともに交通規制課、警察署(交番及び駐在所を含む。)又は交通検問所に申請し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

- (3) 県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

6 規制除外車両の事前届出・確認・手続

公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

- (1) 事前届出の対象車両 規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

- ア 医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

- (2) 事前届出の申請手続

- ア 申請者

規制除外に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）

- イ 申請先

事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前提出については交通規制課でも可）

- ウ 申請書類等

- (ア) 県様式第6「規制除外車両事前届出書」2通
- (イ) 医療、医療機関等の使用する車両にあつては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認出来る書類
- (ウ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあつては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類
- (エ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）にあつては車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの
- (オ) 建設用重機又は道路啓開作業用車両にあつては車検証及び車両の写真
- (カ) 重機輸送用車両にあつては車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真（建設用重機を積載した状況を撮影したものに限り。

- (3) 規制除外車両事前届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、県様式第6「規制除外車両事前届出済証」を申請者に交付する。

- (4) 災害発生時の措置

交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所において県様式第6「規制除外車両事前届出済証」を提示し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

物資供給計画

第20節 食料、生活必需品の供給計画

町は、各災害の発生に際して被災した住民等の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下「物資」という）の供給について、町・県・住民等それぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1 住民等、町、県の役割分担

1 住民等

住民等は、個人又は地域において可能な方法・範囲での物資の相互融通に努める等、最小限度の被害に抑止するための相互扶助を行う。

2 町

町は、被災住民等に対する食料品等の物資の給与を行うための計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により物資の供給を行う。

3 県

県は、被災住民等に給与する生活必需品等の物資及び町の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。

第2 物資の調達・供給状況の報告等

県及び町は、被災住民等への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換に当たっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

1 被災状況の報告

住民等の被災状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県に報告する。

2 物資の調達及び供給報告

物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

第3 物資供給

災害発生時において、町が行う物資の供給は、次により行う。

町は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

1 供給の範囲及び程度の明示

把握した被災状況により供給の範囲及び程度を明示する。

2 協定に基づく実施方法の明示

把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を明示する。

3 物資供給方法及び供給等を明示

輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給等を明示する。

4 職務権限を明示

供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を明示する。

5 その他

物資の供給に必要なことを制定する。

第4 食料（米穀）の供給

1 主食（米穀）の応急供給

(1) 災害救助法又は国民保護法が発動されるまでの供給

町は、自らの備蓄在庫、流通在庫等により一次的に調達・供給を行い、不足が生じる場合には、知事に対し給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な数量等を通知・要請する。

町は食糧の備蓄を行うか、または災害時における米穀販売業者等からの調達・供給体制を整える等により、当面必要な供給量を確保し、被災者等に対し供給を行うものとする。また、町は、供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制を整備しておくものとする。

(2) 災害救助法又は国民保護法が適用されてからの供給

町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に対して、直接災害救助用米穀等の引渡しに関する情報を連絡することとする。この連絡を行った町長は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。また、県は、「緊急引渡要領から基本要領に読み替えて準用する協定書」に基づき、奈良農政事務所に災害救助用米穀の直接売却を要請し、町に供給する。

2 副食類の応急供給

副食類については主として町が調達するが、町のみでは調達が不可能であるときは、町からの要請に基づき、県が購入、あっせんする。

第5 被災者への炊き出し施設

町は、発災時の被災者への炊き出し機能と停電対策を付加した広陵町香芝市共同中学校給食センターにおいて、香芝市と協議の上、緊急配食体制の確保を図る。

第6 救援物資への対応

1 管理体制及び事務処理環境の整備

町は、地域防災計画において「救援物資対応計画」等を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により以下のとおり受入・管理体制及び事務処理環境を整える。

- (1) 町は、救援物資の受入場所として、輸送拠点を指定
- (2) 救援物資の配布

町は、輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

2 食料供給計画資料

- (1) 主食の調達先等
 - ア 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領
 - イ 緊急引渡要領から基本要領に読み替えて準用する協定書
 - ウ 主食供給計画表
 - エ 災害時における米穀供給の連絡先一覧表
 - オ 乾パンの備蓄（県備蓄）
 - カ フリーズドライ食品の備蓄
 - キ 調査品目別、団体別の農林水産省内連絡先（缶詰・加工食品等）
 - ク 農林水産省政策統括官緊急時連絡先（米穀・加工食品等の供給元情報）
- (2) 副食類の調達先
 - ア 漬物類（漬物・梅漬け）・調味料（醤油・味噌・砂糖）
 - イ 青果物・水産物の調達先

第21節 給水計画

町は、県及び関係機関と連携し、災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

第1 実施体制

1 実施責任者

飲料水供給の実施は原則として上下水道班が行うが、上下水道班において実施できないときは、近隣市町の協力を得て実施する。また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

2 給水対象者

上下水道班は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、災害発生から3日以内は、一人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

3 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

災害発生から の日数	一人当たり水量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等(生命維持に最小限必要)	配水タンク 給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要)	配水幹線付近の 仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、 風呂、シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要)	配水支線上の 仮設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常的生活	仮配管からの各 戸給水、共用栓

4 拠点給水等

上下水道班は、各水道施設（配水場・県営水道応急給水栓・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により指定避難場所、医療機関、福祉施設、学校、町役場等の所在を配慮した給水体系を検討する。また、給水車等の搬送が可能な状況下において、拠点給水を基点にして給水車及びトラック等に

よる給水を実施する。

県営水道応急給水栓の位置は、次のとおりである。

- ・大字大野 3 9 4 番地先
- ・大字広瀬 1 4 4 番地先
- ・大字百済 1 5 6 4 番地先
- ・大字安部 1 5 9 番地先

第2 飲料水等の確保

1 上下水道班

上下水道班は、飲料水の確保を行うとともに、給水車・給水容器・容器運搬用車両を準備し、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・晒し粉等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。

2 上下水道班及び水道事業者等

上下水道班は、水道事業者等と協力し、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

第3 給水方法

上下水道班は、給水に際し、その場所・時間等について被災地の住民等に周知措置を講ずる。

給水タンク車による場合、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広い場合、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。また、上下水道班は、災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民等に公平に行きわたるようにする。なお、要配慮者や高層住宅の住民等に配慮した給水方法を採用する。

第4 給水応援

上下水道班は、必要な人員・資機材等が不足するときは、相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

また、発生が危惧されている東南海・南海地震、異常湧水時に飲料水の供給、水道施設の復旧を迅速かつ円滑に実施するため、平成15年6月2日には、奈良県下全市町村を対象に、奈良県水道災害相互応援に関する協定が締結された。

- 1 給水を必要とする人員
- 2 給水を必要とする期間及び給水量
- 3 給水する場所
- 4 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
- 5 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- 6 その他必要な事項

保健・衛生計画

第22節 防疫、保健衛生計画

町は、県及び県保健所等の協力指導のもと、災害発生時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等、感染症が発生しやすい状況となることを考慮した防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

第1 防疫体制

被災地の防疫は、衛生班が保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、被害が甚大で、町単独で実施が不可能又は困難なときは、保健所に応援を要請し、保健所又は保健所管内の他市町村からの応援を得て実施する。なお、保健所内において実施が不可能なときは、県救助医療政策部防疫班（保健予防課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

第2 防疫・保健衛生用資機材の調達等

1 町

町は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合は、県にあっせんを依頼する。

2 県

県は、町から資機材のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的にあっせん及び調達を行う。なお、県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、国及び「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に支援を要請する。

第3 家庭動物の災害対策

1 奈良県動物救護本部の設置

県は、奈良県動物救護本部設置要綱に基づき、「動物救護本部」を設置し、公益社団法人奈良県獣医師会、奈良市健康医療部保健所等とともに、次の事業を行う。

- (1) 被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業
- (2) 傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業
- (3) 被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業
- (4) 被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業
- (5) その他、救護本部が定めた事業

2 飼養者の責務

家庭動物の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

3 特定動物の逸走対策

※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例：ワニ、クマ等) 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

(1) 飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、地域住民等に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

(2) 飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して地域住民等への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

第23節 遺体の火葬等計画

災害時には、遺体の捜索、収容、処理及び火葬等を実施する。また、町での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村及び「大規模災害時における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」に基づき、奈良県葬祭業協同組合に協力を要請する。

第1 遺体の火葬等の実施

1 連絡、情報の提供

町は、遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。また、住民等及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町に提供するよう努める。

2 遺体の引渡し

警察は、届出がなされた遺体、又は警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体の調査及び検視検分その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族又は町長）に引渡す。

町は、遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時収容する場所を設置する。また、町は、遺体の引渡しが行われた後に遺体の処理及び火葬等を実施する。

3 応援要請

町長は、遺体の捜索・処理・火葬等について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 捜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- (2) 捜索地域
- (3) 火葬等施設の使用可否
- (4) 必要な搬送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な器材・資材の品目別数量

4 遺体の火葬等の円滑な実施

町は、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

5 埋葬及び火葬の手続の特例

- (1) 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、災害対策基本法施行令第36条の2で指定する。
- (2) 厚生労働大臣は、前項の規定による指定があつたときは、災害対策基本法施行令第36条の2で定めにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができる。

第2 大規模災害発生時の町・県等の連携

1 広域火葬の実施

- (1) 町は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、県等の協力を得て、遺体の火葬が速やかに実施できるように努める。
- (2) 大規模災害により多数の犠牲者が発生し、町での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、県内の他の市町村へ火葬等の受入を要請する。
- (3) 町は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

2 遺体の保存

町は、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び棺等を確保し、町のみでは対応できないときは、県へ要請する。

第24節 廃棄物の処理及び清掃計画

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具等の廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、町は県と協力して実施する対策を講ずる。

第1 がれき等の処理

浸水・倒壊家屋等から排出される木材や家具等の廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、災害廃棄物処理計画を定める。

1 情報の収集等

がれき等の処理を計画的に実施するため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

2 処理方針

がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、がれき等が大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

3 広域支援

(1) 支援要請

町は、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

- ア 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- イ 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
- ウ 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- エ その他必要な事項
- オ 連絡責任者

(2) 支援

町が、被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行う。

- ア がれき等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）
- イ がれき等の処理に必要な資機材等の提供
- ウ がれき等の処理に必要な職員等の派遣
- エ その他がれき等の処理に関し必要な行為

第2 生活ごみの処理

町等は、災害等により避難所等から非日常的に生活ごみが多量に排出されることが予想されることから、処理計画に基づき対策を樹立する。

1 情報の収集等

- (1) 町は、避難所等の避難人員及び避難場所の確認を行い県に報告
- (2) 町は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、県に報告

2 発生量の予測

町は、処理を計画的に実施するため、発生量を予測し、県に報告する。

3 処理作業

- (1) 集積場所及び収集日時の周知
町は、ごみの早期収集及び処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。なお、集積場所について、冠水等により流出又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。
- (2) 人員・収集運搬車両の確保
町は、ごみの処理を行うために必要な人員・収集運搬車両の確保を行い、不足する場合には、近隣市町及び県に対して支援を要請する。
- (3) ごみ処理施設等の点検
町は、ごみ処理施設等の点検を行い、使用不能等処理できない場合、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。
- (4) 被害状況等の情報収集及び連絡調整
県は、町からの要請に応じて、職員を派遣し、被害状況等の情報収集、連絡調整を行う。
- (5) 焼却場・最終処分場及び仮置き場の確保支援
県は、町の要請に基づき、焼却場・最終処分場及び仮置き場の確保を支援する。
- (6) 応援活動の調整
県は、必要により、県内各市町村及び関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を図る。
- (7) 処理が困難な場合
県は、当該県内でごみの処理が困難であると認められた場合は、広域的な処理体制を確保するため、国及び他府県に支援を要請する。

第3 し尿処理

町等は、災害等により倒壊家屋・焼失家屋及び避難所等の仮設トイレからし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、処理計画に基づき対策を樹立する。

1 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、次の事項を把握し県に報告する。

- (1) し尿処理施設の被害状況と稼働見込み
- (2) 避難所等の場所

- (3) 避難人員
- (4) 仮設トイレの必要数
- (5) 倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測
- (6) 下水道等の被害状況
- (7) 施設の復旧見込み 等

2 処理方針

避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置するとともに、倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。仮設トイレの設置は、便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。状況に応じて、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図る。

3 処理作業

- (1) 仮設トイレの設置
町は、必要により仮設トイレの設置を行うとともに、冠水等により汚物が流出しないような場所に便槽を設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。
- (2) し尿の収集、処理
町は、倒壊家屋・焼失家屋の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設において処理する。
- (3) 収集運搬体制の確立
町は、必要によりし尿くみ取り業者への委託、他市町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。なお、収集運搬体制の確立が困難な場合、県に対し、支援を要請する。
- (4) 応援活動の全体調整
県は、町の要請に基づき、県内各市町村及び関係団体に対し、広域的な応援を要請するとともに、応援活動の全体調整を行う。
- (5) 処理が困難な場合
県は、県内でし尿の処理を行うことが困難であると認められた場合は、広域的な処理体制を確保するため、国及び他府県に対し支援を要請する。

4 広域支援

- (1) 支援要請
町は、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。
 - ア 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）
 - イ 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
 - ウ その他必要な事項
 - エ 連絡責任者
- (2) 支援
町が被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行う。

- ア し尿の処理（収集、運搬、処理等）
- イ し尿の処理に必要な資機材等の提供
- ウ し尿の処理に必要な職員等の派遣
- エ その他し尿の処理に関し必要な行為

第4 廃棄物処理の特例（基本法第86条の5）

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、廃棄物の処理を迅速に行う観点から、廃棄物処理の特例措置を定めている。

1 政令による災害指定

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、当該災害を政令で指定する。

2 特例地域の指定

環境大臣は、その災害の指定があったときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定することができる。

3 特例的な廃棄物処理基準の規定

環境大臣は、特例地域を指定したときは、当該特例地域において適用される特例的な廃棄物処理基準を規定する。

4 特例的な廃棄物委託基準

環境大臣が、特例地域を指定したときは、当該特例地域において適用される特例的な廃棄物委託基準を規定する。

第5 廃棄物処理施設の復旧

町は、廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。復旧に当たって、事故防止等安全対策に十分注意しながら施設の稼働を図る。

支援受入計画

第25節 ボランティア活動支援計画

町は、県と協力し、関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、ボランティア・NPO活動への情報提供等に努め、ボランティア・NPOの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

第1 災害ボランティア本部の設置

町は、町社会福祉協議会と連携し、必要に応じボランティア団体、NPO等の関係機関、関係団体の参画を得ながら、町災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

第2 ボランティア・NPOの受入体制

町は、被災地のニーズ把握に努め、一般ボランティアの受け入れ対応や県へ専門技術ボランティアの派遣要請を行う。

町は、県及び町の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。

第3 情報収集・情報提供

町は、災害ボランティア本部及び被災地市町村・関係機関・関係団体等から、ボランティア活動に必要な各種情報（募集情報、交通規制状況等）の収集を行い、各メディアや県ボランティア・NPO活動情報提供システム等を通じて情報提供に努める。

町は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、町災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。

第4 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりである。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動

- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第26節 海外からの支援受入計画

大規模災害において、海外からの支援の受入に関する計画を定める。

第1 基本方針

町は、海外からの支援受入については、基本的には国（非常本部等）において推進されることから、国と十分調整を図りながら対応する。

第2 救援物資の受入

町は、海外からの物資提供の申出があった場合は国と連絡調整を図り、次のことについて確認の上対応する。

- 1 提供申出者
- 2 品目、数量（有償・無償の確認）
- 3 輸送手段
- 4 輸送ルート
- 5 搬入場所
- 6 到着予定日時

第3 救援隊の受入

1 海外から申出があった場合

町は、海外から救援隊派遣の申出があった場合、次のことを確認し、県と連絡調整を図りながら受入を検討の上、迅速に対応する。

- (1) 協力内容、人数、到着場所、到着日の確認
- (2) 入国に関する規制の有無、免除の有無の確認
- (3) 警察、消防等との連絡調整
- (4) 受入の方法等の検討

2 救援隊への要請

町は、救援隊に極力、自力で活動するよう要請する。

3 救援隊の受入

町は、救援隊の受入に当たっては、必要に応じて次のことを行う。

- (1) 活動日程表の作成
- (2) 出迎え日時、場所、出迎え者の決定
- (3) ボランティアを含む案内者、通訳の手配
- (4) 宿泊場所の手配
- (5) 支援活動への同行

第27節 義援金の取扱いに関する計画

過去の災害において、多くの住民・企業等から善意による義援金が寄せられたことから、善意を被災住民等に届けるための体制等を整備し、効果的な住民・企業等の意思反映に努める。

第1 日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部は、義援金の募集・受入・管理を行うとともに、新聞社等の報道関係機関や各種団体が行う募金活動が適切かつ効果的に行われるよう、義援金募集委員会等（以下「義援金募集委員会等」という。）を組織する等、その連絡調整等に努める。

第2 町

町は、地域防災計画において「義援金対応計画」等を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により、日本赤十字社奈良県支部又は義援金募集委員会等が行う義援金の受入・管理等について、町が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

1 義援金品の受付

総務班に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とし、品名を明示する等梱包に際して、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

2 配分計画の作成

配分に当たっては、災害対策本部に義援金等配分委員会を設置し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

なお、義援金等配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分方法
- (4) その他必要な事項について

第3 県

県は、日本赤十字社奈良県支部又は義援金募集委員会等の要請により、義援金の募集活動を支援するため、県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

第28節 災害救助法等による救助計画

町は、県と協力し、各災害等の発生に際し、災害救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民等の保護と社会秩序の保全を図るために迅速かつ的確・適切な災害救助法の適用を行うために体制の確立を図る。

第1 被害認定

被害の認定は、災害救助法適用時の判断資料としてだけでなく、住民等に対して救助を実施するに当たり、必要不可欠であるため迅速かつ適正に行わなければならない。

町は、県とともに、平常時からこれらの専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保しておくことが重要である。

第2 適用基準

県が、災害救助法第2条及び災害救助法施行令第1条の定めるところにより、自然災害等による被害が次の1から5のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めるときは、町を適用地域として指定し救助を実施する。

1 町域における滅失世帯数の規定

町において、住家の滅失世帯数が、町区域内の人口に応じ資料編「市町村災害救助法適用基準」に定める世帯数以上であること

2 県及び町の住宅滅失世帯数の規定 1

県全体の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、町区域内における住家の滅失世帯数が資料編「市町村災害救助法適用基準」の1/2以上であること

3 県及び町の住宅滅失世帯数の規定 2

県全体の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、町区域内における被害世帯数が多数であること

4 救護を著しく困難とする特別

災害が隔絶した地域に発生した場合等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情のある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があること

5 生命又は身体に危害またはおそれのある場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること

第3 災害報告

災害が発生した場合にどのような被害が生じているかを調査把握し伝達することは、その後に行われる救助活動の基本となり、災害救助法の適用の判断に必要な基礎資料となる。特に、当該被害の生じている地域住民と直接に接している町の果たすべき役割は極めて重要である。

1 町の報告

(1) 町

町は、災害が発生し、住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し速やかに県に報告しなければならない。また、被害状況の報告を行うための責任者（災害報告主任）及びその補助者（災害報告副主任）をあらかじめ指定し、県に報告しなければならない。なお、交替した場合も同様とする

(2) 災害報告主任及び災害報告副主任

災害報告主任及び災害報告副主任は、町の被害状況の報告及び事後措置に関する状況報告に関して一切の責任を負うものとし、災害報告主任は、災害救助事務を主管する課の課長をもって、災害報告副主任は所管する係の係長以上をもってこの任に当たる。

2 県へ報告を必要とする災害

町は、おおむね次に定める程度のものはすべて県へ報告しなければならない。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの
- (2) 被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- (3) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- (4) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- (5) その他特に報告の指示があったもの

第4 救助の実施機関

1 第一次救助実施機関

町は、当該被災した住民等と直接にかかわっている行政体であり、第一次救助の実施機関である。

2 救助の実施

町は、災害救助法第30条により、災害救助法施行細則第2条の救助を実施する。

3 実施状況の報告

町は、上記「2」の実施状況を県に報告する。

4 県による救助の実施を待つことができないとき

町は、上記「2」の場合を除き、県による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助に着手することができるが、その状況を県に報告し、指示を受ける。

第5 救助の程度・方法及び期間

災害救助法施行細則により定める。

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び機関等は施行細則により定める。しかしながら、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議しその同意を得て知事が定める基準により実施することにする。

第7 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。ただし、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

第8 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は、内規に基づき、次の救助を行う。

1 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛布	一人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	一世帯に対して1個（内容は4人分）
バスタオル	一人に対して1枚
布団	一人に対して1組

2 床上浸水又は避難所等に避難の場合

毛布	一人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	一世帯に対して1個（内容は4人分）

3 死亡者の遺族

見舞金一人20,000円

ただし、災害救助法が適用された場合は除く。

教育施設等計画

第29節 文教対策計画

町は県と連携し、児童・生徒等の安全と、災害等時における緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。併せて、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについて配慮する。

第1 児童・生徒の安全確保

1 児童・生徒の安全確保と保護者との連絡

幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等の教育施設及び保育所（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害時における幼児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設・設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について、町地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

(1) 学校等における防災計画策定の留意事項

ア 防災体制に関する内容

- (ア) 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
- (イ) 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
- (ウ) 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

イ 安全点検に関する内容

- (ア) 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
- (イ) 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
- (ウ) 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

ウ 防災教育の推進に関する内容

- (ア) 防災教育の推進及び指導計画の作成（「第2章第6節 防災教育計画」参照）
- (イ) 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

エ 防災（避難）訓練の実施に関する内容

- (ア) 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
- (イ) 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）（「第2章第6節 防災教育計画」参照）
- (ウ) 児童・生徒等の安否確認、
- (エ) 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

オ 緊急時の連絡体制及び情報収集

- (ア) 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
- (イ) 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
- (ウ) ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）

カ 学校等が避難所になった場合の対応

- (ア) 学校等が所在する市町村防災部局及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
- (イ) 施設開放区域の明示
- (ウ) 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成等）

2 教育、訓練の実施

校長等は、災害時における児童・生徒等の退避、保護の方法をはじめ災害応急対策について、教職員及び児童・生徒等に対し計画的に教育、訓練を実施するとともに、保護者にも周知徹底を図る。

3 文教対策の実施

私立学校は、公立学校の例を参考に、文教対策を実施する。

第2 応急措置

1 緊急避難の指示及び応急措置

校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

(1) 校内での応急対応

- ア 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
- イ 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
- ウ 非常持ち出し品の搬出を指示
- エ 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

(2) 登下校時の応急対応

- ア 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
- イ 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
- ウ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

- (3) 学校行事（校外）における応急対応
- ア 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
 - イ 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
 - ウ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

2 被害状況等の報告

校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

- (1) 公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を町教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。
- (2) 公立の高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。
- (3) 私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。

第3 応急教育

1 応急教育の実施

校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、当該教育委員会又は福祉課へ連絡の上、被害の状況に応じ休校、短縮授業等の応急教育を実施する。

- (1) 応急教育への対応
 - ア 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。
 - イ 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
 - ウ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。
 - エ 校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、教育委員会と相談して教員の確保に努める。
- (2) 児童・生徒等及び保護者への対応
 - ア できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
 - イ 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
 - ウ 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

2 教育施設の確保

町教育委員会及び県教育委員会は、教育施設の被災により、学校教育活動が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じおおむね次の方法により応急教育実施の予定場所を確保する。また、私立学校においても同様とする。

- (1) 応急処理及び特別教室、体育館等の利用
- (2) 公民館その他公共施設又は最寄りの学校、寺院等の利用
- (3) 仮校舎の建築

3 教員の確保

校長等は、できるだけ当該学校の教員をもってその処理に当たるが、その実施が不可能な場合は、町教育委員会及び県教育委員会は臨時に教員を動員配備し教育に支障をきたさないように努める。

4 私立学校

私立学校は、公立学校の例を参考に、適切な措置をとる。

第4 児童・生徒等に対する援助

1 教科書及び学用品の給与

(1) 町教育委員会

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書及び学用品についてその種類、数量を調査する。また、調査の結果、教科書の確保が困難な町に対して教科書を給与するため、特約供給所等への協力要請等必要な措置を講ずる。

(2) 私立学校

私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置を講ずる。

2 転出、転入の手続

町教育委員会及び県教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やか且つ弾力的措置をとる。また、転入学に関する他府県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

3 児童・生徒等に対するメンタルケア

町教育委員会及び県教育委員会は、児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第30節 文化財災害応急対策計画

文化財の応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。

町は、復旧について、将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

第1 災害状況の把握

1 指定文化財の所有者又は管理者

指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに町を通して、県へ報告する。

2 県

県は、被害状況を迅速に収集し、国指定文化財については直ちに文化庁へ報告する。

第2 被害状況の調査と応急措置

1 町

町は、直ちに係員を現地に派遣し、被害の状況の把握に努め指定文化財については、その結果を県に報告する。

町は、現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講ずるよう指導する。ただし、国指定文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施した内容を報告する。

第3 復旧対策

別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、町は所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし国指定文化財については文化庁の指導を受ける。

■文化財災害応急処置

災害別	種 別	応 急 対 策
1 火 災	1. 焼 損	素材が脆くなっている場合が多いので取扱いは <u>県</u> の指示に従う。
	2. 煤、消火剤等による汚損	除去作業は専門技術を要するので <u>県</u> の指示に従う。
	3. 水 損	通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ <u>県</u> の指示に従う。

災害別	種 別	応 急 対 策
2 風水害	1. 物理的な損傷	被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め別途に収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。
	2. 水 損	火災の水損に準じる。
	3. 崖崩れ等による建造物の傾斜	二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3 震 災	1. 物理的な損傷	被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないよう注意する。
	2. 建造物の傾斜や倒壊	二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに雨水による汚損を防ぐ措置を講ずる。
4 全 般		被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品において、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期し、安全な場所に移動する。

第4 大規模災害における応急対策

町は、町内において、大規模な災害が発生し、町・県の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県もしくは町（又は町教育委員会）は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等（以下「近隣府県等」という。）への応援を要請する。

1 事前準備

町は、被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し、県との十分な情報交換に努める。

(1) 基本データの共有

町は、指定文化財等の目録を作成し、県を通じ、近隣府県文化財主管課に送付し、災害発生時前から基本データの共有を図る。

(2) 目録

町は、目録について、個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低1年に1回とする。

(3) 町は、被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、県と共有する。

(4) 町は、災害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口・各分野担当者の氏名、連絡先を県に事前に通知する。

2 支援要請

(1) 被害状況の連絡

町は、災害時において、被害状況から応援が必要だと判断した場合、速やかに県に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて、関係機関との連絡調整を図る。

(2) 文書による要請

町は、必要とする応援の内容について、県に対し文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがない場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出する。

(3) 応援に要する経費は原則として応援を受ける町が負担する。

3 被害状況調査

(1) 応援体制についての協議実施

県による応援が決定された場合、緊急に県の担当者会議を実施し、各指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。

(2) 班の編制、実施

町は、県と協力し、指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮の上、班を編制し実施する。

(3) 調査内容

町は、調査内容を共有の調査票に記入し、撮影した写真等とともに一括して保存し、復旧計画策定の基本資料とする。

4 復旧計画の立案・実施

町は、被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施において、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。

風水害応急対策計画

第31節 風水害応急対策

水防時における必要な配備、巡視、警戒、周知、連絡、及び水門等の操作、消防機関等の水防活動を行い、洪水等による水災の防ぎよ並びにこれによる被害の軽減を図るため、水防計画を定めるよう努める。

第1 水防配備と水防活動

1 水防管理団体（町）の水防配備体制

町は、十分な水防活動に期するため、あらかじめ水防団（消防団）の配備について、奈良県水防本部の配備体制に準じ、具体的な配備体制を確立する。

■水防配備体制基準

配備区分	配備時期	配備内容	配備目標
予備体制	県水防本部等より水防に関する予警報を受けた場合、又は気象警報が発令され今後の情報に注意と警戒を必要とするとき	情報連絡活動を円滑に行い得る体制	本部運営班、調査復旧班の2班体制 河川、水路のパトロール用公用車及び連絡用無線機数台
1号警戒	水防団待機水位に到達したとき又は気象警報の内容及び降雨状況により第1配備では、処理が困難なとき	事態の推移によってはそのまま直ちに水防活動が遅滞なく遂行できる警戒体制	予備体制に加え消防団開局
2号警戒	重大な水防事態の発生が予想されるとき又は避難所の開設が必要と認められたとき	事態の切迫に対処して直ちに災害警戒を遂行できる体制	全庁警戒体制及び水防団出動 広報用車両数台及び消防車全車両
非常配備体制	事態が切迫したとき又は災害が発生したときで、2号警戒体制では処理が困難（人員不足）なとき	災害の発生若しくは発生のおそれがあり、危険区域の住民等の避難を完了させることができる体制	災害対策本部設置し全班体制で災害対応業務に当たる

(1) 水防団（消防団）出動準備・出動

ア 出動準備

危機管理監は、次の場合、水防団（消防団）に対し、無線開局及び出動準備をするよう、本部運営班に指示する。

(ア) 水防警報第2段階を受信したとき

(イ) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき

イ 出動

水防管理者（町長）は、次の場合、直ちに水防団（消防団）の出動を要請するよう危機管理監に指示する。

- (ア) 水防警報第3段階を受信したとき
- (イ) 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、危険が予測されるとき

2 巡視及び警戒

(1) 巡視

水防管理者（町長）は、水防法第9条に基づき、河川毎に巡視員を設け随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、河川管理者に通報すること。

(2) 警戒

水防管理者（町長）は、水防団待機水位に達したとき、堤防、ため池、調整池井堰等にも巡視連絡員を置き、異常を発見した場合は直ちに管理者に報告する。また、水防法第22条に基づき水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求める。

3 雨量、河川等水位情報の収集と周知

(1) 情報共有の徹底

ア 気象状況、河川水位状況の把握

本部運営班及び調査復旧班は、常に的確な気象状況及び河川水位状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、奈良気象台及び河川管理者から、以後の推移について情報を求める。

イ ため池水位の把握

調査復旧班は、町内ため池の水位に関する情報を観測・集約し、必要に応じてため池管理者及び本部運営班、他の水防管理者等と情報共有に努める。

ウ 水路等の水位状況の把握

調査復旧班は、町内の主要な水路等の水位状況を観測・集約し、必要に応じて本部運営班及び電算班に報告する。

(2) 町民等への周知

水防管理団体（町）は、降雨、河川、ため池、水路等の水防に必要な水位状況等について、必要に応じて奈良県広域消防組合消防本部、消防団、井堰等管理者、ため池管理者、その他水防関係機関に提供するとともに、住民等に周知する。

4 異常現象の発見と通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、町又は水防関係機関（警察、消防署等）に通報する。

(2) 水防関係機関（警察、消防署等）の措置

異常現象の通報を受けた水防関係機関（警察、消防署等）は、その旨を速やかに町に報告する。

(3) 町の措置

水防管理団体（町）は、異常に強い降雨、著しい河川水位の増加が見られたとき、又は町が異常現象の通報を受けたときは、速やかに町民等及びその他水防関係機関に対し周知する。

第2 水防警報とその措置

県知事は、水防法の規定に基づき県知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき、水防警報及び避難判断水位到達情報を発表し、水防に必要な措置をとるよう関係水防管理者（町長）に対し通知される。

ア 対象河川

町域を流れる河川のうち、指定されている河川は、大和川、曾我川、葛城川、高田川の4河川である。

イ 水防警報の基準

県知事が発令する水防警報の基準は次のとおりである。

階級	警報の種類	内容及び時期
第1段階	待機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、水樋門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警戒して行うもので、はん濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了を通知する。
適宜	水位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要となる水位状況を通知する。

地震による堤防の漏水、地下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

※ ただし、待機、準備の2段階は省略することができる。

ウ 避難判断水位到達情報

町長が警戒レベル3（高齢者避難等）以上の発令判断の参考となる水位に達したときに、その旨について通知される。

エ 措置

通知を受けた水防管理者（町長）は、広陵消防署、消防団、井堰等管理者、ため池管理者、その他水防関係機関へ通知しなければならない。また、状況に応じて、水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させる。

1 国土交通大臣の指定する河川

河川名		区域	対象量水標	水位 (m)	
曾我川	左岸	広陵町大字大場 129 番 3 地先 県道小柳橋下流端から 大和川合流点まで	保田	水防団待機水位 (指定水位)	2.00
				はん濫注意水位 (警戒水位)	3.00
				避難判断水位	4.00
				はん濫危険水位 (特別警戒水位)	5.20
				計画高水位	5.94

2 奈良県知事が指定する河川

河川名		区域	対象量水標	水位 (m)	
葛城川	左岸	御所市御所 } 御所市蛇穴 } 端駈橋から 曾我川合流点まで	広瀬	水防団待機水位 (通報水位)	2.10
	右岸			はん濫注意水位 (警戒レベル 2)	2.50
				避難判断水位 (警戒レベル 3)	2.50
				氾濫危険水位 (警戒レベル 4)	3.50
				堤防天端水位 (警戒レベル 5)	3.90
高田川	左岸	葛城市北花内 } " } 近鉄御所線鉄橋 曾我川合流点まで	磐築橋	水防団待機水位 (通報水位)	1.80
	右岸			はん濫注意水位 (警戒レベル 2)	2.60
				避難判断水位 (警戒レベル 3)	2.60
				氾濫危険水位 (警戒レベル 4)	3.00
				堤防天端水位 (警戒レベル 5)	3.80
曾我川	左岸	御所市戸毛 台橋から 県道小柳橋下流端まで	西但馬	水防団待機水位 (通報水位)	2.90
				はん濫注意水位 (警戒レベル 2)	3.80
				避難判断水位 (警戒レベル 3)	5.30
				氾濫危険水位 (警戒レベル 4)	6.00
				堤防天端水位 (警戒レベル 5)	7.00

※ 避難情報等の発令判断の基準

避難判断水位・・・「警戒レベル 3」高齢者等避難

氾濫危険水位・・・「警戒レベル 4」避難指示

堤防天端水位・・・「警戒レベル 5」緊急安全確保

第3 輸送

水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに予め輸送業者と輸送について協定しておくものとする。

第4 井堰、排水門・取水門扉、調整池、ため池等の操作

井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、並びに調整池、ため池等管理者は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、日頃から工作物を点検し、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにすると共に、気象警報注意報等が発表されたとき、又は河川が水防団待機水位（通報水位）に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者（町長）に通知し、水防管理者は、河川管理者及び農村振興課長（ため池の場合）、その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずること。

第5 決壊の通報並びに決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨所轄土木事務所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

土木事務所は、水防本部、警察署その他必要な箇所に連絡するものとする。また、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

この場合、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講じ、緊急やむを得ないときは、水防団長又は消防機関の長若しくは土木事務所長において臨時の措置を講ずるものとする。水防本部は、決壊の通報を受けたときは速やかに県防災統括室へ通知しなければならない。

第6 避難のための立退

1 立ち退きの指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により、町長、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

2 報告

水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県に速やかに報告するものとする。

3 避難計画の作成

水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、経路、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との

位置関係についても確認しておくこと。

第32節 雪害応急対策

道路管理者は、冬期における路面凍結、降積雪時に、安全で円滑な道路交通を確保するため、連絡体制を確立するとともに、資機材等の調達を図り、迅速かつ適切な雪害対策を実施する。

第1 気象情報の把握

道路管理者は、気象情報に十分注意し、常に状況を把握する。

第2 資機材等の配備

道路管理者は、路面凍結、積雪時に必要な資機材を適所に配備する。

第3 維持管理上必要な措置

道路管理者は、路面凍結、積雪箇所において次の措置を行う。

- 1 道路情報提供装置の点検
- 2 「冬期凍結注意」、「積雪によるスリップ注意」等の看板措置
- 3 凍結防止剤の適所配置及び散布
- 4 請負業者への出動要請及び指示
- 5 その他、冬期における道路の維持管理上必要な措置

第4 他機関との調整

道路管理者は、路面凍結、積雪による事故防止のための通行規制等に伴う他機関（所轄警察署等）との連絡調整を密にし、相互の協力体制を図る。

地盤災害応急対策計画

第33節 被災宅地の危険度判定

豪雨災害や大地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、町災害対策本部が、被災宅地の危険度判定を要すると判断したときには、宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を防止するために、調査復旧班長は被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を策定し、県支援本部に支援要請するとともに、被災宅地の危険度判定を実施する。特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、被災宅地危険度判定士により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

その後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を実施するが、被災宅地危険度判定士及び判定調整員の数が必要数に満たさない場合は、県支援本部長に対し、被災地宅地判定士及び判定調整員の派遣を要請する。

1 危険度判定の支援

町長は危険度判定が必要ある場合に、知事に対し支援要請を行い、判定士の派遣等を依頼する。

2 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

3 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節において「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

4 事前準備

町は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町は、県の協力を得て、相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は、国、近隣府県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び県協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 町は、県が被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に協力する。
- (4) 町は、県と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第34節 ため池災害応急対策

ため池施設に被害が生じた場合の応急対策について定める。

第1 計画方針

町は、大規模地震や台風、集中豪雨等によりため池が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、被害の状況を早期に調査し実態を把握するとともに、応急対策を実施し、被害の早期回復に努める。

第2 町が実施する対策

1 避難

町は、人命を守るため、ため池下流の住民等を安全な場所へ避難させる。

2 安全対策

町は、危険な場所への立入りの禁止や、通行止め等の安全対策を行う。

3 県、関係機関への通報

町は、被害が生じた場合、速やかに県、関係機関へ通報する。

4 応急工事を実施

町は、被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

第3 関係機関が実施する対策

1 町へ通報

管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民等の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。

2 貯留水の放流

災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

3 応急対策の協力

町が実施する応急対策について協力する。

4 二次災害の発生を防止

二次災害の発生を防止するため、ため池堤体の亀裂や漏水量の変化、濁りの有無等について、継続的に点検を実施する。

原子力災害応急対策計画

第35節 原子力災害応急対策

本町及び県内は、国内の原子力発電所からおおむね30km 県内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、奈良県の近くにある原子力施設で緊急事態が発生した場合、町は、住民等の心理的動揺や混乱をできるだけ招かないよう、事業者、国、県等から示される正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達するとともに、住民等からの原子力発電事故による原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を、県と連携し整備する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

第1 実施責任者

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第2 災害復旧事業計画

町は応急対策後、被害状況を的確に調査、把握しそれぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を作成する。

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防施設災害復旧事業計画
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (4) 道路災害復旧事業計画
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- (7) 下水道災害復旧事業計画
- (8) 公園災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 社会福祉施設災害復旧事業計画

6 公立学校施設災害復旧事業計画

7 公営住宅災害復旧事業計画

8 公立医療施設災害復旧事業計画

9 その他の災害復旧事業計画

なお、災害復旧事業の実施に当たっては以下の事項に留意する。

- (1) 町は、被災施設の復旧に当たって、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (2) 被災施設の被災状況、重要度を勘案し、計画的な復旧を行う。
- (3) 事業の実施に当たりライフライン機関とも連携を図る。
- (4) 町は、奈良県警察が行う暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に協力し、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うとともに、復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備する等、相互に連携の上、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (5) 重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された地方道の災害復旧にあたり、高度の技術又は高度の機械力を要する工事で、国が県及び町に代わって実施することが適当と認められる場合においては、国の権限代行制度を活用する。

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び県は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者の生活確保

町及び防災関係機関は、災害時の混乱状態を早期に解消し、住民等の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。

第1 被害認定調査、り災証明書の交付及び被災者台帳の作成

り災証明書は、被災した事実の証明書であり、各種の被災者支援施策の適用の基礎となるものである。したがって、町は、被災者生活再建支援金の支給その他、各種の被災者支援措置を適切に実施することができるよう、り災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者にり災証明書を交付する。

1 り災証明書の交付

町は、法第90条の2に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他町の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である「り災証明書」を交付しなければならない。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

町は、遅滞なくり災証明書を交付するため、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、り災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

なお、り災証明書の発行体制の整備に当たっては、住家被害認定調査やり災証明書の交付の担当部と応急危険度判定担当部とが、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 被災者台帳の作成

町は、法第90条の3に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

第2 生活相談

町は、報道資料及び各班からの情報に基づき、被災者への情報提供及び生活相談に対応する。

第3 女性のための相談

町は、災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等におけるストレス等の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話、面接相談（こころの悩み相談、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談、法律相談））

第4 雇用対策

1 事業者への雇用維持の要請

町は、失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、町内の事業者や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

2 職業のあっせん等の要請

町は、災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、奈良労働局へ下記事項の実施について要請し、被災者の生活再建に努める。

- (1) 災害による離職者の把握
- (2) 求人開拓による就職先の確保
- (3) 広域的な職業紹介による就職機会の提供
- (4) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、り災地域を管轄する公共職業安定所に、り災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (5) 離職者の再就職を促進させるための就職説明会等の開催

第5 職業のあっせん

1 雇用維持に向けた事業主への支援

町は、県と協力し、雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防を図る事業主への支援助成を行う。

2 職業のあっせん

- (1) 町は、県と協力し、災害による離職者の把握に努めるとともに、関係機関と協力して、就職あっせんのための積極的な求人開拓を実施する。また、必要に応じて広域職業紹介を活用し、広く就職機会の提供を行う。
- (2) 町は、県と協力し、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、り災地域を管轄する公共職業安定所にり災者のための臨時職業相談窓口を開設する。

第6 職業訓練の促進

県は、県立高等技術専門校において、被災者に対する職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得ができるよう努める。

第7 雇用保険の失業給付に関する特別措置

災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇労働被保険者を除く）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険法上の失業者として取扱い、公共職業安定所は雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む）を支給する。また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合、事後に証明書により基本手当を支給する。

第8 援助資金の貸付け等

1 災害弔慰金等の支給

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(根拠法令：災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月広陵町条例第14号）)

2 災害援護資金の貸付け

町は、災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金として災害援助資金を貸し付ける。

(根拠法令：災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月広陵町条例第14号）)

3 生活福祉資金の貸付け

県社会福祉協議会は、低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

(根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省社第398号）)

4 母子・寡婦福祉資金の貸付け

(1) 母子福祉資金

県は、母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的とし、貸付けを行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合、据置期間を延長することができる特例措置がある。

(2) 父子福祉資金

県は、父子家庭の父（配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、貸付けを行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合、据置期間を延長することができる特例措置がある。

(3) 寡婦福祉資金

県は、寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的とし、貸付けを行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。（根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号））

5 被災者生活再建支援金の支給

町は、県と協力し、自然災害により、生活基盤の著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から救出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給し、その

生活を支援することで、住民の生活安定と被災地の速やかな復興を図る。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- エ ア又はイの被害が発生した県の区域内の他の市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- オ ウ又はエに規定する県の区域に隣接する県の区域内の市町村（人口10万人未満に限る）で、ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全損する被害が発生した自然災害
- カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5（人口5万人未満の市町村にあつては2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(2) 支援金の対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅を解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額

ア 複数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸（公営住宅除く）	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸（公営住宅除く）	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃貸（公営住宅除く）	—	25	25

イ 単身世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸（公営住宅除く）	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸（公営住宅除く）	37.5	37.5	75
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸（公営住宅除く）	—	18.75	18.75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給される支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給される支援金

第9 災害時における金融面の対策**1 通貨の円滑な供給の確保**

日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

2 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行は、奈良財務事務所等関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

3 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行は、必要に応じ奈良財務事務所等関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行うこと
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置を行うこと
- (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置を行うこと
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置を行うこと

4 各種措置に関する広報

日本銀行は、上記2、3で定める要請を行ったときは、奈良財務事務所等関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第10 独立行政法人住宅金融支援機構へのあっせん等

1 災害復興住宅融資

町は、県と協力し、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが、被災者に対し円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施する。

2 地すべり等関連住宅資金

町は、独立行政法人住宅金融支援機構法に該当し、地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に係るものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続が実施できるよう努める。

3 住宅相談窓口の設置

県は、あらかじめ協定している独立行政法人住宅金融支援機構との「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

第11 公営住宅の建設

町は、県と協力し、災害により住宅を滅失又は消失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、必要に応じ、公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合、滅失又は消失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するとき、町は、県とともに、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を策定し災害査定の早期実施が得られるよう努める。

第12 民間賃貸住宅の紹介

町は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て物件の紹介に努める。

第13 支援のための環境整備

国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第3節 被災中小企業の振興

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する事業資金等の融通が円滑に行われ、早期に経営の安定により一層の振興が図られるよう次の措置を講ずる。

第1 中小企業支援対策

1 事業の再開・継続に向けた相談の受付

被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行う。

2 事業再建と復興に向けた支援

再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。

3 商工団体等との連携

被災した中小企業を早期に支援するため、自治体と商工団体等の連携による被害状況等の迅速な把握、報告体制の整備を進める。

第2 金融支援

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助法に関する法律の指定

中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助法に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。

2 政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定

株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。

3 信用力の低い中小企業の融資を円滑化

信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保障枠の増大等を要請する。

4 中小企業向け融資の特別配慮

地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮の協力を要請する。

5 中小企業信用保険法の指定

災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。

第3 雇用対策

1 巡回労働相談

被災地の事業主や労働者への利便を図るため、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施。

2 被災地優先枠

被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設ける。

第4節 農林業者への融資

第1 農業災害に対する融資制度

1 株式会社日本政策金融公庫からの融資

- (1) 農林漁業施設資金（災害復旧）
農林業用施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通する。
- (2) 農業基盤整備資金（災害復旧）
災害により流失、埋没した農地等の復旧に要する費用を融通する。
（資料編「株式会社日本政策金融公庫からの融資」参照）
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
経営の再建に要する資金を融通する。

2 経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講ずる。（天災資金）
（資料編「経営資金等の融通」参照）

第2 林業災害に対する融資制度

1 株式会社日本政策金融公庫からの融資

- (1) 農林業施設資金
個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通する。
- (2) 林業基盤整備資金
災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設等の復旧に要する費用を融通する。
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
災害により被害を受けた経営の再建に要する資金（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通する。

第5節 義援金の配分

町等は、寄付を受けた義援金の配分を行う場合、住民・企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

第1 町

町は、地域防災計画において「義援金対応計画」等を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により日本赤十字社奈良県支部又は配分委員会等が行う配分業務に関わって、町が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

第2 県

県は、被害状況を勘案して義援金の募集を決定した場合、被災地の状況を十分考慮し、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金会等の関係団体と連携して義援金の募集活動を行い、受け入れた義援金は義援金募集委員会等の決定に基づき、速やかに被災者等に対し配分する。また、義援金の募集活動について、県が保有する広報媒体を利用した広報活動を積極的に実施する。

第3 日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部又は奈良県共同募金会等が中心となって組織された義援金募集委員会等が義援金の配分を行う場合、義援金配分委員会等（以下「配分委員会等」という。）の設置や配分基準・方法等を示した配分計画を策定する等、公平かつ適切な配分の実施に努める。

1 配分委員会等の設置

県は、被災地の状況に応じ、被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会等を設置し、その事務局を担当する。

日本赤十字社奈良県支部は、義援金の迅速・公正かつ透明性のある配分に寄与するため配分委員会等に参画する。

2 配分計画の策定

配分委員会等は、市町村から報告があった被害状況、義援金の集積状況を総合的に勘案して義援金の配分方針を決定し、この方針に基づき被災市町村に配分を行う。

3 配分計画の実施

配分委員会等は、配分計画に基づき配分を行うとき、報道機関等の協力を得る等して、速やかに住民等・企業等へ公表するとともに迅速かつ確実な方法により被災住民等への周知を実施する。

町は、委員会等の方針に準じて、速やかに被災者へ配分する。なお、町が独自に募集した義援金の配分については、町の地域防災計画に定めるところとする。

義援金については、被災地市町村の状況を十分考慮しながら、県、被災市町村、日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携することにより、必要な事項を協議して実施する。

4 配分の終了

配分委員会等は、義援金に係る全ての配分を終了したとき、県に対してその状況を報告するとともに、報道機関の協力を得る等して、住民等や企業等へ公表する。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

町は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、復旧が円滑に行われるよう努める。

第1 激甚災害に関する調査

1 町長

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 知事

知事は、町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。

3 関係各部

関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚法」に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるようにする。

4 指定後の関係調書等の提出

町は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県関係部局に提出する。

第2 激甚災害指定の迅速化

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたとき、関係部長は、国の機関と密接な連絡の上、指定の迅速化を図る。

第7節 災害復旧・復興計画

第1 災害復旧・復興計画の基本方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

「復旧」とは「旧に復すること」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

町・県は、復興の主役は地域の住民であるということを念頭に置いて、復旧・復興のあらゆる場に障がい者、高齢者、女性等の参画を促進する。

第2 復旧・復興計画の策定

町は、被災地の復旧・復興に当たり、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・住民生活をめざし、障がい者、高齢者、女性等の意見も反映されるよう環境整備に努め、復旧・復興計画を策定する。

1 復旧・復興計画

町は、被災規模等に応じて必要と認められるとき、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、復旧・復興計画を策定する。

2 事前の復旧・復興対策

復旧・復興に当たり、限られた時間内に復旧・復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、町は、県と協力し、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから、復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、日頃から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

3 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民等であることから、町は、早期にまちづくりに関する協議会等を設置する等、地域住民等の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民等の参加と協力を得て行う。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

4 技術的・財政的支援

町は、国や県その他関係機関に対し、円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員の派遣を要請する。また、必要に応じて

県は、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図る。

なお、復興財源を確保するのに必要であると認められる場合は、県は、復興資金の設立について、以下のとおり検討する。

(1) 復興基金の設立

県は、被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。

(2) 事業の運用

県は、基金が実施する事業について、財産の運用益により賄うことを原則とする。

第3 復旧・復興対策体制の整備

町は、県と協力し、発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、災害の規模等に応じて、適宜復興本部等の体制を確立する。

1 復旧・復興対策体制

町は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復旧・復興計画の策定
- (2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復興状況の収集及び伝達
- (3) 県その他の防災関係機関に対する復旧・復興対策の実施又は支援の要請
- (4) 県の設立する復興基金への協力
- (5) 復旧・復興計画の進捗管理
- (6) 被災者の生活再建の支援
- (7) 相談窓口等の運営
- (8) 民心安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

第4 特定大規模災害からの復興

1 国の復興基本方針

特定大規模災害の復興に際して、特別の必要があるとき、国は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

2 町の復興計画

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。